# 新漁港建設業
# 将来ビジョン

## ～地域に愛され夢と誇りある漁港建設業への道筋～

一般社団法人 全日本漁港建設協会

令和３年５月

# 目　次

１．新漁港建設業将来ビジョンの趣旨…… 1
２．新漁港建設業将来ビジョン…… 2
2-1.漁港建設業が果たす社会的責務…… 2
(1)社会的責務の考え方…… 2
(2)アンケート調査から見る具体的な社会的貢献活動…… 5
(3)漁港建設業による社会的貢献活動のとりまとめ……10
(4)社会的貢献活動の取り組み強化……10
(5)漁港建設業が果たす社会的責務の国民的理解の増進……11
2-2.これからの漁港建設業……12
(1)目指すべき課題及び目標の考え方……12
(2)目指すべき課題と目標……14
1)安定した利益の確保……14
2)将来に希望が持てる漁港建設業……19
3)安全で魅力ある事業環境の創出……23
4)革新的技術の導入……27
2-3.地域に愛される健全な漁港建設業に向けて……31
３．新漁港建設業将来ビジョン策定の流れ……33
４．おわりに……35

資料編　：漁港建設業をとりまく環境の現状分析
１．漁港漁場政策をとりまく課題……資- 1
(1)漁港漁場整備長期計画……資- 1
(2)水産政策改革……資- 3
２．漁港漁場整備をとりまく課題……資- 5
(1)水産資源の減少……資- 5
(2)温暖化の進行……資- 7
(3)災害の多発・巨大化……資- 9
(4)漁村活力の低下……資-12
(5)市町村の技術者不足……資-15
３．漁港建設業をとりまく課題……資-17
(1)担い手３法及び運用指針の改正……資-17
(2)人材・担い手不足と特定技能外国人受入れ制度の創設……資-22
(3)建設業における新型コロナウイルス対策……資-25
(4)SDGs 達成に向けた取り組み強化……資-27

# １．新漁港建設業将来ビジョンの趣旨

## (1) 背　景

新漁港建設業将来ビジョンは、漁港建設業の将来ビジョン（平成 27 年 5 月：以下、旧ビジョンという）策定後 6 年が経過する中で、わが国の水産業や漁港漁場整備、漁港建設業をとりまく環境の大きな変化を見据え、漁業・漁村と共存共栄関係にある漁港建設業が、時代の要請に的確に応えつつ健全に発展する姿を明確にするために、旧ビジョンの内容を改訂したものです。

## (2) 趣　旨

漁港建設業は、447 万㎢を有する広大な排他的経済水域の漁業を主とした有効活用や保全、及びその活動拠点として、全国 3 万 4 千㎞の海岸線の津々浦々に 2,790 の漁港を建設してきたことに加え、海の環境保全活動などの地域社会への貢献、日々の漁業活動支援などの地域経済への貢献、災害対応など地域の守り手としての貢献、国土の保全と形成への貢献など、自他ともに認める社会的使命と責任を自覚しつつ、希望と誇りを持って活動してきました。

本ビジョンは、将来にわたり、漁港建設業本来の目的である活力ある漁業・漁村の形成への貢献とともに、これら誇りある社会的責務を果たすため、漁港建設業が抱える現下の課題を様々な角度から分析し、「地域に愛され夢と誇りある漁港建設業」に向けた理念と将来のあるべき姿を描き、その実現と持続的発展のためにとるべき方策を取りまとめたものです。

# ２．新漁港建設業将来ビジョン

新漁港建設業将来ビジョン（以下、新ビジョンという）は、その趣旨を踏まえ、漁港建設業者の目標や励みになるものであると同時に、国民や地域社会からの支持と理解が得られることを目指し、近年の漁業・漁村や漁港建設業をとりまく環境の変化に柔軟に対応しつつ、「地域に愛され夢と誇りある漁港建設業」の創出を図るという方向性を重視しています。

このため、新ビジョンの整理にあたっては、まずは、漁港建設業が果たす社会的責務（漁港建設業が果たしてきた地域への社会的貢献活動等）を最近の実情を踏まえ再整理したうえで、(一社)全日本漁港建設協会（以下、全漁建という）会員等の意見・要望を十分に反映しつつ、漁港建設業のあるべき将来の姿（健全な漁港建設業の構築に向けた課題と目標）を描き、その実現に向けた道筋を提示します。

## 2-1. 漁港建設業が果たす社会的責務

### (1) 社会的責務の考え方

**（基本的考え方）**

漁港建設業は、海の環境保全活動や日々の漁業活動支援、また、災害時における地域の復旧・復興支援活動など様々な社会的責務を果たしており、今後とも地域社会が維持発展していくためには、漁業・漁村と共存共栄関係にある漁港建設業が健全に機能していく必要があります。このため、新ビジョンにおいては、漁港建設業による漁港や漁場など水産基盤の安全かつ効率的な整備という本来の役割に加え、漁港建設業が果たすさまざまな社会的貢献活動をわかりやすく整理し、国民や地域社会から理解・支持され、誇りの持てる漁港建設業の姿を浮き彫りにします。

**（社会的貢献活動の種類）**

漁港建設業が果たしている主要な社会的貢献活動とその考え方を以下に整理します。

**1) 地域社会への貢献**

漁業関係者を含めた地域住民や各種組織と連携・協働し、「環境保全活動（例えば、海浜や漁港等の清掃、潜水技術を生かした磯焼け原因生物の駆除等)」や、「伝統文化・地域振興イベント支援活動（例えば、地域に残る祭礼などへの人的支援、青空市など地元の食祭イベントへの支援等)」、「教育学習支援活動（例えば、地元小学生等が参加する稚魚の放流活動支援や基礎的な漁港建設技術の学習支援等)」など様々な活動を通じ、地域社会への貢献を果たしています。

（海浜清掃活動への参加）

（模型による漁港建設の体験学習支援）

図 2-1-1 地域社会への代表的貢献事例

### 2）地域経済・水産業への貢献

漁港建設業による工事に必要な資機材の調達や雇用機会の確保などの経済効果に加え、漁業・水産業以外に就業所得機会が極端に限られる地域において、「作業船等の活用による漁船や生け簀の揚げ降ろし等日常の漁業活動支援」、「漁閑期等の兼業機会を含めた就業所得（雇用）機会の提供」、「漁業者の減少・高齢化等に対応し、養殖業や漁獲物の付加価値化に資する水産加工業への参入」、「漁港ストック等を活用した観光ほか新規産業おこし」、などを通じて地域経済や水産振興への貢献を果たしています。

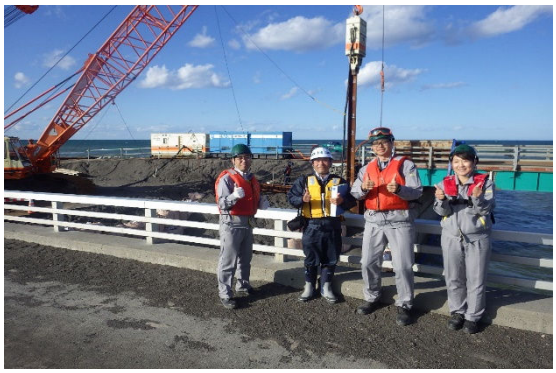

（現場で活躍する女性・若手技術者）

（結氷海面での砕氷による漁船用航路の確保）

図 2-1-2　地域経済・水産業への代表的貢献事例

### 3）地域の守り手としての貢献

近年、台風等の巨大化により各地の漁業地域において水害や流木等による災害が発生しており、地域に精通した漁港建設業は、「自然災害発生時の迅速な応急・復旧支援（漁港における航路・泊地等の啓開や倒壊した漁港施設等の復旧等）」、「事前防災準備（行政との災害協定の締結推進や相互支援体制の構築等）」に加え、「漁港施設や漁村の生活インフラ等の日常的な点検・管理」など地域の守り手として、大きな貢献を果たしています。

全国の漁港漁村では、このように激甚化する自然災害からの地域の守り手として、また、地域社会の維持・活性化などの面において、漁港建設業が必要不可欠なサービス機能を担うエッセンシャルワーカー※として大変重要な役割を果たしています。

※エッセンシャルサービス及びエッセンシャルワーカーとは「必要不可欠なビジネス」、「必要不可欠なサービス」（‘essential business’‘ essential service’）を意味しています。

（漁港における航路・泊地等の啓開）

（豚熱防疫支援活動）

図 2-1-3　災害時等における地域の守り手としての代表的貢献事例

### 4）国土保全と形成への貢献

我が国の外縁を形成する 2,790 の漁港（図 2-1-5 参照）やその周辺の漁場において、漁港建設業が多様な活動を行うことにより、漁業・漁村が有する多面的機能と同様に、国土や国境海域の監視、不審船等の通報、国際漂流漂着物の処理など、国土保全と形成への貢献を果たしています。

（わが国の経済的排他水域等）

（わが国周縁の孤立型離島漁港）

図 2-1-4　国土保全と形成への代表的貢献事例

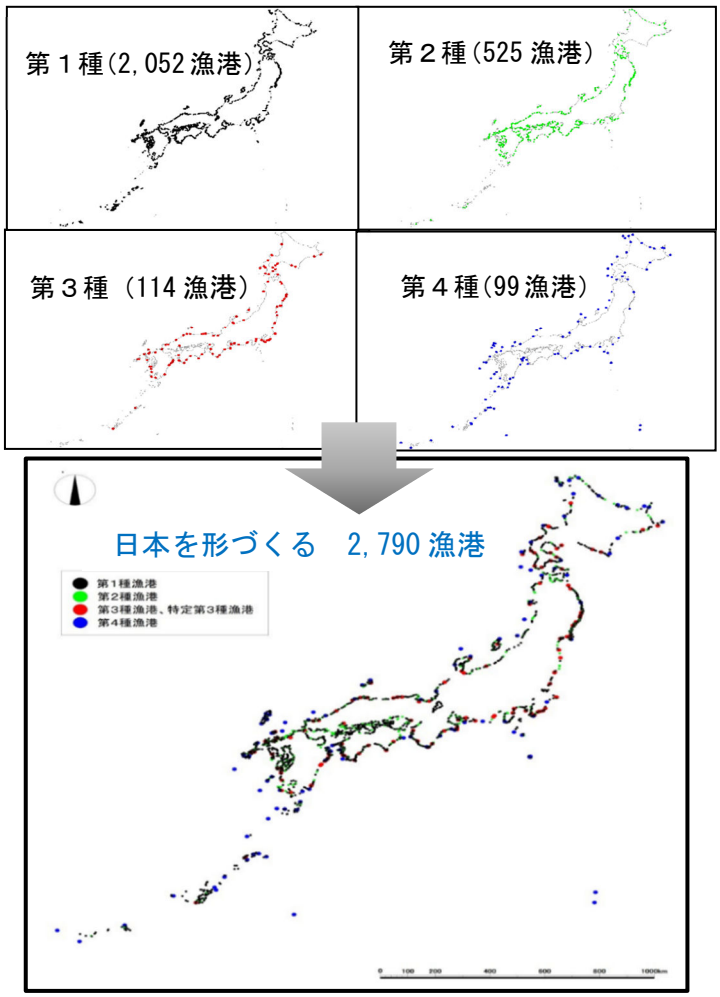


図 2-1-5　国土の外縁を形成する漁港漁村と漁港建設業(わが国の漁港の立地状況)

これらの社会的貢献活動は、健全な漁業活動や水産基盤整備事業等の安定的な確保のもと、漁港建設業の健全な維持発展により提供されるものであり、このことにより、活力ある漁業・漁村の形成にも大きく貢献することとなります。このような漁港建設業による社会的責務の発揮と活力ある漁業・漁村の形成との関係を模式的に示すと下図（図 2-1-6）のようになります。

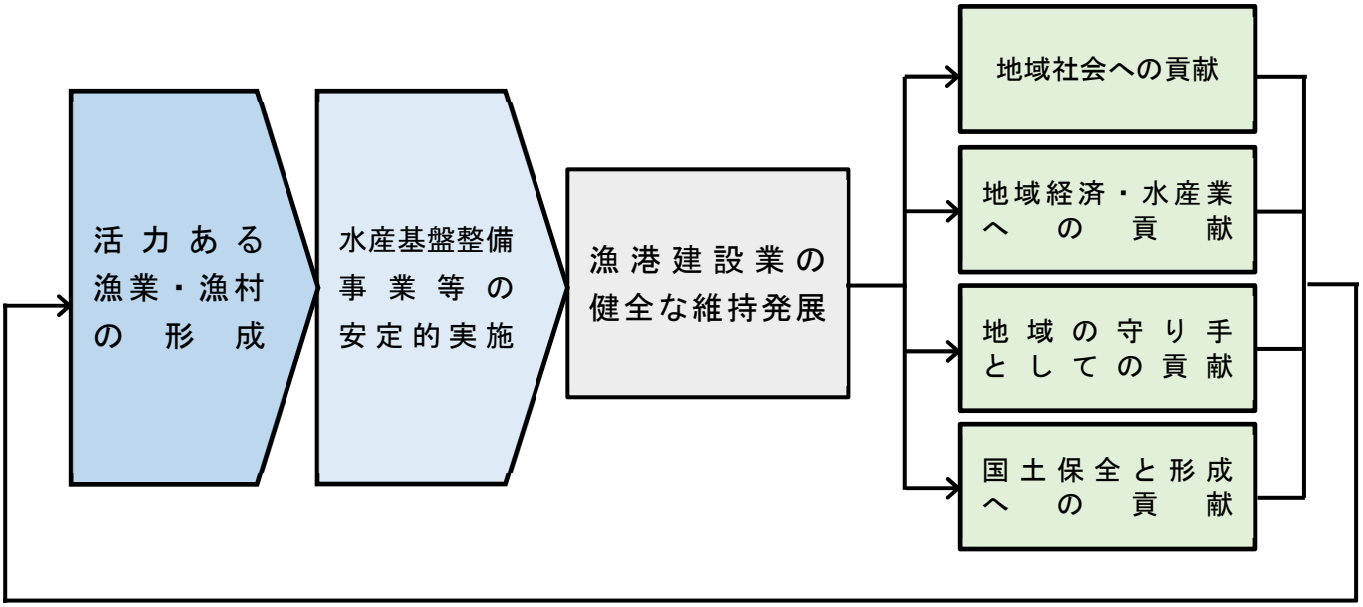


図 2-1-6　漁港建設業が果たす社会的責務と活力ある漁業・漁村の形成との関係

## (2) アンケート調査から見る具体的な社会的貢献活動

全漁建会員へのアンケート調査結果（R2.8）によると、漁港建設業が果たしている社会的貢献活動は以下のとおりであり、いずれも地域社会に対して強い使命感を持って行われていることが窺われます。

### 1) 地域社会への貢献

地域社会への貢献活動としては、次図（図 2-1-7）に示すように、「環境保全活動」が突出して多く、有効回答の 94%に当たる会員が挙げています。次いで、「イベント等地域振興活動支援」、「教育支援活動」、「まちづくり支援活動」、「祭礼等伝統文化の保全活動」（以上有効回答総数の 2 割以上約 4 割まで）の順となっています。

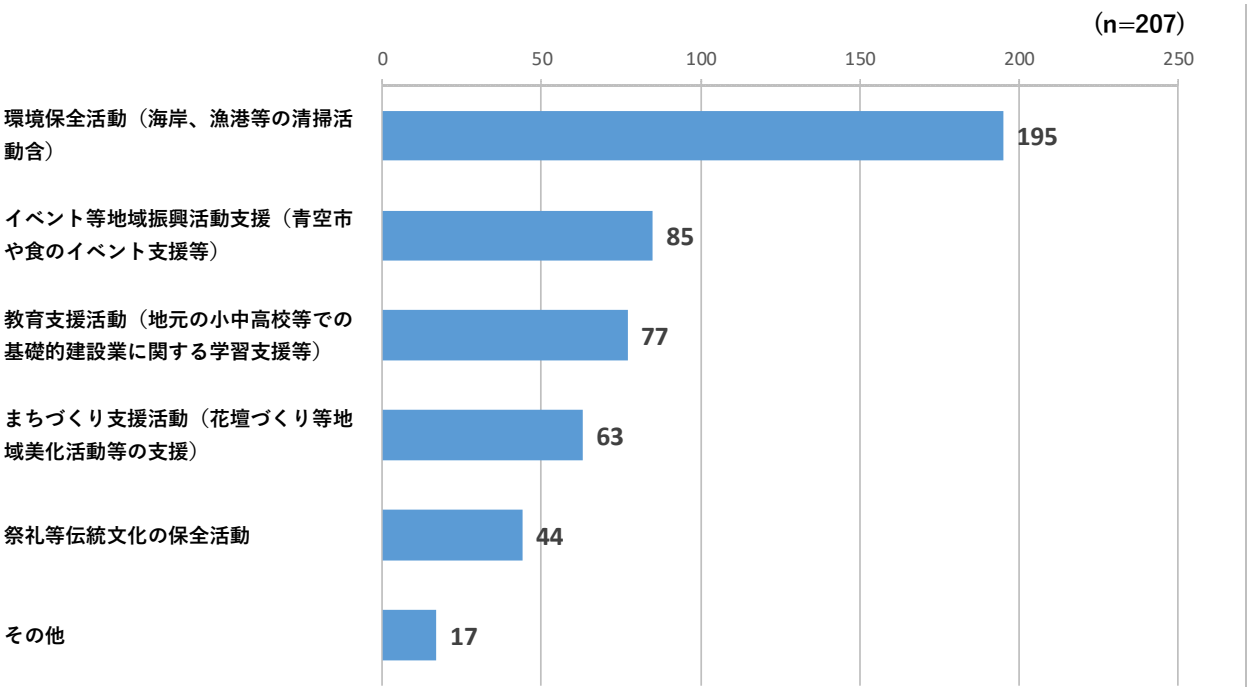


資料 - 全漁建会員アンケート

図 2-1-7　漁港建設業が果たしている地域社会への貢献活動

### 2）地域経済・水産業への貢献

地域経済・水産業への貢献活動としては、下図（図 2-1-8）に示すように、「納税による財政貢献」及び「工事に必要な資機材等の調達」を有効回答の 7 割弱の会員が挙げており、次いで、「雇用機会の提供」、「漁業活動支援」が続く反面、「養殖や水産加工業等他産業への参入」の回答は少なくなっています。

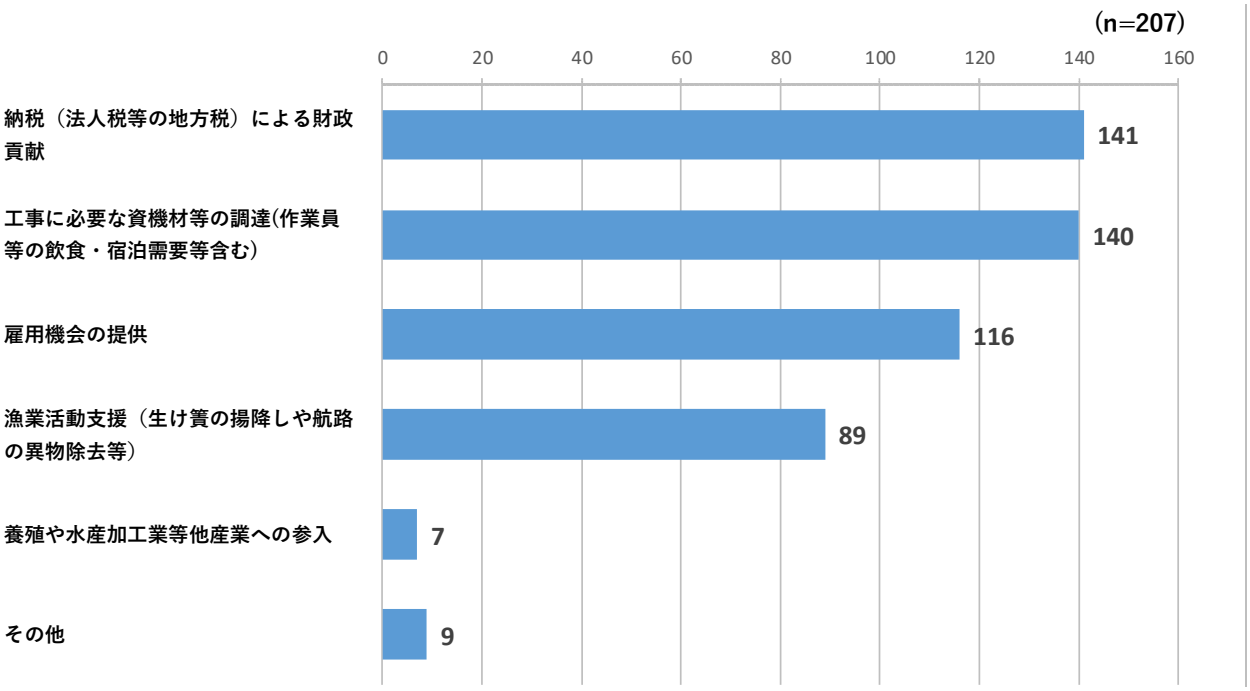


資料 - 全漁建会員アンケート

図 2-1-8　漁港建設業が果たしている地域経済・水産業への貢献活動

### 3）地域の守り手としての貢献

災害等からの地域の守り手としての活動としては、下図（図 2-1-9）に示すように、「災害時の復旧支援」が最も多く有効回答のほぼ 9 割を占め、次いで、「漁港・漁場の簡易な維持管理」、「漁業者・漁船等の避難救助支援」、「漁港施設の日常点検」の順となっています。

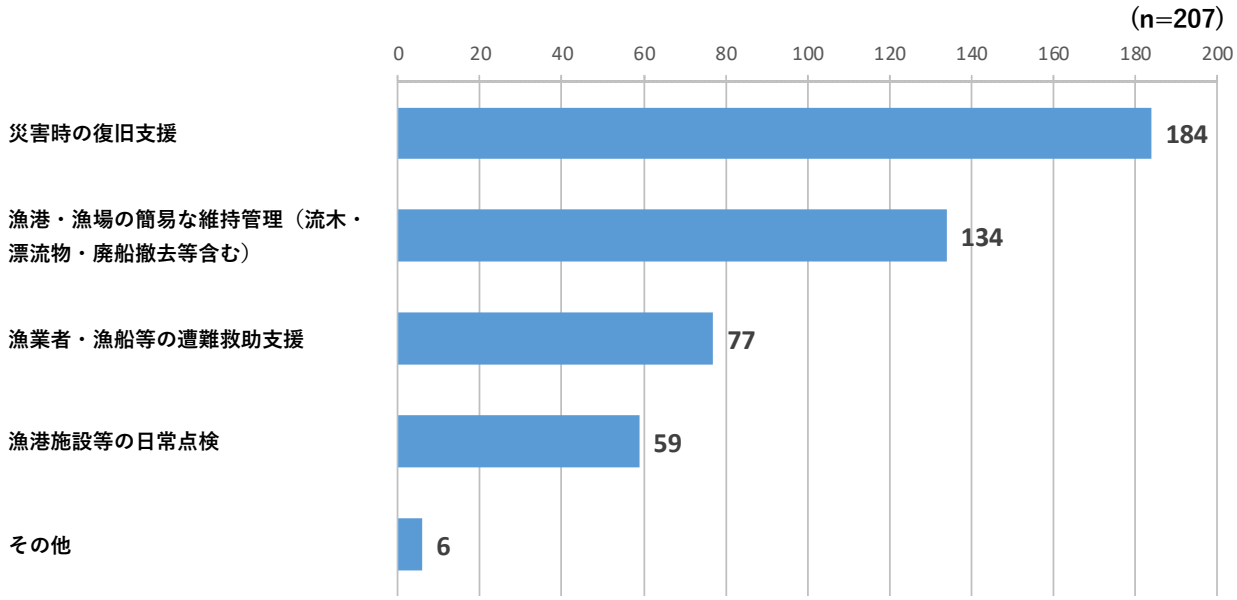


資料 - 全漁建会員アンケート

図 2-1-9　漁港建設業が果たしている地域の守り手としての貢献活動

### 4）国土保全と形成への貢献

国土保全と形成への貢献活動としては、下図（図 2-1-10）に示すように、「国土・海域等の監視」と「離島・半島部等での活動拠点の形成」がそれぞれ、有効回答の 38%、28%の割合で挙げられています。

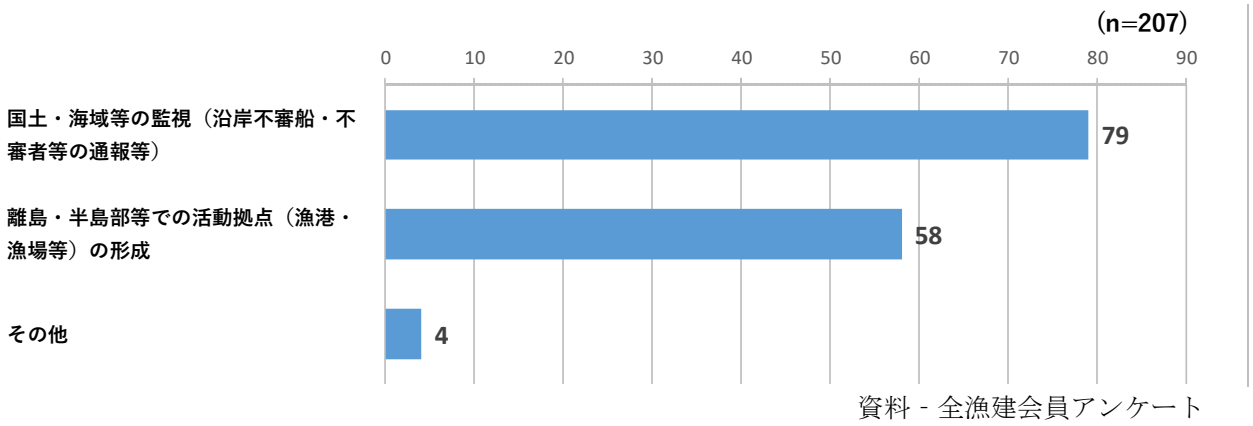


資料 - 全漁建会員アンケート

図 2-1-10　漁港建設業が果たしている国土保全と形成への貢献活動

全漁建会員が取り組んでいる「地域社会への貢献」、「地域経済・水産業への貢献」、「地域の守り手としての貢献」、「国土保全・形成への貢献」の 4 つの社会的貢献活動に関する代表的な事例（事例調査（R2.8）より）を、以下（図 2-1-11～図 2-1-14）に整理します。

## 環境保全活動支援
「地域の海岸清掃活動に、重機を提供して参加」

地域住民等参加の海岸 愛護運動『クリーン・ビーチいしかわ 』に参加し、重機を用いて人力では処理できない大型の漂着物や埋没した 漁網等を撤去

（石川県金沢市）

## イベント等地域振興活動支援
「おながわ復興記念冬花火打ち上げにかかる旋回起重機船の提供」

平成27年から、女川町の復興を願い 3,000発の花火を女川湾に係留した旋回起重機船から打ち上げ

（宮城県女川町女川漁港）

## 教育支援活動
「車エビ稚エビの放流活動」

車エビ養殖が盛んな地域であり、地元の幼稚園児及び漁業関係者とともに、車エビの稚魚の放流活動を実施

（山口県宇部市九尾漁港）

## 伝統文化の保全活動
「伝統文化（ハーリー）の保全活動への参加」

平成29年から、沖縄県 各地の漁港で行われる爬竜船（はりゅうせん）競争と祭りに毎年参加し、航海の安全や豊漁を 祈願

（沖縄県うるま市平敷屋漁港）

図 2-1-11　地域社会への貢献の具体例（全漁建事例調査より）

## 漁業活動支援
「藻場再生によるアワビ・サザエの漁獲増と漁場・漁村の活性化活動」

静岡県水産多面的機能発揮対策活動に参画し、種苗生産、母藻設置、保護地区設定、食害生物除去に取り組むとともに 、人工の藻場造成礁を投入し経過観察を実施

（静岡県南伊豆町伊浜地区）

## 養殖や水産加工業等他産業への参入
「岩ガキ養殖試験、磯根資源の保護培養」

庄内浜シングル岩ガキの養殖技術の 確立に向け、磯根資源の保護培養、地元漁業者にアミノ酸混和 コンクリートプレートの提供 ・敷設・効果検証 等を実施

（山形県共同漁業権海域/ 鼠ヶ関地区、吹浦漁港内・女鹿三崎地区）

図 2-1-12　地域経済・水産業への貢献の具体例（全漁建事例調査より）

**災害時の復旧支援**
**「台風により破損・漂流した定置網の撤去作業」**

平成27年台風23号により被害を受けた鮭 定置網等破損漁具の 引き揚げに協力（佐呂間湖漁業協同組合の依頼）

（北海道オホーツク総合振興局佐呂間町）

**災害時の復旧支援**
**「豪雪により転覆した漁船の陸揚げ支援」**

平成23年正月の豪雪により転覆及び沈没した 200隻以上の小型漁船の陸揚げ等を支援（地元漁業協同組合の依頼）

（鳥取県境漁港ほか西部地域）

**災害時の復旧支援**
**「県との災害協定に基づく応急対策業務」**

平成28年2月に県と締結した「災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定」に基づき 、迅速に流木撤去等を実施（県からの要請）

（鹿児島県鹿児島湾及び奄美群島）

**漁港・漁場の簡易な維持管理、災害時の復旧支援**
**「津波による流出車両の引き揚げ」**

久之浜漁港内に流出した車両の車内と周辺の水中探索、車両の引き揚げに協力（小名浜港湾建設事務所の依頼）

（福島県久之浜漁港）

図 2-1-13　地域の守り手としての貢献の具体例（全漁建事例調査より）

**離島・半島部をはじめ国土・海域監視活動**
**「国境及び海域の監視」**

対馬最北端において、海域監視の役割と地域水産業の活動拠点としての機能の確保を支援

（長崎県対馬市鰐浦漁港）

**離島・半島部をはじめ国土・海域監視活動**
**「国境監視と漁船の安全な避難を支援」**

国境及び排他的経済水域形成の起点における活動拠点としての役割と安全な避難港としての機能の確保を支援

（沖縄県南大東村南大東漁港、与那国町久部良漁港）

図 2-1-14　国土保全と形成への貢献の具体例（全漁建事例調査より）

### (3)漁港建設業による社会的貢献活動のとりまとめ

全漁建会員へのアンケート結果により、社会的貢献活動の具体的内容を取りまとめると以下のとおりとなります。

表 2-1-1　漁港建設業が果たしている社会的貢献活動のまとめ(全漁建会員アンケート結果)

| 区　分 | 項目・内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 地域社会への貢献 | 1位　環境保全活動（海岸、漁港等の清掃活動含む） | (94.2%) |
| | 2位　イベント等地域振興活動支援（青空市や食のイベント、体験活動等） | (41.1%) |
| | 3位　教育支援活動（地元の小中高校等での基礎的建設業に関する学習支援等） | (37.2%) |
| | 4位　まちづくり支援活動（花壇づくり他地域美化活動等の支援） | (30.4%) |
| | 5位　伝統文化の保全活動 | (21.3%) |
| 地域経済水産業への貢献 | 1位　納税（事業税等の地方税）による財政貢献 | (68.1%) |
| | 2位　工事に必要な資機材等の調達(作業員等の飲食・宿泊需要等含む) | (67.6%) |
| | 3位　雇用機会の提供 | (56.0%) |
| | 4位　漁業活動支援（生け簀の引き上げや航路の異物除去等） | (43.0%) |
| | 5位　養殖や水産加工業等他産業への参入 | ( 3.4%) |
| 地域の守り手としての貢献 | 1位　災害時の復旧支援 | (88.9%) |
| | 2位　漁港・漁場の簡易な維持管理(簡易な流木・漂流物・廃船撤去等支援含) | (64.7%) |
| | 3位　漁業者・漁船等遭難救助支援 | (37.2%) |
| | 4位　漁港施設等の日常点検 | (28.5%) |
| 国土保全と形成への貢献 | 1位　国土・海域等の監視（沿岸不審船・不審者等の通報等） | (38.2%) |
| | 2位　離島・半島部等辺地の活動拠点（漁港・漁場等）の創出 | (28.0%) |

注：　＝会員アンケートで 50%以上の回答が得られた項目

### (4) 社会的貢献活動の取り組み強化

漁業地域においては、漁港建設業は漁業・漁村と共存共栄の関係にあり、地域から愛され信頼あるパートナーシップの構築に向けて、社会的貢献活動のさらなる取り組み強化を図ることが期待されます。このため、人口減少が懸念される漁業地域における伝統的行事の継承や漁港・海岸等の環境保全活動など地域社会への貢献活動、また、離島や半島部等においては、漁業と建設業が主要産業であることから、日常の漁業活動支援や雇用の場の提供など地域経済への貢献活動に引き続き取り組みます。さらに、近年多発また大規模化する災害等からの地域の守り手として、漁港建設業は地域のエッセンシャルワーカーとして不可欠な存在であることから、漁港管理者との災害協定締結に加え、より広域的な災害に対応するため、全漁建支部間、また、会員各社間での協定締結など、緊急時の対応強化に向けた取り組みを推進します。国土保全と形成への貢献については、漁業・漁村が海域や国境監視など多面的機能を果たしていることを認識しつつ、離島等における活動拠点の形成や海域の監視活動等に努めます

### (5) 漁港建設業が果たす社会的責務の国民的理解の増進

漁港建設業による社会的貢献活動は、漁業地域においては、なくてはならないエッセンシャルサービスそのものです。これら漁港建設業が果たしている重要な社会的責務を積極的にアピールすることにより、漁港建設業の多様な役割や機能について国民や地域社会の理解を得るよう努めます。

また、社会的責務の説明にあたっては、たとえば地域経済への貢献において、建設業による産業連関による波及効果の説明により、可能な限り定量化を図るなど効果の「見える化」に努めます。

**（参考：漁港建設業等による産業連関による波及効果）**

平成 27 年（2015 年）建設部門分析用産業連関表によると、港湾漁港工事 1 単位より国内生産にどの程度生産額が誘発されるかという生産誘発の大きさは、1.72（H27）、2.04（H23）となっており、概ね投入 1 に対して約 2 倍の生産誘発効果がみられています。主な支出先としては、工事のために使用される主な原材料等（金属製品、セメント製品、事業所サービス、商業、輸送等）のいわゆる中間財への投入が 53%、建設の生産活動から生み出される雇用者所得、間接税、営業余剰、家計外消費支出などのいわゆる粗付加価値が 47%となっており（図 2-1-15 参照）、これら中間投入財や雇用者所得から一次、二次と更なる波及効果が生まれることになります。

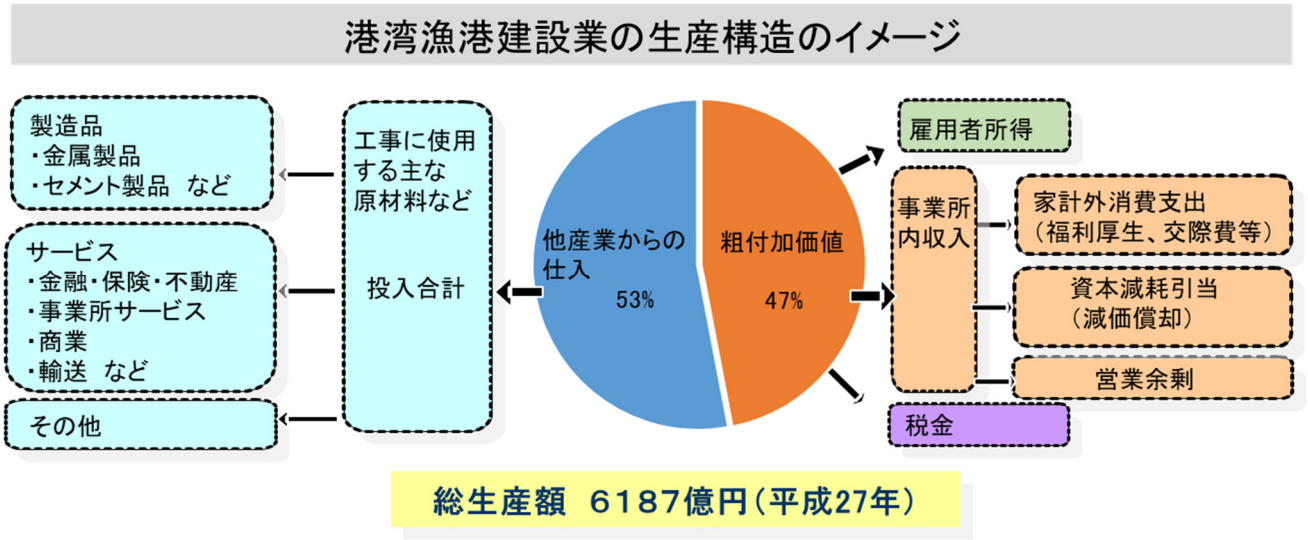


図 2-1-15　港湾漁港建設業の生産構造（H27）（建設部門分析用産業連関表より）

## 2-2. これからの漁港建設業

### (1) 目指すべき課題及び目標の設定

**（基本的考え方）**

漁港建設業の本来の役割である漁港漁場などの生産基盤や漁村の生活・社会インフラ整備に加え、今後とも漁業地域にとって不可欠な社会的責務を発揮していくためには、漁港建設業自体が健全に維持発展していく必要があります。このため、まずは、漁港建設業が健全に維持発展していくうえで必要となる課題を設定します。

課題の設定にあたっては、全漁建会員の意見を反映することが最も重要です。全漁建会員へのアンケート調査結果（図 2-2-1）によると、主要な関心事項としては、「地域の守り手として安定した利益が得られること」、「産業として将来が見通せ希望が持てること」、「事業環境が安全で魅力的であること」の 3 つの項目が挙げられました。また、これら課題を解決していくためには、海上工事である漁港漁場整備特有の技術面での対応が必要であることから、「革新的技術の導入」が 4 番目の項目として挙げられています。

加えて、経済社会のグローバル化が進展する中、企業経営においても持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献が求められており、漁港建設業においても SDGs を意識した活動を推進していく必要があります。また、わが国全体の経済社会状況が縮小局面にある中、漁港建設業も例外ではなく、この局面においても適切に対応可能な生産性の向上等による経営の効率化・多角化等の視点も重要です。

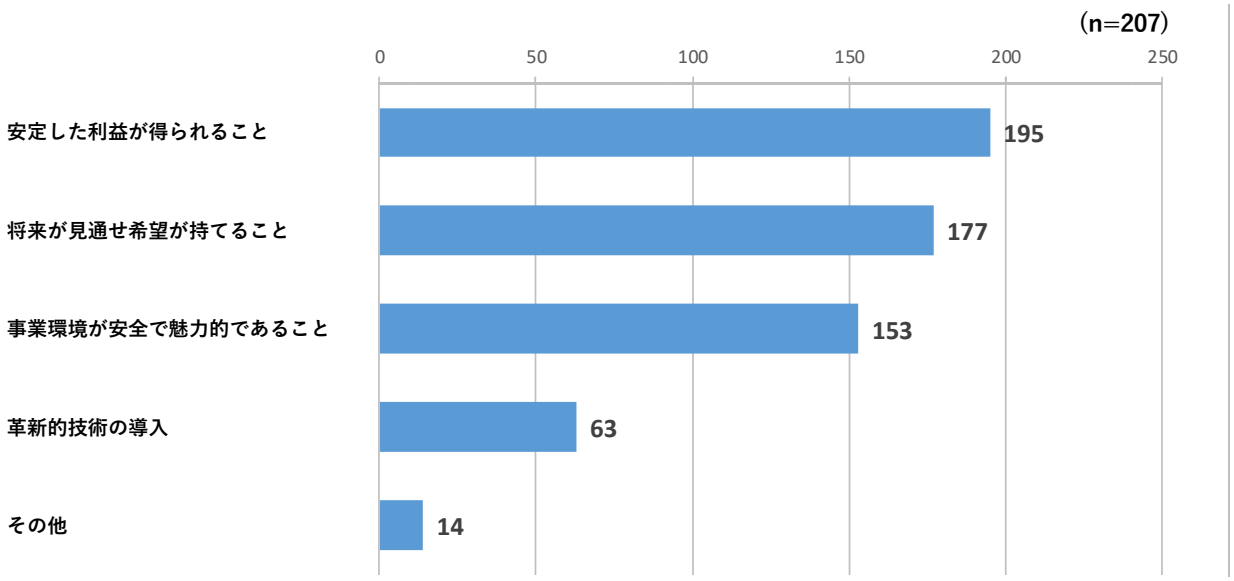


資料 - 全漁建会員アンケート

図 2-2-1　漁港建設業が健全に維持発展していくために必要な主要課題について

**（目指すべき課題及び目標の設定）**

漁港建設業が健全に維持発展していくための課題については、目指すべき課題及び目標設定の基本的考え方を踏まえ、全漁建会員に対するアンケート結果を反映し、「安定した利益の確保」、「将来に希望が持てる漁港建設業」、「安全で魅力ある事業環境の創出」、「革新的技術の導入」の４つのテーマを設定し、各課題の解決に向けた具体的な道筋を目標として整理します。

漁港建設業は漁業・漁村と共存関係にあり、活力ある漁業・漁村の形成に向けて、漁港建設業が果たすべき役割とその健全な機能発揮に向けて必要となる課題との関係を整理すると、下図（図 2-2-2）のようになります。

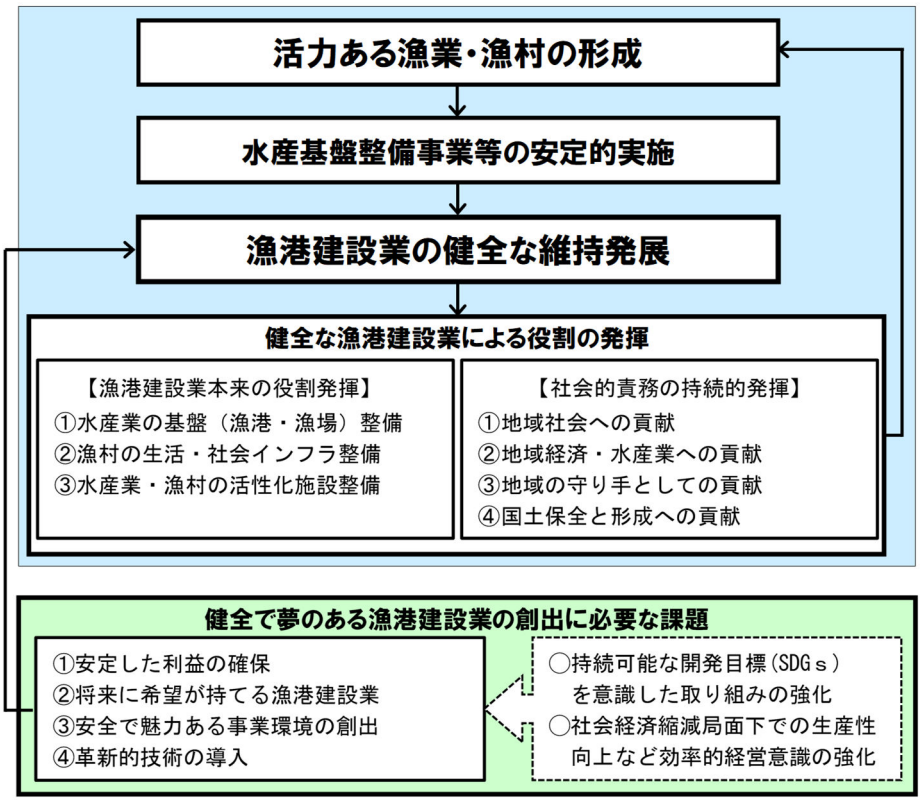


図 2-2-2　活力ある漁業・漁村の形成に向けた漁港建設業の役割と課題

## (2) 目指すべき課題と目標

### 1)安定した利益の確保

**（基本的考え方）**

全国の漁港建設業は、地域の漁業活動や災害時における復旧活動等を支えるいわゆるエッセンシャルワーカーとして重要な役割を果たしており、今後ともこれら機能を持続的に発揮していくためには、安定した収益の確保により企業経営が健全に維持されることが必要です。なかでも、海上からの啓開作業や漁業支援を考えた場合、作業船等の役割が大きく、これら機材が健全に維持されなければなりません。このためには、水産基盤整備事業をはじめとして、漁港建設業の企業経営が健全に維持できるうえで必要な工事量（工事費）の確保が必要です。

また、漁港建設業は、他の公共事業と異なり、国の直轄事業が少なく大半が都道府県や市町村事業であること、また、多くが離島・半島など条件不利地域で行われること、さらには、過酷な海象条件の下で行われることから、適正な利潤と担い手確保のためには、個々の工事において適正な契約発注が行われるよう、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、品確法という）とともに、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の促進に関する法律」のいわゆる担い手 3 法及び「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、運用指針という）の徹底等が図られることが不可欠です。しかし、漁港関係工事の現場では、回航費や小規模工事等において、設計積算と施工実態との乖離問題が発生するなど多くの課題を抱えていることから、これら入札・契約行為等の適正化が図られるよう強力に取り組む必要があります。

**（アンケート調査結果）**

全漁建会員へのアンケート調査結果によると、漁港建設業が安定した利益を確保するうえで重要な課題としては、まずは、毎年安定した水産基盤整備関係事業費の確保、次に、品確法や運用指針の徹底等による契約・発注の適正化の２つの課題に強い関心が示されています。

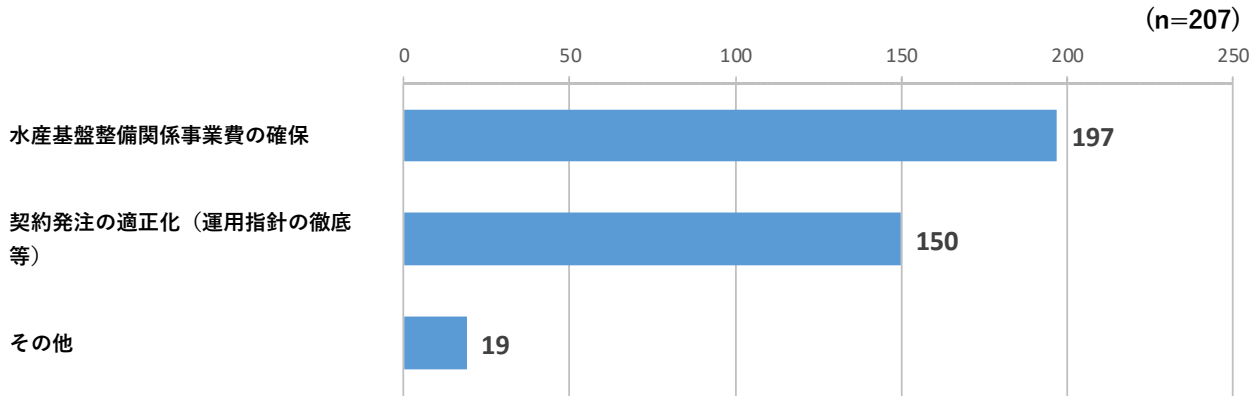


図 2-2-3　漁港建設業が安定した利益を得るために必要なものについて

また、とりわけ「契約発注の適正化（運用指針の徹底等）」については、「現場条件不一致時の適切な対応」を求める意見を筆頭に、「単価・歩掛の現実に合った対応」、「適正な発注時期と工期の設定」、「回航費・避難回航費の適正計上」、「小規模工事における適正な積算」、などを求める意見が多く挙げられています。

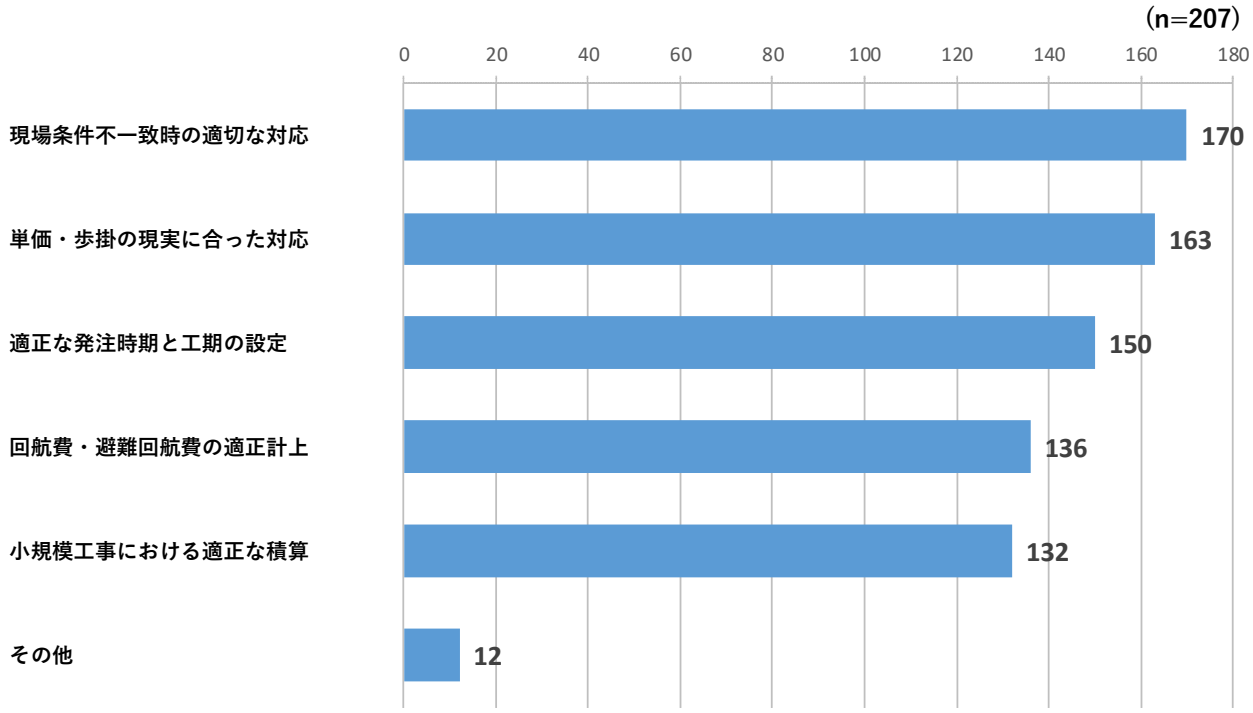


図 2-2-4　漁港建設業における「契約・発注の適正化」について関心のある課題

**（目　標）**

漁業地域における漁港漁村等の社会インフラ整備に加え、地域の守り手としての機能の発揮に必要な企業経営上の安定した利益の確保に向け、水産基盤整備事業を始め毎年必要な予算が計上されるとともに、個々の工事において適正な利潤が確保されるよう、標準設計と施工実態との乖離問題の解消や現場条件の不一致による適切な設計変更等に向け、品確法及び運用指針の徹底に取り組みます。

**①社会的責務の持続的発揮に向けた必要事業量（事業費）の確保**

**・企業経営の健全な維持に必要な水産関係公共予算の総枠確保と適正な地域配分**

漁港建設業に関連する事業は、漁港漁場整備にかかる水産基盤整備事業に加え、農山漁村地域整備交付金（海岸整備、漁村整備等）や災害復旧事業等を含めた水産関係公共事業が主な柱となっており、これら水産関係公共予算の安定的な確保と各都道府県への適正な配分に向け、国をはじめ関係機関に強く働きかけます。

**・地域の守り手等として必要な事業量を確保**

台風・津波等に伴う漁港施設の倒壊や漁村への海水流入被害、また、近年増加している豪雨災害に伴う流木やがれき等による漁港・漁場の埋塞被害等から応急・復旧作業を行うには、漁

港建設業者が有する高度な技術や人材に加え、作業船等の船舶や重機等の資機材が不可欠であり、地域の守り手としての機能を健全に維持するため、これら資機材が維持可能な事業量の確保に取り組みます。（参考値：作業船等の年間維持経費を目標値として設定　※P17（参考 1）参照）

**・市場・荷捌き所や製氷・冷凍・冷蔵庫など関連非公共事業予算の活用**

水産基盤整備事業に関連する予算としては、漁港の有効活用等を支援する漁港機能増進事業、荷捌き所や冷凍冷蔵庫等の水産関係施設を整備する浜の活力再生交付金、漁村の滞在型交流促進施設整備等を支援する渚泊対策事業など非公共事業の予算の活用も可能であり、漁業地域の活性化に向け、これら予算を効果的に活用します。

**②新担い手 3 法及び運用指針の徹底（入札・契約制度の適正化）**

**・技術委員会の機能強化と活性化**

全漁建において、設計積算と施工実態との乖離問題の解消や、現場条件の不一致による適切な設計変更等について検討する場である「技術委員会」の機能強化及び活性化を図り、設計積算と施工実態との乖離事例集の作成、水産庁や発注者等との意見交換機会の増加・内容充実等により、着実な問題解消を図ります。

**・漁港漁場関係工事積算基準講習会等を通じた設計積算と施工実態との乖離問題の理解増進**

契約発注の適正化については、改正品確法や運用指針において明確に位置づけられていることから、これら法的位置づけや現場で実際に発生している乖離問題等について、漁港漁場関係工事積算基準講習会等を通じた説明を強化し、発注者等の理解増進を図ります。

**・設計コンサルタントの海上工事に係る技術力向上**

漁港や海岸など海上工事に不慣れなコンサルタントによる設計には、時折、海象条件等の現場条件が適切に反映されないものが見られます。このため、設計コンサルタントに対し、海上工事に係る技術情報の提供に努めるとともに、必要に応じて技術力向上を要請します。

**・回航費・避難回航費など入札契約の適正化に向けた技術開発等の推進**

入札契約の適正化に向けては、設計積算と施工実態の乖離を「見える化」し、理解を求める必要があります。このため、海上工事においてウエイトが大きい回航費・避難回航費について、実態に応じた対応が図られるよう、荒天リスク清算型や適正な供用係数の算定を支援する技術開発（P29 ③参照）を推進します。また、供用係数の算定根拠となる基礎条件等について実態との乖離状況を把握し、必要な場合はその改善に向け取り組みます。

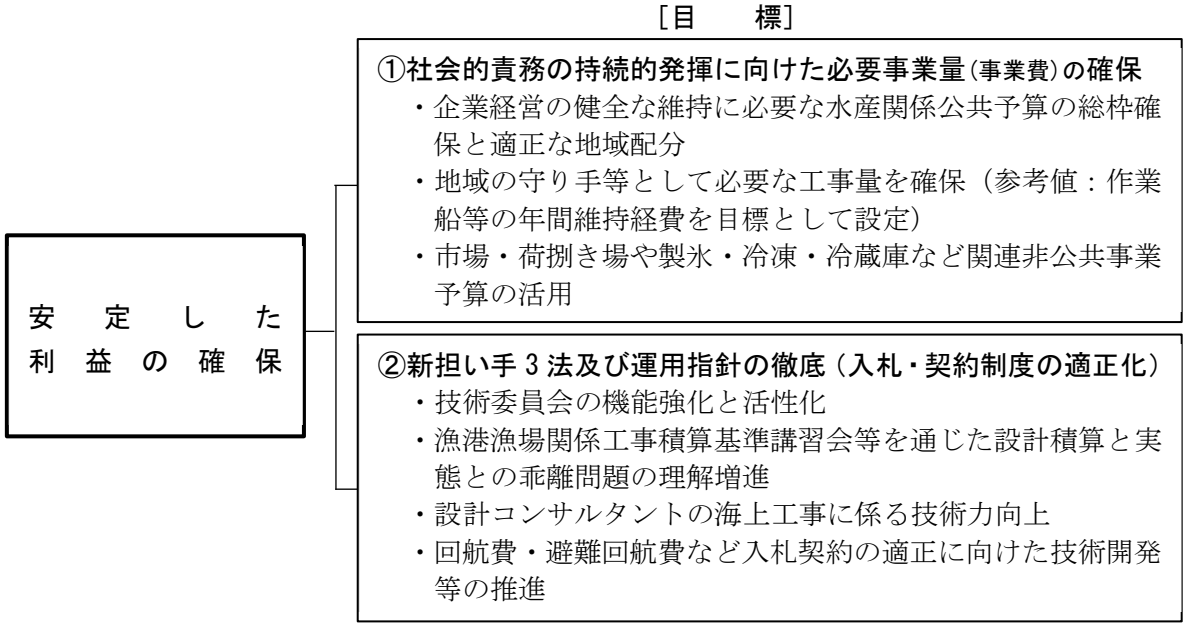


図 2-2-5　安定した利益の確保に向けた目標設定

**（参考１）地域の守り手としての機能発揮に必要な経費の試算**

地域の守り手として必要な経費の算定にあたっては、わが国沿岸域に津波や高潮等の被害が発生した場合、約 50 ㎞の範囲の応急・復旧等の対応を一つの業者がカバーするとして、その際に必要となる作業船等の維持に必要な経費を根拠として設定しています。

具体的には、全国沿岸線（海岸線総延長 33,937㎞）に 2,790 漁港（令和 2 年 4 月 1 日現在）が立地しており、この 2,790 漁港の維持補修と周辺の漁村も含めた災害対応を行うために必要な漁港建設業者の数としては、一つの業者が、地域の拠点的役割を有し一定の勢力を有する第二種漁港以上の漁港（738 漁港）を中心に、その周辺の小規模な第一種漁港 3 漁港をカバー（計 4 漁港をカバー）すると仮定した場合、738 業者となり、各々の沿岸線のカバー範囲は 46.0㎞（≒約 50㎞）となります。

つまり、沿岸約 50㎞ 間隔に 738 の健全な漁港建設業者が存在すれば、全国沿岸のどこで災害が発生した場合でも、作業船、重機および機材が準備を含めて 3 日以内に現場に到達し、災害対応が可能と考えたものです。従って、地域の守り手としての機能発揮に必要な経費としては、この 738 の漁港建設業者が、日常的に作業船、重機および機材を維持するために必要な年間経費（約 2.1 億円/隻・年　※全漁建会員情報より）を最低限確保しなければならないとして、1,530 億円／年（≒2.1 億円×738 社）としています。

なお、当該経費をカバーするためには、各々の工事において作業船に必要な経費の数倍もの事業費が必要である一方で、この事業費の確保には水産関係公共事業以外の事業の活用も可能であることに留意する必要があります。

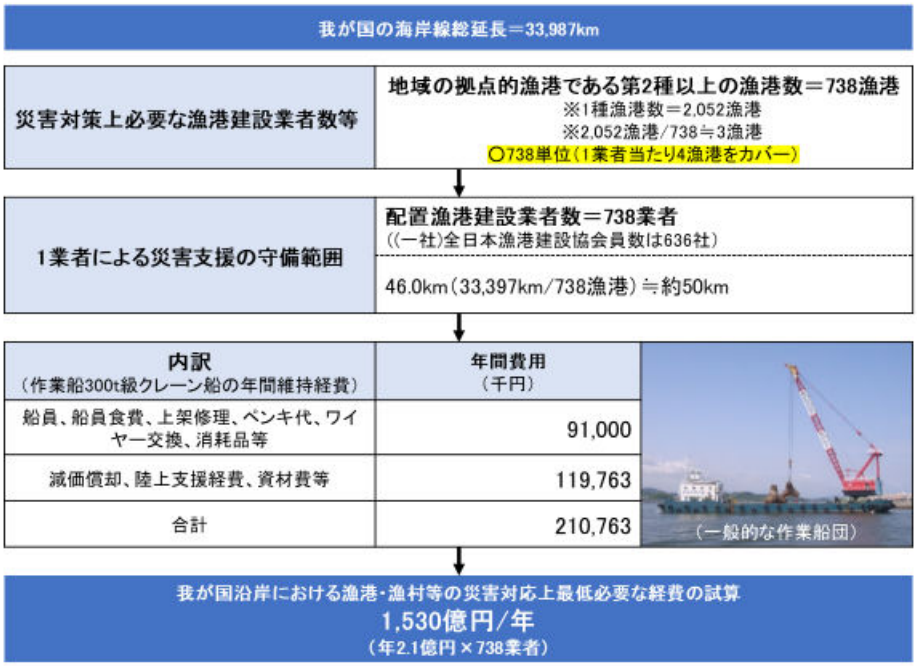


図 2-2-6　漁港建設業による地域の守り手としての機能発揮に必要な経費の試算

### （参考 2）漁港建設業関係事業費

漁港建設業の多くは、漁港漁場整備にかかる水産基盤整備事業に加え、農山漁村地域整備交付金事業（海岸整備、漁村整備等）や災害復旧事業等を含めた水産関係公共事業予算を経営の主体にしています。一方で、漁港の有効活用等を支援する漁港機能増進事業、荷捌き場や冷凍冷蔵庫等の水産関係施設を整備する浜の活力再生交付金、漁村の滞在型交流促進施設等を支援する渚泊対策事業など非公共の関連事業予算の活用も可能であり、これら予算をうまく活用することも効果的です。

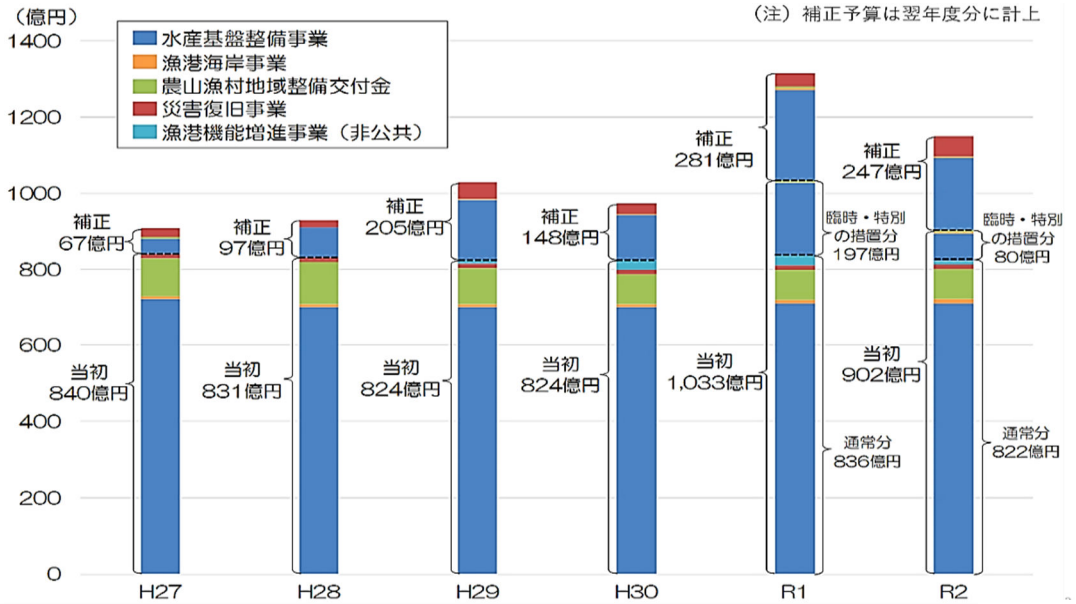


図 2-2-7　水産基盤整備事業関係予算の推移

## 2) 将来に希望が持てる漁港建設業

### （基本的考え方）

漁港建設業は漁業の基盤整備を主とする産業であり、その健全な発展には漁業の活性化が基本的な条件といえます。しかし、近年、水産資源の低迷等により漁業生産量が低調な状況にあることから、水産基盤整備事業等においては、藻場干潟の再生など沿岸環境の整備や新たな漁場開発、さらには、養殖適地の確保など漁業全体の底上げと水産業の活性化対策に重点をおくことが重要です。

また、漁港整備については、水産改革等に対応し、高度衛生管理対策による水産物の輸出促進や生産・流通の効率化など水産業の競争力強化に向けた対策に加え、近年頻発する台風災害等に対応するため、外郭施設等の強靭化対策や老朽化が進む施設の機能保全対策が急がれるところです。

さらに、新型コロナウイルス禍のなか、東京一極集中ではなく地方分散をすべきという動きも出てきており、漁港漁村はそもそも水産業を支える一つの地域社会であることから、今一度漁港漁村が地方定住や憩いの場等として国民から着目されるよう、漁業地域が有する自然や伝統文化などの地域資源を活用し、漁村を元気にする対策を講じていくことが必要となっています。

このような中、これら水産業の生産基盤や漁村の社会インフラ整備を支える漁港建設業においては、海洋での工事が主となることから作業船や重機などが必要であり、これら高価な資機材の維持更新等を行うためには、業界の将来が見通せることが重要です。また、若者などの国内の担い手確保に向けても将来を見据え、希望の持てる安定した職業は魅力的な要素となります。

このため、令和４年度に策定予定の次期漁港漁場整備長期計画等において、今後取り組むべき重点課題が明確に整理されるとともに、将来がある程度見通せる事業量の明示と直轄事業による新漁場開発など事業分野の拡充が図られた夢のある計画策定が期待されるところです。また、漁港関係施設の維持保全や漁業地域の活性化等を視野に、漁港等の維持管理業務や漁港ストックを活用した地域産業への参入等、新たな事業領域への進出による収益源の拡大策に取り組むことも重要です。

### （アンケート調査結果）

全漁建会員へのアンケート調査結果によると、漁港建設業を「将来の見通し」が持てる業界にするために必要なものとして、「事業量が見通せる漁港漁場整備長期計画」、次に「水産基盤整備事業における新たな事業分野の創出など領域拡大対策」、さらに、「養殖業など多角経営分野の拡大対策」などが挙げられています。

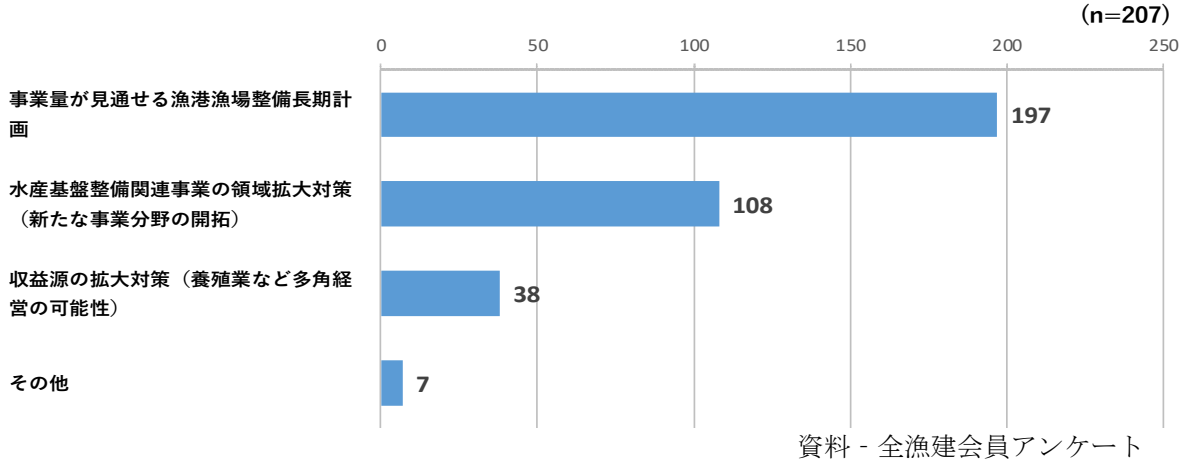


資料 - 全漁建会員アンケート

図 2-2-8　漁港建設業が将来を見通せる業界にするために必要なもの

また、次期漁港漁場整備長期計画において、強化を期待する事業分野としては、第一に「ポスト国土強靭化緊急３か年対策をはじめとした防災関連対策」（※）、次に、「陸揚げ拠点漁港等の整備」、「漁港用地や泊地など既存ストックの有効活用」、「漁業の活性化に向けた海域環境改善対策」の順で挙げられています。

さらに、収益源の拡大対策としては、「漁港施設の維持管理業務」、「漁港の有効活用による観光業・養殖業」、「荷捌き場・冷凍冷蔵庫等の上物整備」の順に関心が示されています。

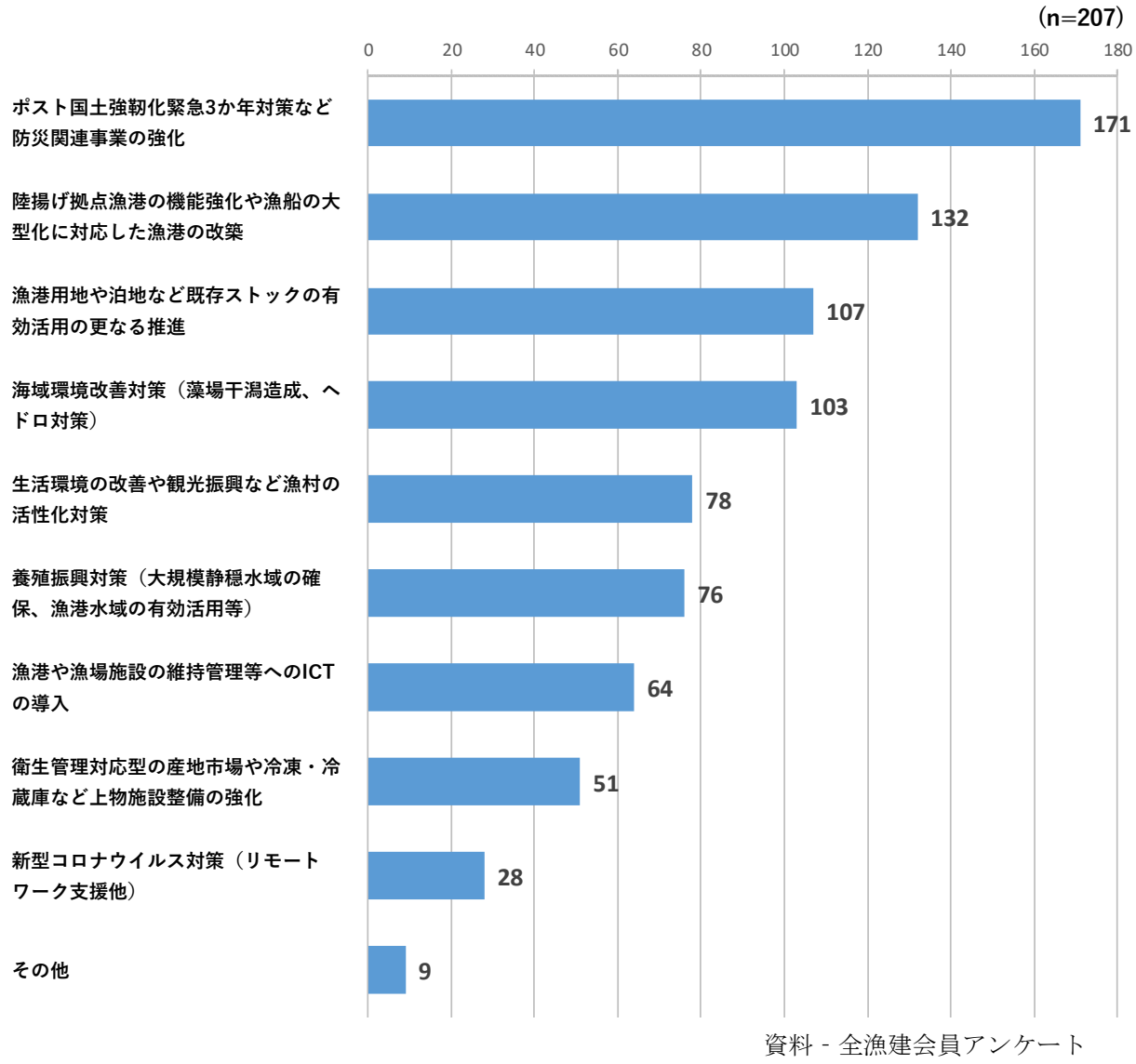


資料 - 全漁建会員アンケート

図 2-2-9　次期漁港漁場整備長期計画において期待する事業分野について

（※）「防災・減災、国土強靭化のための緊急３か年対策」の後継事業としては、令和２年 12 月に「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」が策定されましたが、当該アンケート調査の実施が令和２年８月時点であったため、そのまま掲載しています。

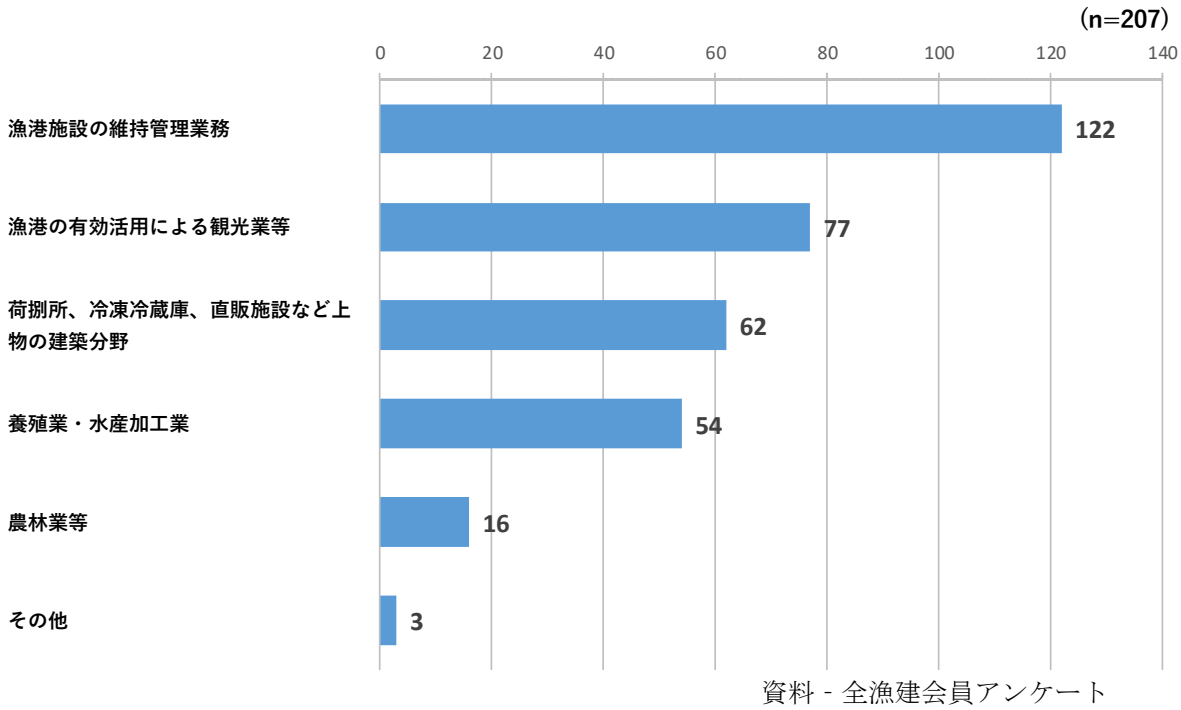


図 2-2-10　収益源の拡大対策として関心がある分野について

（目　標）

水産政策改革や地球温暖化に伴う海面上昇の進行等、漁港漁場整備や漁港建設業をとりまく状況は大きく変化しており、次期漁港漁場整備長期計画において、これら環境の変化を踏まえた力強い漁港漁場政策を示すとともに、その達成に向けた必要な事業量の明示を求めていきます。

次期漁港漁場整備長期計画に期待する事業としては、水産政策改革や地球温暖化の進行など漁港漁場整備や漁港建設業をとりまく環境の変化を踏まえ、まずは、水産資源の回復など漁業の活性化対策として、沿岸漁場の環境整備、新たな漁場開発、大規模静穏水域の確保や既存ストックを活用した養殖対策等が重要です。また、近年多発・激甚化する豪雨・台風災害対策や南海トラフ地震等の大規模地震災害なども念頭に国土強靭化対策は待ったなしであり、最重点課題としての位置づけを求めていきます。

また、次期漁港漁場整備長期計画においては、これら重点事業に加え、その達成に必要な事業量を盛り込むことについて、国はじめ関係機関に働きかけていくとともに、当該計画を突破口として、計画に位置付けられた重点課題の効果的な解決に向けた新たな事業制度の創設が図られるよう積極的に取り組みます。

漁港漁場整備を取り巻く環境や全漁建会員のアンケート調査結果を踏まえると、次期漁港漁場整備長期計画等に期待する事業や内容は以下のとおりです。

**①次期漁港漁場整備長期計画等への反映を期待する事業**

**1）水産日本の復活にむけた漁場生産力の向上**

・藻場・干潟の再生や海水温暖化対策等、漁場の生産力向上対策

・大規模静穏域の確保や広域的な赤潮対策、陸上における養殖施設等積極的な養殖環境の整備

・直轄事業等による新たな大規模漁場の造成・開拓

**2）温暖化等に備えた安全安心のための国土強靭化対策**

・沖波・設計波の点検・見直しと防波堤・堤防等の機能強化

・漁港施設等の効率的な維持管理と老朽化施設の長寿命化対策

・災害対応力の強化（迅速な流木対策や再度災害防止のための改良復旧）

**3）漁港の衛生管理対策・流通機能の強化**

・漁船の大型化、陸揚げの効率化等に対応した漁港機能の強化

・資源管理や流通の効率化に対応した IT 化の加速

・輸出促進や水産物の高付加価値化に向けた漁港の高度衛生管理対策（HACCP 対応等）の強化

**4）分散型国土形成に向けた漁村の活性化**

・新型コロナウイルス対応も踏まえた地方分散型拠点としての漁村の位置付け及び活性化

・観光や養殖等の場としての漁港の有効活用のさらなる推進

**②次期漁港漁場整備長期計画等への事業量の明示**

次期漁港漁場整備長期計画においては、その目標の達成と漁港建設業界が将来を見通すために必要な事業量（事業費、地区、地区数等）の明示を求めていきます。

また、漁港の利用規制緩和の一層の推進等により漁業地域の活性化に資する養殖業や観光業などの取り組みや、市町村管理漁港など技術者が不足する漁港の維持管理業務等、漁港建設業者による事業領域の拡大を図ることにより、企業経営の安定に資する取り組みを推進します。

**③事業領域の拡大にむけた取り組み推進**

・漁港の有効活用による養殖業や観光業の展開等、多角的経営機会の拡大

・市町村管理漁港の日常点検作業や小規模災害時の復旧支援等、漁港の維持管理業務

・洋上風力発電施設等、海洋構造物との協調による漁場造成事業

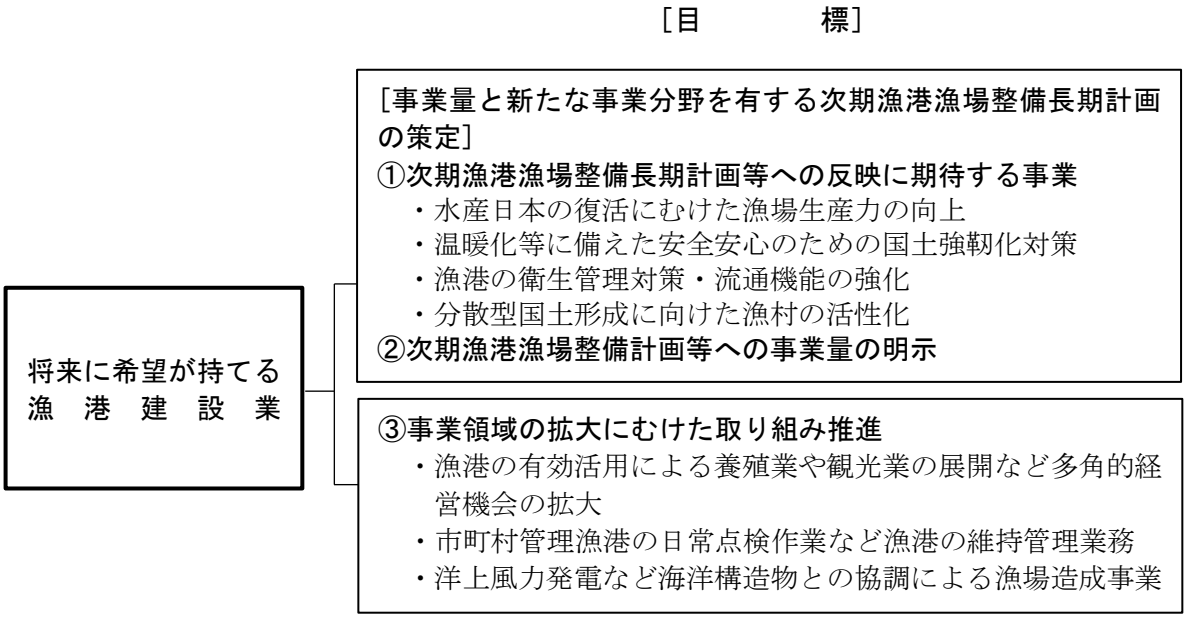


図 2-2-11　将来に希望が持てる漁港建設業に向けた目標設定

## 3)安全で魅力ある事業環境の創出

### （基本的考え方）

**〇魅力的な事業環境の創出**

建設業界では、今後の持続的な発展を図る上において、構造的な人材不足と高齢化が一つの問題となっています。漁港建設業においても同様で、その主な要因は、海上作業など労働環境がきつい・危険、海象条件や養殖等の漁期に工期が制約され計画的な休日が確保できない、経験に基づく技術が必要、現場勤務が多く家族と離れることが多いなどの理由により、若者や女性にとって魅力が低い業種となっています。（資料編 P22 参照）また、高校や大学等の卒業生に対して、リクルート情報が十分に提供されていないという実情もあります。

このため、新担い手 3 法に則り、他の産業と同様に計画的な休日が確保できるよう働き方改革を進めるとともに、厳しい作業環境の改善に向け、積極的な ICT の導入やプレキャスト化の推進による生産性の向上、さらには、技能労働者の適正評価による人材育成等により、漁港建設業を若者や女性にとって、やりがいと魅力ある産業へ再構築することが急務となっています。

また、建設業は、構造的な担い手不足等の解消に向け、これまでの３K（きつい・汚い・危険）イメージを脱却し、新３K（給料・休日・希望）へのイメージアップを図ることが重要な課題となっています。なかでも、漁港建設業は、離島や辺地などでの現場業務が多く従業員が家族と離れる時間が長いことから、従業員に加えその家族も大切にする（「新３K＋1（家族）」）の漁港建設業を目指す必要があります。

このため、全漁建本部を中心に「新３K＋１」など漁港建設業の魅力的な取り組みの積極的な発信を行うことにより、地方において不足が顕著である若年技能労働者の確保を支援するとともに、全漁建各支部会員と地域の高校や大学等との連携強化によるリクルート活動の展開により、担い手の安定的な確保を目指します。

**〇新型コロナウイルス対策**

「公共事業は、社会の安定維持の観点から、感染症災害発生時の緊急事態においても、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する事業者である」（新型コロナウイルス感染症対策の基本本部：令和 2 年 3 月）ことも踏まえ、漁港建設業は、新型コロナ対策として、積極的な三密防止や換気対策などの現場や実態に即した感染防止対策を図ることにより、業務の継続に努める必要があります。

このため、国土交通省による「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」などに基づき、現場や実態に応じた感染予防対策を徹底するとともに、企業経営者は自ら講ずる「感染対策の見える化」を推進し、地域社会や発注者からこれら取り組みの実施企業が適正に評価されるよう必要かつ効果的な対策を推進します。

### （アンケート調査結果）

全漁建会員へのアンケート調査結果によると、「安全で魅力ある事業環境」を創出するうえで必要なものとしては、まずは、「休日確保等の働き方改革」、続いて、「新３K（給料、休日、希望）などのイメージアップ活動」、「ICT 等の導入による生産性の向上」、「技術者の適正な評価制度の導入」、「安全な新型コロナウイルス対策」の順で挙げられています。

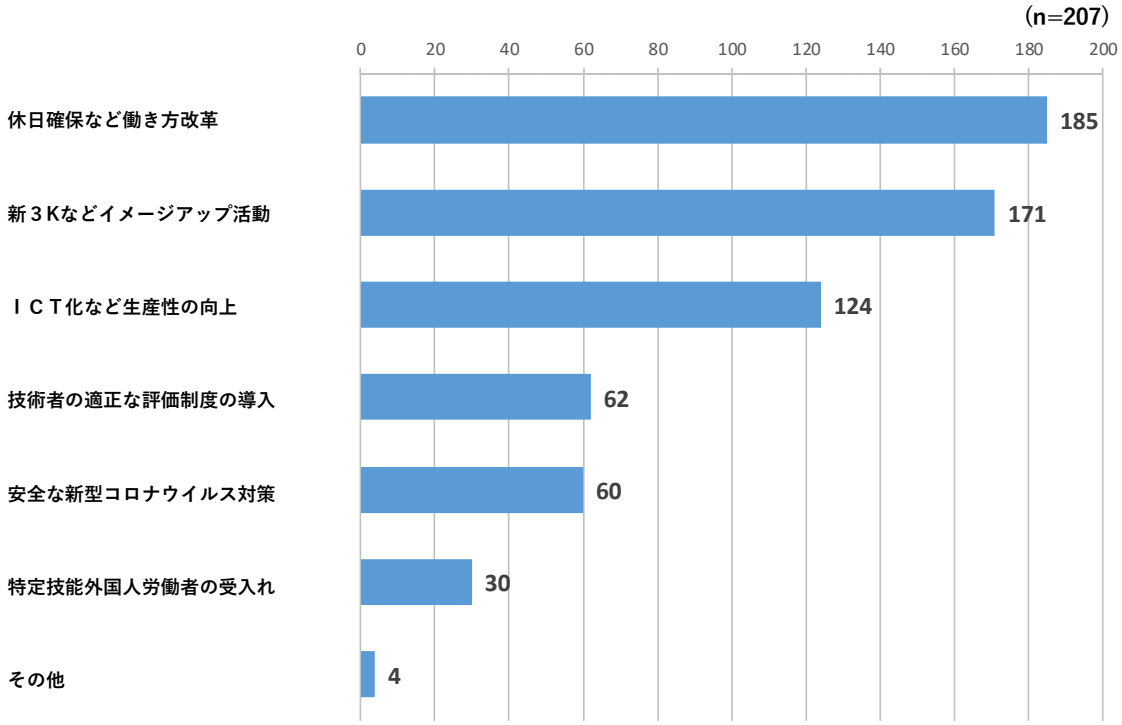


資料 - 全漁建会員アンケート

図 2-2-12　漁港建設業で「安全で魅力ある事業環境」を創出するために必要なもの

（目　標）

漁港建設業を女性や若者にとって魅力ある産業に再生し、若年技能者をはじめとした人材・担い手の安定確保に向け、働き方改革の推進、生産性の向上、適正な技能評価制度の導入など魅力ある事業環境の創出や新型コロナウイルス感染症からの安全安心な職場環境の構築など、以下の対策を計画的に推進します。

（魅力的な事業環境の創出）

①働き方改革等による新３Ｋ(給料・休日・希望)の創出

・適切な工期設定や工期の平準化による休日確保

「休日確保評価型試行工事」の拡大等により、原則週休２日を目指しつつも、離島などの地域性に配慮し、4 週 8 休など柔軟な休日確保を推進します。また、気象海象条件や漁業との調整から工期が制約され、長時間労働の要因となることから、国庫債務負担行為等の積極的な活用により、工期の平準化を要請するとともに、令和 2 年 10 月 1 日施行の改正建設業法に基づき、残業時間の一因となっている著しく短い工期の禁止の徹底等を要請します。これらを通じ、改正労働基準法に基づく 2024 年度施行の時間外労働の上限基準順守を達成します。

②i-Construction 等の推進による生産性の向上

・建設業における DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

海上など厳しい現場条件下にある漁港建設業の生産性の向上と業務のリモート化による安全性・効率性の向上にむけ、3 次元モデルデータで計画からメンテナンスに至る各プロセスを一連に最適化する BIM/CIM を順次導入するなど DX を推進します。

・ICT やプレキャスト部材活用工事の普及促進

現場での ICT 工事やプレキャスト工法については、その導入促進に向け、標準歩掛や導入判断フロー等の策定を支援するとともに、工事実施事例集の作成普及を推進します。また、現場条件を適切に反映していない設計書が工事遅延の要因となり生産性そのものに大きく影響することから、設計施工一括発注方式の試行やコンサルタントによる海洋工事に関する設計能力向上を支援します。

**③キャリアアップシステムによる技能労働者の育成・確保**

**・技術者の経験と知識が適正に評価されるキャリアアップシステムの導入促進**

経験と知識が適正に評価され技能労働者の処遇改善につながるキャリアアップシステムについて、漁港建設業の魅力アップにつながる項目やメリット等を検討しつつ導入を促進します。

**④特定技能外国人受入れ制度の活用**

**・職種「土工」等による特定技能外国人の受け入れ**

漁港建設業の多くは、全国津々浦々の漁港や漁場の整備を主に担当していますが、海上工事には台風や冬季風浪などにより季節的に多くの工事制約期間が生じるため、その間、海上以外の工事にも対応が必要な場合には、多能工な職種として設けられた「土工」を活用し、特定技能外国人の受入れを推進します。

**⑤新３Ｋ(給料・休日・希望)＋１（家族）など漁港建設業界のイメージアップ活動等**

**・全漁建会員が取り組む魅力的な事業活動の積極的な広報**

地域の守り手など漁港建設業が果たしている社会的貢献活動に加え、働き方改革や生産性の向上等に取り組む企業の魅力的な事業活動や家族を大切にする地方での暮らしの魅力等を広く国民や地域社会に周知するため、HP、SNS、広報誌などを通じ積極的な広報に取り組みます。

**・全漁建各支部会員による地域の高校や大学等との連携強化によるリクルート活動の展開**

若年技術者の確保を図るため、地方の高専や大学等と連携し漁港建設業の魅力を伝えるとともに、必要な場合は、全漁建本部が中心となって首都圏の大学等に学生募集を行うなど地方の漁港建設業の採用を支援します。

**・若者や女性の活躍の場の提供**

技能労働者として若者や女性の参画を支援するため、事業環境のイメージアップを図りつつ、計画的な休日確保など働き方改革に向けた取り組みや専用トイレの設置など女性が働きやすい職場環境の整備を推進します。

**（新型コロナ感染防止対策を中心とした安全・安心な事業環境の創出）**

**⑥効果的な新型コロナウイルス感染防止対策**

**・現場における社会的距離の確保**

国土交通省による「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」などに基づき、Web 会議やリモート検査の導入など現場や実態に応じた非接触、遠隔化、省人化による感染予防対策を推進します。また、現場の工事事務所や休憩所の設置・拡張等については必要な費用計上が図られるよう活動します。

**・新型コロナウイルス感染防止対策の適正実施評価システムの検討・導入**

チェックリストを用いた新型コロナ対策の実施状況の点検・確認とその評価制度の導入を検討し、企業による新型コロナウイルス感染防止対策のインセンティブ向上を図るとともに、対

策のモニタリングと適正な評価による実効性の確保を図ります。

**⑦新型コロナウイルス感染症罹患者発生時等の対策**

**・工事中止・休止等の適正な対応**

感染者が発生、またその危険性がある場合は、工事中止・休止など適正な措置を講じます。その際、海上の静穏確保など工事における適正な工期を逸することになることから、設計変更や部分引き渡し、監理技術者配置の緩和など適正な対応を要請します。また、その手続きが煩雑であると、時間を要するとともに、申請自体見合わせる事態も発生することから簡素化を求めます。

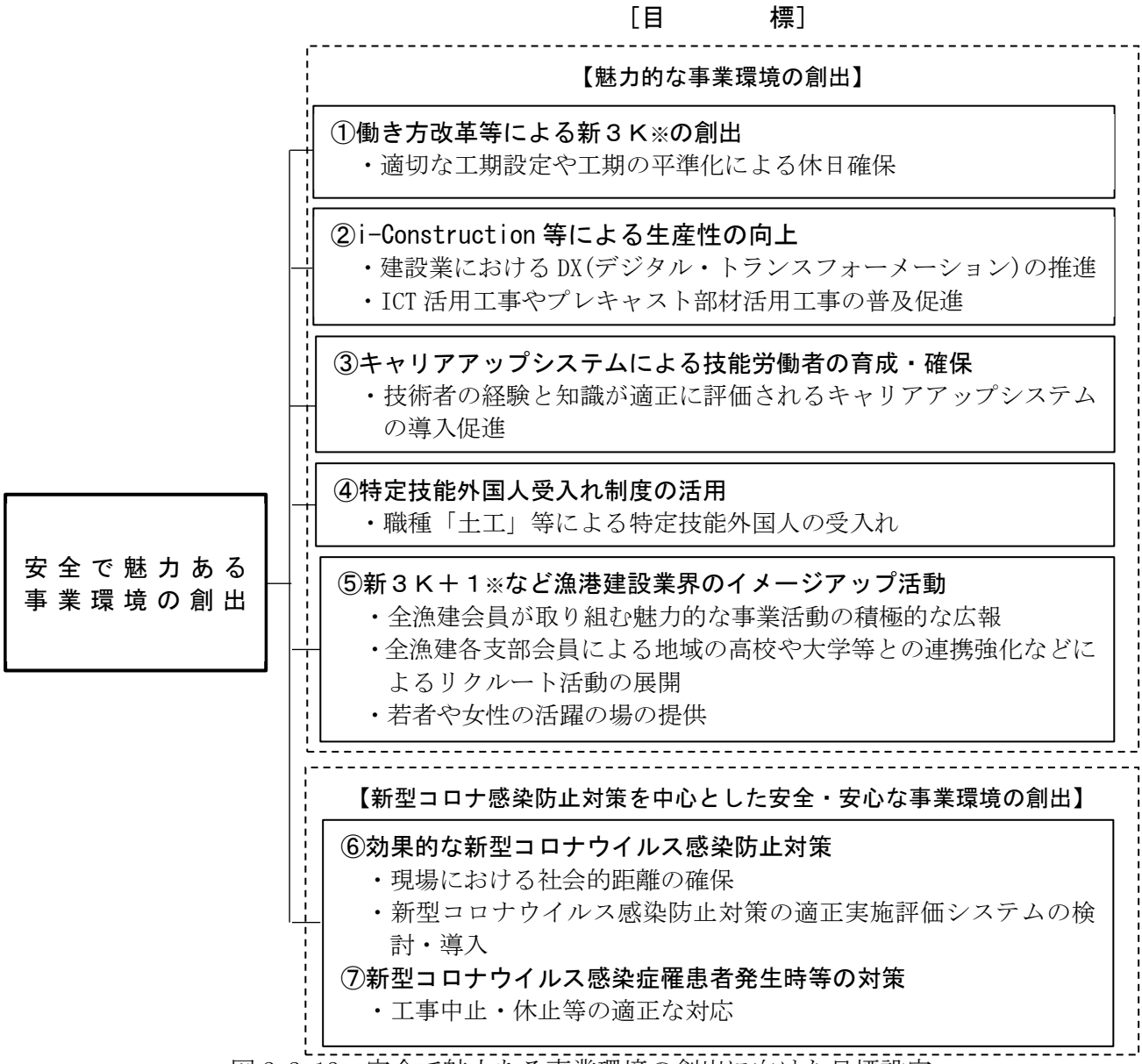


図 2-2-13　安全で魅力ある事業環境の創出に向けた目標設定

※新３Ｋとは、近年担い手の減少・高齢化が進む建設業において、国土交通省が担い手の確保に向けて提唱する給料、休日、希望の新たな３つのＫを念頭に置いた就業環境改善の施策的キーワードです。新３Ｋ＋１とは、漁港建設業は、離島や半島部などでの現場業務が多く、従業員が家族と離れている期間が長いことから、就業環境改善のキーワードに、その家族も大切にすることを加えたものです。

## 4)革新的技術の導入

### （基本的な考え方）

技術は建設業が抱える各種課題を解決する基礎となるものです。漁港建設業にかかる技術開発については、これまで、漁港施設維持管理業務への ICT 化など漁港漁場整備長期計画に位置付けられた課題や、回航費等にかかる入札・契約問題の適正化など、全漁建会員からの要請に応じ順次進められてきました。なかでも、ICT（スマートホン等）の活用による漁港施設の効率的な点検業務を支援する「漁港施設点検システム」、品確法にかかる課題として生産性の向上を支援する「漁港プレキャスト（残置型枠）工法」にかかる技術開発が進んでおり、これらはいずれも、インフラメンテナンス大賞（農林水産省）を受賞するなど高い評価を得ています。

また、直近では、会員からの要請が高い回航費・避難回航費等の適正化を支援する技術として「作業船位置・回航情報システム」や、水産政策改革を支援する技術として、養殖場等海域の環境保全を効率的に実施する「環境維持保全工法」に関する研究開発が進められています。

今後とも、「漁港漁場整備長期計画や水産改革等の政策実現を支援する技術」や、「政府による『デジタルニューディール』実現への要請（令和 2 年 5 月）等も踏まえつつ、漁港建設工事のデジタル化・スマート化による労働生産性の向上や品質管理の高度化等を支援する技術」、さらには、「入札契約の適正化や新型コロナウイルス対策など緊急を要する課題の解決に向けた技術」等、漁業や漁港建設業の現場からのニーズの変化に適切に対応しつつ、需要や社会的意義の大きい分野における技術の開発・普及が必要です。

また、海あるいは海に近接した工事に携わる漁港建設業が独自に有する、潜水工技術や塩害防止技術、石積工法や歴史的趣のある船小屋建築など失われつつある景観形成技術等、漁港建設業者は、これら貴重な伝統工法・特殊技術の維持・継承に向け努力することも重要です。

### （アンケート調査結果）

全漁建会員へのアンケート調査結果によると、漁港建設業において革新的な技術の開発が必要なテーマとしては、「津波等に対して粘り強い構造などの防災関連技術」、「施工現場に導入できる ICT 技術」、「回航費・避難回航費の適正化に資する技術」、「適正な供用係数算定に資する技術」、「漁港施設の点検・維持保全技術」、「藻場・干潟等の再生技術」等、幅広いテーマが挙げられています。

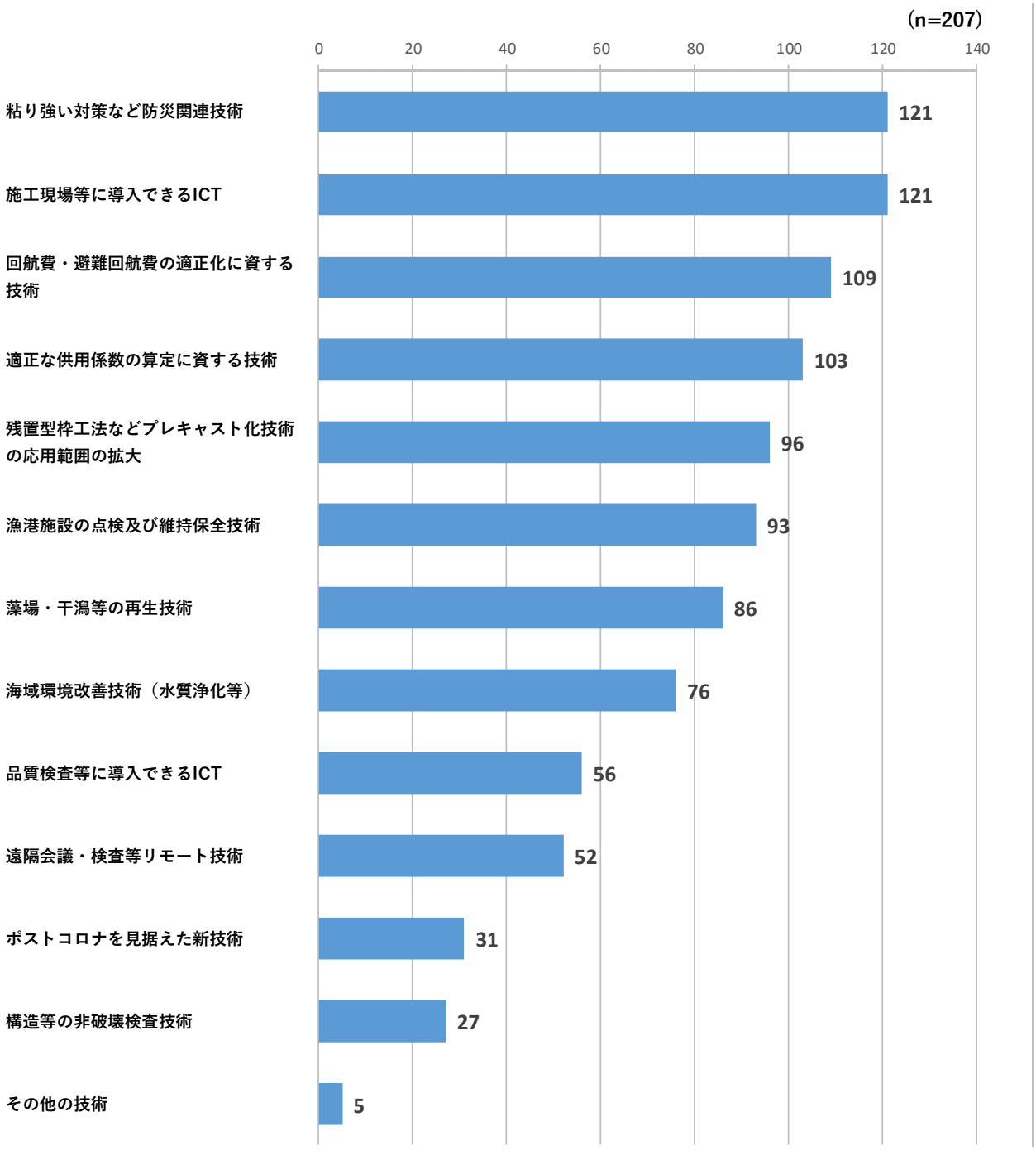


資料 - 全漁建会員アンケート

図 2-2-14　漁港建設業において必要な革新的技術の開発テーマについて

（目　標）

技術の開発には時間を要するため、現場からのニーズや社会的意義の大きい課題など優先すべきテーマを把握・整理したうえで緊急度等を勘案し、計画的かつ戦略的な対応を行うことが必要です。このため、水産政策改革やデジタルニューディール等政府からの要請課題、全漁建会員へのアンケート結果に基づく会員各社の関心事項等を踏まえ、以下のテーマについて、全漁建本部に設置して

いる「技術研究会」での活動等を通じ、積極的な技術開発と現場への導入を推進します。また、特に緊急を要する課題等については、水産庁へ技術開発支援と普及の促進を要請します。

**（漁港建設業における戦略的技術開発テーマと開発課題）**※全漁建が主導し具体的に活用されている技術

**1）水産関係政策の実現を支援する技術（政策実現支援技術）**

◯漁場や養殖適地の確保に向けた海域の環境維持保全技術（環境維持保全工法等）

◯水産生物の産卵生育の場として重要な藻場の保全・再生技術

◯粘り強い構造等国土強靭化支援技術(フラップゲート式防波堤､PC による沿岸構造物の補強技術等)

◯漁港施設の効率的な維持管理を支援する技術（※スマホを活用した漁港施設点検システム等）

**2）働き方改革・生産性向上を支援する技術（生産性向上等支援技術）**

◯現場施工及び品質管理への ICT の導入技術（水中ドローン、ロボット、センサー等）

◯漁港施設へのプレキャスト化導入技術（※残置型枠工法、PC 人工地盤デッキ工法等）

◯リモート現場管理の高度化、省力化、コロナ対策支援技術

**3）契約発注の適正化を支援する技術（契約発注適正化支援技術）**

◯回航費・避難回航費の適正化を支援する技術（※作業船位置・回航情報システム等）

◯荒天リスク精算型や適正な供用係数の算定を支援する技術（※供用係数算定システム等）

**4）その他**

◯石積防波堤や船小屋など伝統的漁港施設整備技術等の維持保全

なお、既に技術的に完成度の高さが評価されている漁港施設点検システムや残置型枠工法等については、漁港の機能保全対策など更なる利活用の場の拡大に向けた技術開発や標準歩掛設定支援等の取り組みを推進します。

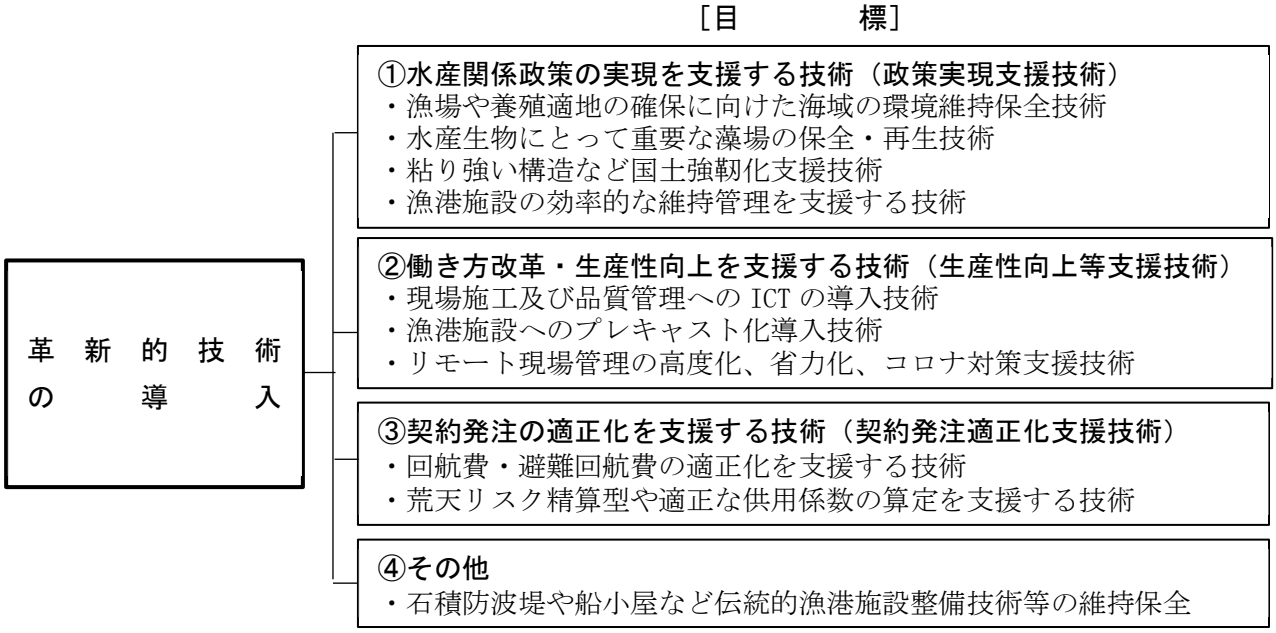


図 2-2-15　革新的技術の導入に向けた目標設定

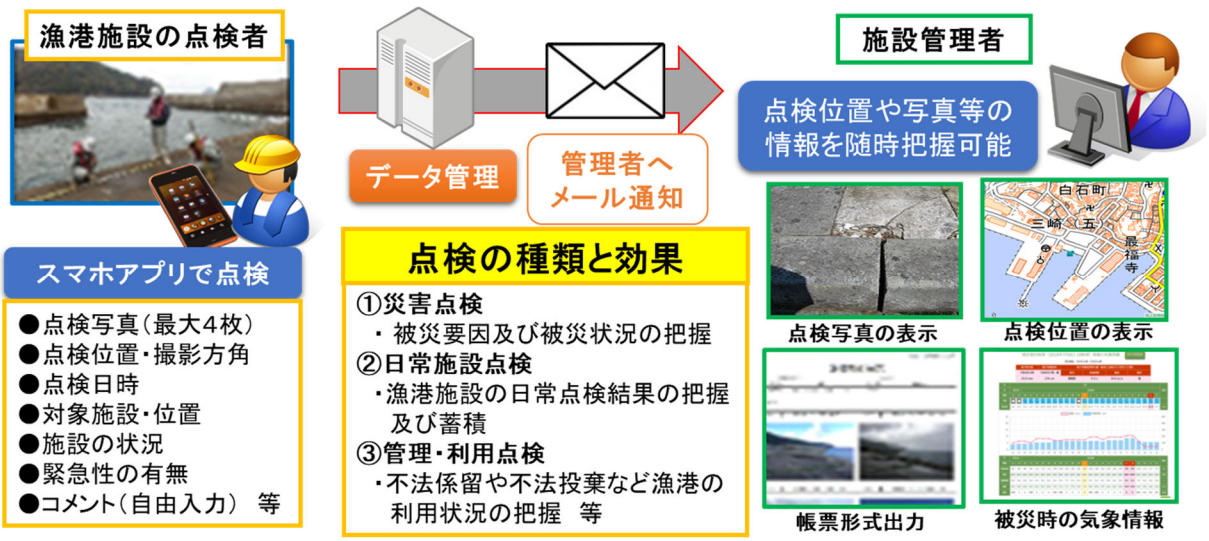


図 2-2-16　スマホを活用した漁港施設点検システム

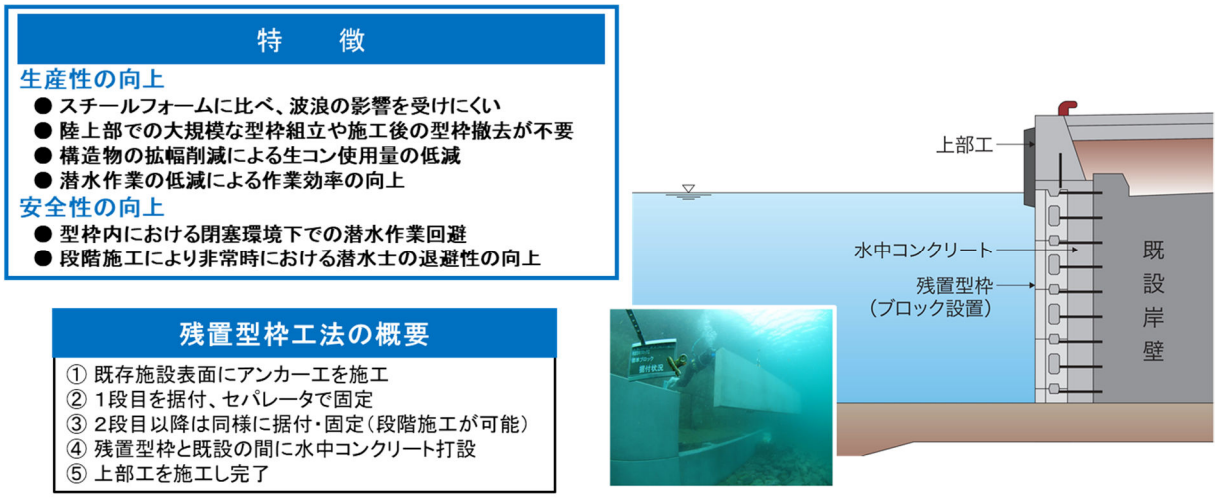


図 2-2-17　残置型枠工法

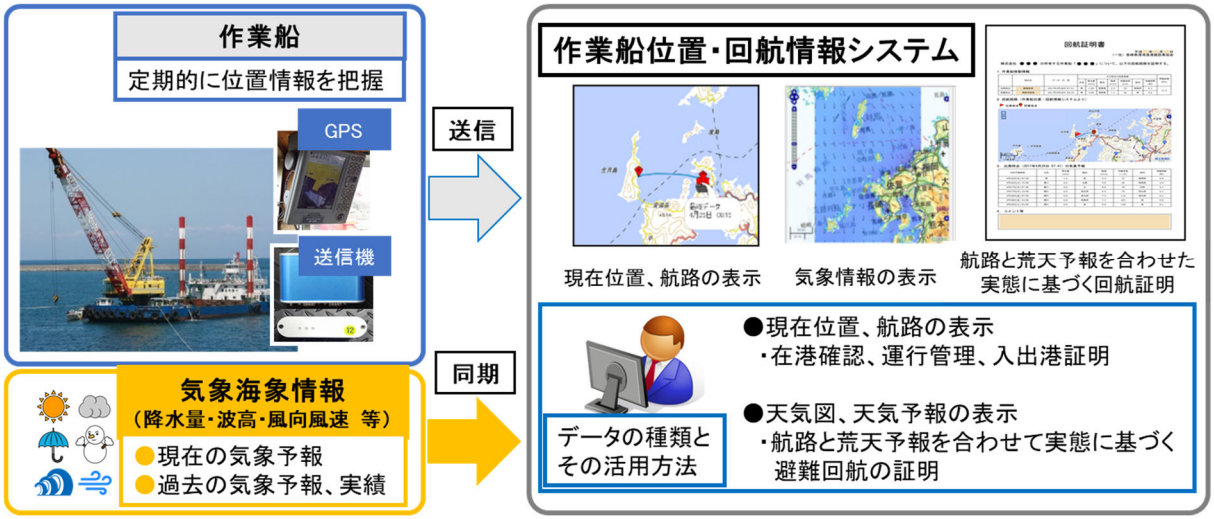


図 2-2-18　作業船位置・回航情報システム

## 2-3. 地域に愛される健全な漁港建設業に向けて

漁業・漁村と共存共栄関係にある漁港建設業が、地域から愛され、また、希望と誇りが持てる健全な漁港建設業として維持・発展してくため、全漁建本部及び会員各社は、新漁港建設業将来ビジョンの目標達成を目指しつつ、以下の認識を共有しながら、具体的行動に取り組んでいきます。

### (1) SDGs を意識した取り組みの推進（資料編 資-27 参照）

SDGs は、持続可能な世界の実現を目指し、世界全体が協働で取り組むべき目標設定とその実現に向けた国際的な約束であり、わが国もその達成に向け積極的に取り組んでいます。また、この目標と実践は、政府だけに課されたものではなく、あらゆるセクターが参加したパートナーシップに委ねられています。漁港建設業においても、ジェンダー、働きがいある雇用、気候変動への対応、技術革新等、その活動に直結した課題が示されている他、海の豊かさを守るという目標は、漁業・漁港漁村の活動全体に大きく関わると同時に、それらを前提として成り立つ漁港建設業とも直結しています。漁港建設業は、SDGs の理念、目標を尊重し、さまざまなセクターとの連携を視野に、自らができることに積極的に取り組むことで、持続可能な世界の実現の一翼を担います。

### (2) コンプライアンスの維持

本ビジョンの策定の趣旨にも示すとおり、地域を支える漁港建設業者は、災害対応など地域の守り手として、また、地域社会や地域経済への貢献、さらには、国土の保全と形成など自他ともに認める社会的責任と使命に希望と誇りをもって活動してきました。今後とも、この希望と誇りをもって将来にわたり社会的貢献を果たすため、漁港建設業者は、公正な市場競争のもとコンプライアンスを維持しつつ国民に信頼されるよう事業活動に取り組みます。

### (3) 社会貢献活動の積極的な展開

漁港建設業は、漁業の生産基盤や漁村の生活環境整備など漁村社会と極めて密接な関係を有する業界であり、その維持発展には、漁業や漁村社会の発展に依存するところが大です。このため、漁港等のインフラ整備と併せて、漁村社会が健全に維持発展できるよう、日頃の漁業支援や海浜清掃、地域のお祭りなどの伝統行事への参加支援など、地域から愛される業界として積極的な社会貢献活動に取り組みます。

### (4) 災害対応などエッセンシャルワーカーとしての活動強化

近年、豪雨や台風の多発・巨大化などにより全国的に災害が多くなっており、改正品確法に位置付けられたように、緊急災害対応にかかる建設業の役割が益々重要になっています。東日本大震災においては、東北 3 県の漁港や漁村は壊滅的な被害を受けました。その際、自ら被災しつつも、被害を受けた故郷の復旧・復興に向けて、地元の漁港建設業者は懸命に尽力しました。漁港建設業者は、漁業地域におけるエッセンシャルワーカーです。南海トラフ地震などこのような大規模災害の発生が引き続き懸念されているところ、漁港建設業者は、行政との災害協定締結推進など事前防災の準備に努めるとともに、漁業地域におけるエッセンシャルワーカーとして更なる活動強化に取り組みます。

### (5) 市町村等とのパートナーシップ強化と技術者不足支援

漁港を有する市町村の技術者不足は深刻な問題であり、漁港の整備のみならずその維持管理や災害対応の面で漁港建設業者の支援が不可欠です。このため、地元の建設業者においては、健全な地域づくりに向けて、発注者と受注者とのパートナーシップを強化しつつ、日常の漁港点検業務や災害時の応急復旧業務等、地域の守り手としての支援を行います。また、全漁建本部では、関係団体との連携により、市町村の技術者不足支援策として設置した「水産基盤整備・維持管理にかかる市町村支援のための連絡協議会」を通じ、漁港漁場関係工事積算基準講習会の実施や市町村からの相談受付を行うとともに、近年対応の遅れが指摘されている市町村管理漁港における流木や土砂による埋そく災については、水産庁と連携しつつ、その円滑な対応に向けた仕組みづくりを支援します。

### (6) 新型コロナウイルス感染症対策の見える化

新型コロナウイルス対策等による感染症被害は、自然災害と異なり、いつでも、どこでも、だれにでも起こり、当事者になり得ることから、漁港建設業においても、経営者から現場の作業員まで自分のこととして考える必要があります。特に、経営者は、安全安心な職場環境の構築と品質の向上にむけ、適切なコロナ対策をしっかり講じるとともに、同対策を内部外部それぞれの人にわかるように見える化を図ることにより、外部からの企業評価の向上、また、内部からの信頼向上に努めます。

### (7) 積極的かつ効果的な情報発信

本ビジョンの所期の目的である「漁港建設業者の目標や励みになるものであると同時に、国民や地域社会からの支持と理解が得られるものになることを目指す」上において、漁港建設業者が果たす様々な社会的貢献活動を広く国民や地域社会に理解されることが必要です。このため、会員企業は、地域からいかに愛されるかといったイメージ戦略に取り組むとともに、全漁建本部が中心となり、これら取り組みに関する情報について、HP 及び会報の内容充実、SNS などの新たなツールの活用等により、積極的な発信に努めます。

## ３．新漁港建設業将来ビジョン策定の流れ

新ビジョンの策定にあたっては、水産政策の大改革や担い手３法の改正、台風や豪雨災害の多発・激甚化、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大等、漁港建設業を取り巻く環境に大きな変化が生じたことから、策定の趣旨に示すとおり、これら環境の変化を詳しく整理分析したうえで、会員企業をはじめ多くの関係者から意見を求めることを基本として、漁港建設業の健全な維持発展に向けた道筋をとりまとめています。

具体的には、令和元年度、旧ビジョン策定以後の漁港漁場整備を取り巻く環境の変化等に関する分析調査を行ったうえで新ビジョンの骨子を作成し、第１回検討委員会（令和２年月開催）にて委員各位に意見を求めました。その後、必要事項に関して会員アンケート調査を実施し、新ビジョン案の内容充実を図るとともに、「漁港建設業の将来ビジョンを考える」をテーマに漁港セミナーを開催（令和２年 10 月）し、新ビジョン策定にかかる理解の増進を図りました。また、併行して学識経験者数名からなるワーキンググループ（WG）を随時開催し、ビジョン検討案の充実を図るとともに、ホームページを通じた情報発信等により新ビジョン策定について幅広い周知を図りました。

これら作業を通じ、第２回検討委員会（令和２年 11 月）に新ビジョンの素案を提示し、一部修正を加えたうえで最終案を取りまとめました。その後は、会員の理解・了承に向けて、令和３年３月に運営委員会、同年４月に理事会へ同ビジョン最終案の報告等を経た上で、令和３年５月に新漁港建設業将来ビジョンの発刊に至りました。新ビジョンの策定作業の主な流れは、図 3-1 に示すとおりです。

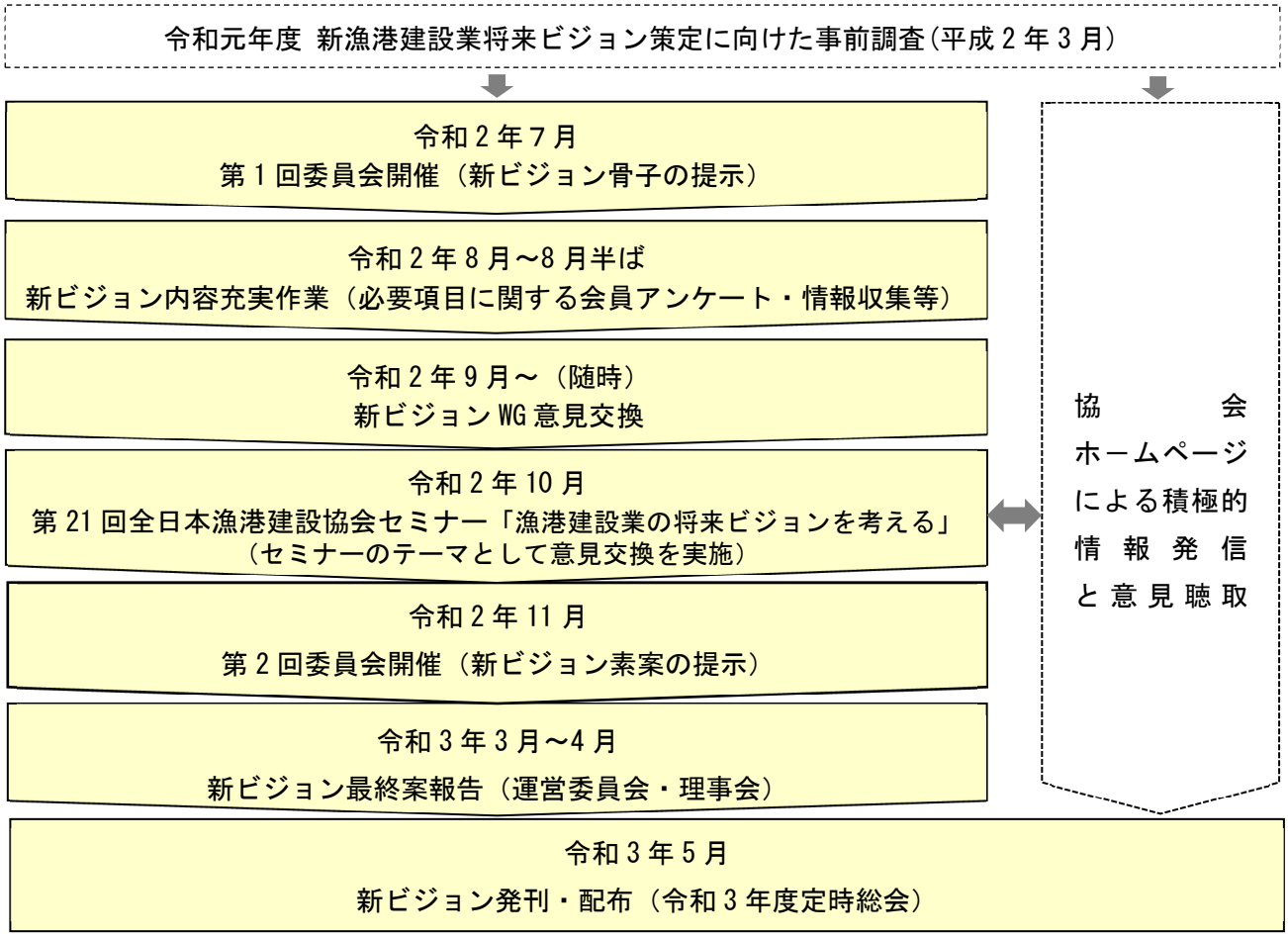


図 3-1　新漁港建設業将来ビジョン策定の流れ

新漁港建設業将来ビジョンの策定に当たっては、（一社）全日本漁港建設協会内に「新漁港建設業将来ビジョン策定委員会」（表 3-1 参照）を設置し、関係有識者の知見を積極的に反映する方法をとりました。

本委員会は、令和 2 年度に通算 2 回開催し、そこで頂戴した貴重な意見をもとに、調査・検討・分析を加え、新漁港建設業将来ビジョンの策定に至りました。

表 3-1　漁港建設業将来ビジョン策定委員会委員名簿

| 区分 | | 氏名 | 勤務先 |
|---|---|---|---|
| 委員 | 会長 | 岡　　貞行 | 一般社団法人全日本漁港建設協会 |
| | 学識経験者 | 青柳　　剛 | 全国建設業協同組合連合会会長 |
| | | 片石　温美 | 中央大学研究開発機構教授（客員） |
| | | 富田　　宏 | 株式会社漁村計画代表取締役 |
| | 副会長 | 長谷川　浩一 | 堀江工業株式会社代表取締役社長 |
| | | 佐野　茂樹 | 青木建設株式会社代表取締役 |
| | | 寄神　茂之 | 寄神建設株式会社取締役会長 |
| | | 礒野　　崇 | アイサワ工業株式会社常務取締役 |
| | | 米盛　庄一郎 | 米盛建設株式会社代表取締役社長 |
| | 広報委員 | 安成　椰子 | 株式会社水産経済新聞社代表取締役社長 |
| | | 坂川　博志 | 株式会社日刊建設工業新聞社取締役編集担当 |
| オブザーバー | 水産庁 | 浅川　典敬 | 水産庁漁港漁場整備部整備課長 |
| | 運営委員 | 林　浩一郎 | 林建設工業株式会社代表取締役社長 |
| | | 馬越　成之 | 東亜建設工業株式会社横浜支店執行役員支店長 |
| | | 池内　茂雄 | 株式会社淺川組代表取締役会長兼社長 |
| | | 本杉　成美 | タチバナ工業株式会社代表取締役社長 |
| | | 田中　秀征 | 株式会社明興建設代表取締役 |
| | | 石津　健光 | 常総開発工業株式会社取締役会長 |
| | | 伏見　光暁 | 株式会社伏光組代表取締役 |
| | 臨時特別委員 | 西村　幸浩 | 一般社団法人全日本漁港建設協会北海道支部長 |
| | | 根〆　眞悟 | 一般社団法人全日本漁港建設協会長崎県支部長 |

（注）臨時特別委員は、第 2 回目の委員会から参画

# ４．終わりに

平成 27 年 5 月に策定された初版の「漁港建設業の将来ビジョン～多様な役割が期待される漁港建設業～」から６年の歳月が過ぎ、この間わが国の水産業及び水産基盤整備そして漁港建設業をとりまく状況や課題は、水産政策の大改革や品確法等担い手３法の改正、さらには世界を見えざる敵として恐怖に陥れた新型コロナウイルス禍の発生など大きく変化しました。

特に、近年、地球温暖化の影響も一因に、水産資源の減少や災害の多発・激甚化が進行するとともに、未だ終息時期が見えないコロナ禍の影響により、水産業や漁村の活力低下は、ますますその深刻さを増しています。

漁業漁村と共存共栄関係にある漁港建設業は、このような変革期にあるからこそ、海洋国家日本を支える重要な役割を担っていることを認識しつつ、広大な排他的経済水域の有効活用の拠点としての漁港漁場等の整備や安全で快適な地域づくりとともに、地域水産業への貢献や災害時における地域の守り手としてなどの社会的責務を発揮し、水産日本の復活と活力ある漁業漁村の再生に向けて一層貢献していく必要があります。

このため、今回、漁港建設業が抱える現下の課題を改めて様々な角度から分析するとともに、会員企業の皆様の意見を最大限尊重しつつ、国及び地域社会に貢献する漁港建設業の理念と将来のあるべき姿を再整理し、その実現にむけた道筋を新ビジョンとして取りまとめました。

ポストコロナの時代に、本ビジョンが、「地域に愛され夢と誇りある漁港建設業」に向け、会員各社の共通の指針として活用されることを期待しています。(一社)全日本漁港建設協会は、この新漁港建設業将来ビジョンの実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

最後に、新型コロナウイルス禍の不自由な状況下、新ビジョンの策定にあたっては、新漁港建設業将来ビジョン策定検討委員会委員及びオブザーバーの皆様の熱心な御議論・ご指導なしには、とりまとめることは不可能でした。ここに、紙面をお借りし、厚くお礼を申し上げます。

# 資料編

## ― 漁港建設業を取り巻く環境の現状分析 ―

## 漁港建設業をとりまく環境の現状分析

旧ビジョンの策定（平成 27 年 5 月）から 6 年目を迎える令和 3 年時点において、漁港建設業将来ビジョンの背景となるわが国の漁業や漁村を始め、国の漁港漁場政策、漁港漁場整備、漁港建設業をとりまく環境は、大きく変化していることから、新ビジョンの策定にあたっては、このような環境の変化を十分に反映することが重要です。新ビジョン策定の前提条件として考慮した、漁港漁場政策、漁港漁場整備、漁港建設業界をとりまく各課題は以下のとおりです。

# 1. 漁港漁場政策をとりまく課題

## (1) 漁港漁場整備長期計画

**（背　景）**

平成 29 年 3 月、平成 29 年度から 33 年度(令和 3 年度)の 5 年を実施期間とした「漁港漁場整備長期計画」が策定され、漁港漁場整備事業の基本的な考え方、重点課題、実施の目標(※図 1-1 参照）が示されました。その基本的考え方は以下のとおりです。

- 世界的な水産物需要の増加、地球温暖化に伴う気候変動、自然災害の激甚化、本格的な人口減少社会の到来などの現下の水産業をとりまく情勢に的確に対応するため、重点的に取り組むべき課題を明確化
- 水産基本計画との連携の下、水産物の輸出促進や国土強靭化、まち・ひと・しごとの創生など新たな政府課題への対応と歩調をあわせ、漁港・漁場・漁村の総合的な整備を推進
- 国民にわかりやすい政策目標・整備目標と事業量を設定しつつ、漁港漁場施設の管理の高度化などの新たな手法を取り入れ、事業の効率性や実効性を確保

**（漁港漁場整備長期計画［平成 29 年度～平成 33 年度(令和 3 年度)］）のポイント）**

漁港漁場整備長期計画の重点課題としては、以下の 4 つの重点課題と各課題に共通する横断的課題が定められています。

**①ポイント 1：水産業の競争力強化と輸出促進**
**②ポイント 2：豊かな生態系の創造と海域の生産力向上**
**③ポイント 3：大規模自然災害に備えた対応力強化**
**④ポイント 4：漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出**
**⑤ポイント 5：共通事項として、漁港漁場施設の管理の高度化(ICT を活用した漁港漁場施設の管理や機能保全の効率化など)**

特に、「重点課題④漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」の趣旨である活力ある漁村づくりが、新たに長期計画のテーマとなっている点と、漁港漁場施設の管理の高度化（ICT の活用による重点課題への対応）が共通事項として挙げられている点が、従前の長期計画と大きく異なる点です。

（目指す主な成果・事業量）

水産基盤整備における課題に適確に対応するため、計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定め、漁港・漁場・漁村の整備を総合的かつ計画的に実施することとしています。

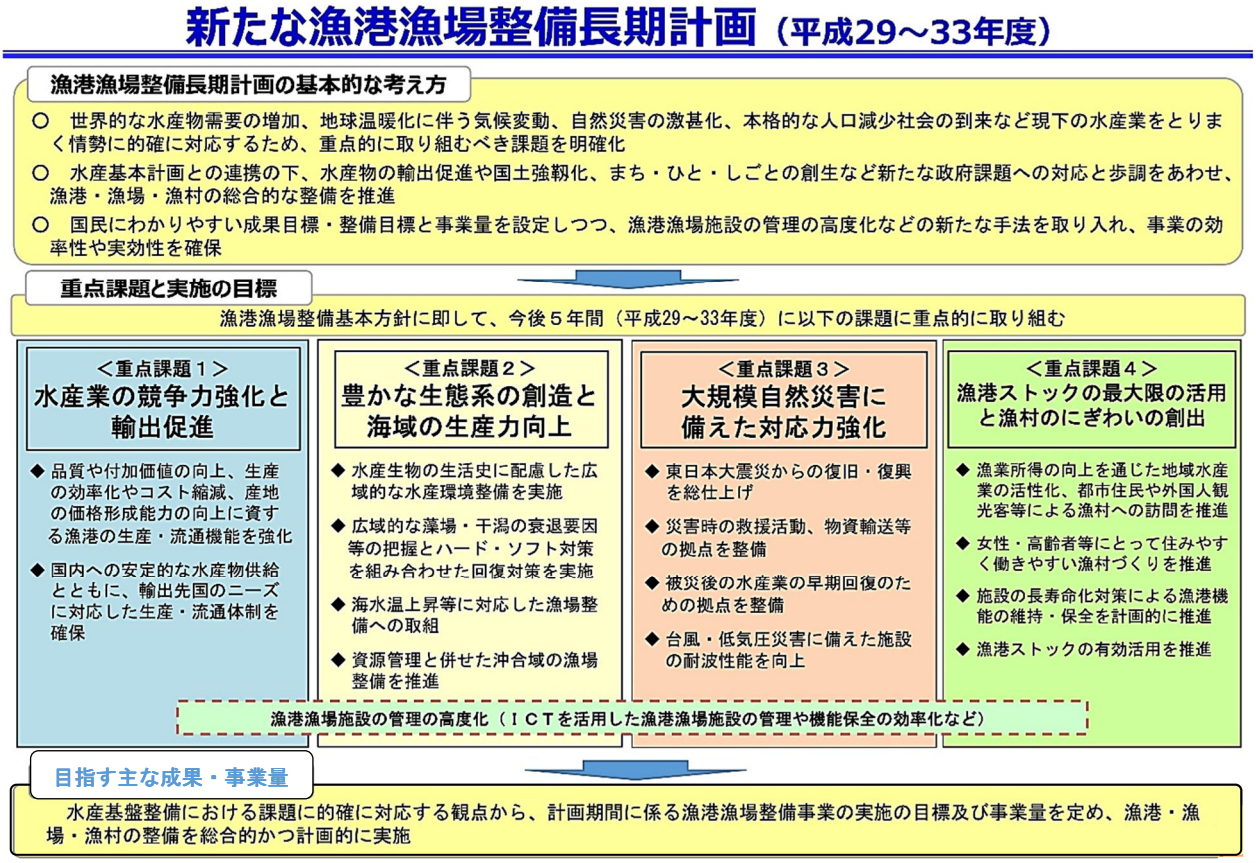


資料-水産庁（https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/keikaku/attach/pdf/170328-1.pdf）

図 1-1　現漁港漁場整備長期計画の全体像

（漁港建設業の対応状況と課題）

令和 4 年度には、次期漁港漁場整備長期計画が策定されます。本計画は、次期漁港漁場整備長期計画の前提となるものであり、漁港建設業としては、共存関係にある漁業の活性化（漁場整備など基礎生産力の向上）や今後発生が懸念される大規模地震・津波や毎年激甚化する豪雨や台風等による自然災害に対応した国土強靭化施策に対する関心が高くなっています（P20 図 2-2-9 参照）。次期漁港漁場整備長期計画策定に向けては、これらの施策強化に関する積極的な情報発信と新たな長期計画への適切な対応が必要です。

## (2) 水産政策改革

**（背　景）**

平成 30 年 12 月、70 年ぶりに漁業法が改正されるとともに、平成 30 年 12 月に公表された「水産政策の改革」では、資源や漁獲量の減少と担い手である漁業者の減少傾向に鑑み、広範囲の分野に及ぶ大きな変革の方向を示しています。

「水産政策の改革」の全体像は以下のとおりであり、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施することとしています。

水産政策の改革を構成する、①資源管理、②水産物の流通・加工、③遠洋・沖合漁業、④養殖・沿岸漁業に係る改革の詳細は、下図（図 1-2）に示すとおりであり、その特徴の一つとして、資源管理から流通に至るまで ICT を活用することとしています。

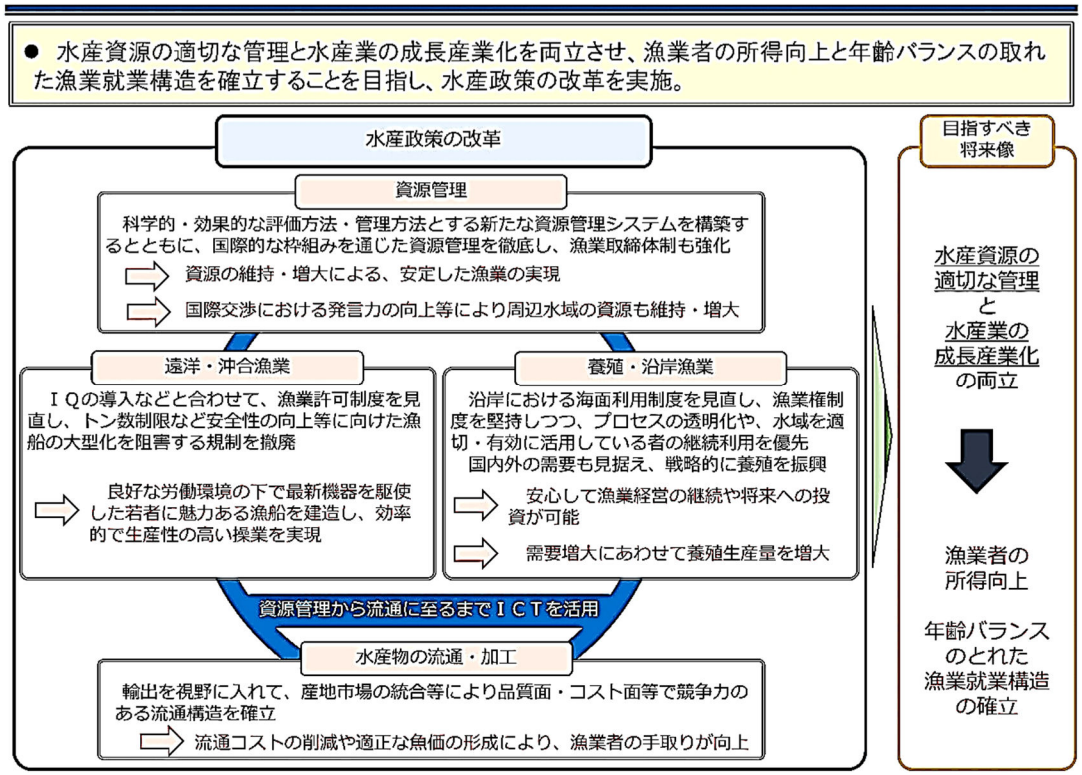


資料-水産庁
www.fishexp.hro.or.jp/cont/jochokai/conference/jt2ims00000000tg-att/shiryo7_1_suisanseisaku.pdf

図 1-2　水産政策改革の全体像

**（トピック）**天然海水によるニホンウナギの稚魚生産に成功！

令和 2 年 11 月、鹿児島市に本店を置く民間企業が、鹿児島県沖永良部島において、近年、採捕量が激減し絶滅危惧種に指定されているニホンウナギの稚魚の人工生産に成功しました。今後、研究施設の規模拡大による稚魚の安定生産とともに、地元では、島の新たな産業振興、雇用拡大につながることが期待されています。

**（水産政策改革のポイントと水産基盤整備事業）**

水産政策改革における各課題の実施にあたり、水産基盤整備においては、以下の対策が求められることが考えられます。

**○ポイント１：資源管理：新たな資源管理システムの構築**

| | |
|---|---|
| ○国際的に遜色ない科学的・効果的な評価方法及び管理方法<br>○毎年度漁獲可能量(TAC)を設定 | ・拠点漁港における水揚げ情報の把握システム(ICT の導入)<br>・外国漁船取り締まり船支援バース整備 |

**○ポイント２：流通改革：漁業者の所得向上に資する流通構造改革**

| | |
|---|---|
| ○ICT 等の活用、品質衛生管理の強化、国内外需要への対応等の効果の推進<br>○産地市場の統合・重点化 | ・産地市場への ICT 等の導入、輸出基準にも適合した高度衛生管理型漁港整備<br>・漁港機能の再編・集約化と産地市場の統合・重点化 |

**○ポイント３：遠洋・沖合：生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し**

| | |
|---|---|
| ○IQ 導入など条件が整った漁船については、漁船の大型化阻害規制を撤去<br>○漁業許可を受けた者には、各種報告を義務付け | ・漁船の大型化に対応した大水深岸壁・泊地の整備<br>・遠隔離島周辺の漁場開発とフロンティア漁場整備等沖合漁場開発 |

**○ポイント４：沿岸・養殖：沿岸漁業・養殖業の発展に資する海面利用制度の見直し**

| | |
|---|---|
| ○沿岸漁場の有効活用<br>○養殖業発展のための環境整備<br>・国は戦略的養殖品目を設定した上、操業戦略を策定<br>・適地拡大に向けた大規模静穏水域の確保や漁港の積極的活用の推進 | ・スマート水産業の展開に向けた漁場・養殖場の IT 化<br>・大規模静穏水域の確保、漁港(泊地、用地)の有効活用<br>・沿岸漁場環境整備(藻場・干潟の再生、底質改善による赤潮対策等) |

**○ポイント５：水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し（※省略）**

**○ポイント６：漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮**

| | |
|---|---|
| ○漁業・漁村が持つ多面的な機能が発揮されるよう効果的な取り組みを推進 | ・漁村の賑わいの場として利用規制の緩和による漁港の有効活用<br>・渚泊や水産多面的機能発揮対策事業との連携 |

**（漁港建設業の状況と課題）**

健全な漁港建設業の発展は、漁業・漁村振興と一体であり、水産政策改革の推進にあたっては、海域の基礎生産力向上等、漁業の活性化対策を第一として対応することが重要です。このような観点から、漁港建設業としては、同改革のポイントを十分理解した上で、漁場の環境整備や養殖場の整備等を通じた漁業の活性化対策とともに、水産業の成長産業化に向けて、水産物の輸出促進に資する漁港の高度衛生管理対策や、漁船の大型化に対応した岸壁等の整備など、漁港機能の向上対策が強化されることに着目しておく必要があります。また、漁協など地域生産組織の理解と協働しつつ養殖業への参入といった企業経営の多角化に取り組んでいくことも新たな選択肢となります。

## ２. 漁港漁場整備をとりまく課題

### (1) 水産資源の減少

（背　景）

近年、国内の地域漁業・水産業を根本的に支える水産資源及び漁獲量の低迷が顕著であり、産業としての漁業・水産業をとりまく環境疲弊の要因となっています。

わが国の漁業・養殖業生産量は、昭和 59（1984）年をピーク（1,282 万ﾄﾝ）に、平成 7（1995） 年頃にかけて急速に減少し、その後は緩やかな減少傾向が続いています。昭和 59（1984）年以降の急速な減少は、沖合漁業のうち旋網漁業によるマイワシ漁獲量の減少によるものが最も大きく、これは海洋環境の変動の影響を受けて資源量が減少したことが主な要因と考えられています。

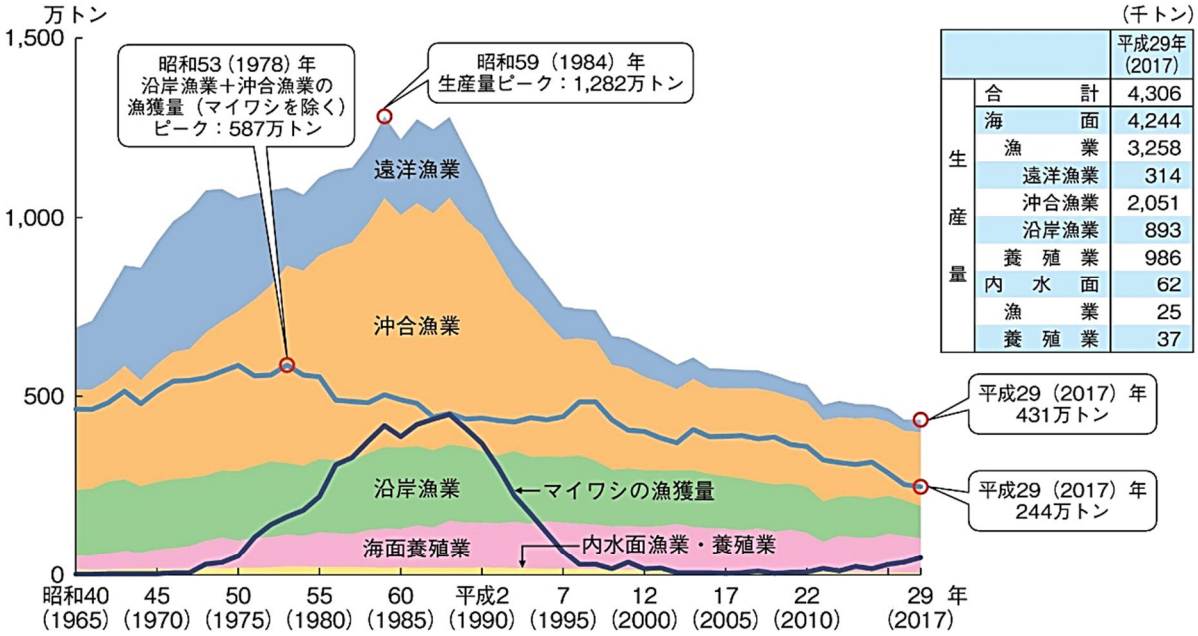


（千トン）

| | | 平成29年(2017) |
|---|---|---|
| 生産量 | 合計 | 4,306 |
| | 海面 | 4,244 |
| | 漁業 | 3,258 |
| | 遠洋漁業 | 314 |
| | 沖合漁業 | 2,051 |
| | 沿岸漁業 | 893 |
| | 養殖業 | 986 |
| | 内水面 | 62 |
| | 漁業 | 25 |
| | 養殖業 | 37 |

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」
注：1） 平成19（2007）～22（2010）年については、漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は推計値である。
2） 内水面漁業生産量は、平成12（2000）年以前は全ての河川及び湖沼、平成13（2001）～15（2003）年は主要148河川28湖沼、平成16（2004）～20（2008）年は主要106河川24湖沼、平成21（2009）～25（2013）年は主要108河川24湖沼、平成26（2014）年～29（2017）年は主要112河川24湖沼の値である。平成13（2001）年以降の内水面養殖業生産量は、マス類、アユ、コイ及びウナギの４魚種の収獲量であり、平成19（2007）年以降の収獲量は、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦において養殖されたその他の収獲量を含む。
3） 平成18（2006）年以降の内水面漁業の生産量には、遊漁者による採捕は含まない。

資料－水産庁（平成 30 年水産白書）

図 2-1　漁業・養殖業の生産量の推移

一方、漁業生産額は、海洋環境の変動等の影響から資源量が減少する中で、漁業者の減少・高齢化、漁船の高船齢化等に伴う生産体制の脆弱化、国民の「魚離れ」等により、平成 24（2012）年まで長期的に減少してきましたが、平成 25（2013）年以降は、消費者ニーズの高い養殖魚種の生産の進展等により増加に転じています。

（水産資源減少のポイント）

**○ポイント１：藻場・干潟の減少**

藻場は、本来、様々な海洋生物の産卵の場を提供していると同時に、多くの水産生物の幼稚仔の保育場となっており、沖合域に生息する魚等の資源培養に役立っています。また、干潟は、アサリ等の生産の場であるとともに、魚類を始めとする多くの水産生物が幼稚仔期を過ごすための保育場となっています。

一方、埋立てや海水の透明度の低下、化学物質の流入、磯焼けなどを要因として、水産生物の維持に重要な役割を果たす藻場、干潟の減少が顕著となっています。近年では、温暖化の進行による南方系の外敵生物の北上による増加や、干潟の機能を守ってきた二枚貝の捕食生物（ナルトビエイ等）の増加も指摘されています。従って、地球温暖化の更なる進行は、これまでと異なる藻場・干潟機能の低下をもたらす恐れがあることに留意しておく必要があります。

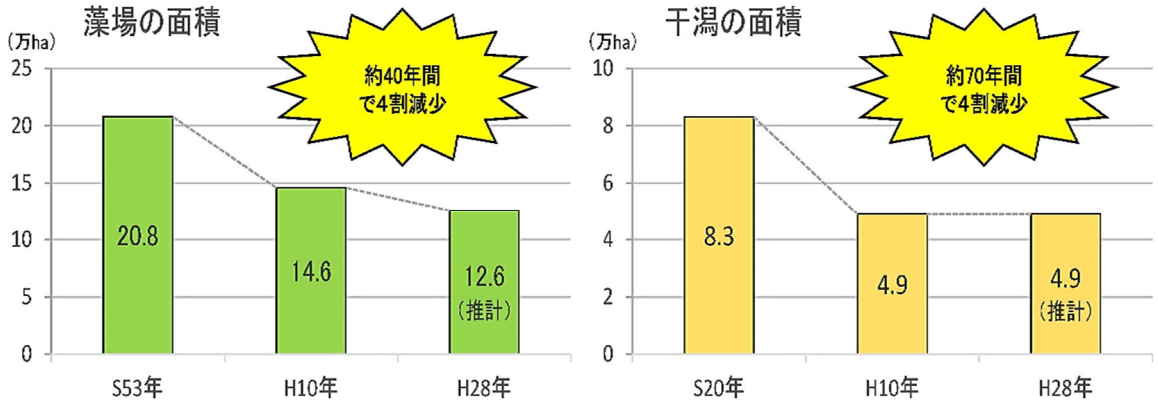


資料-水産庁（平成 28 年）

図 2-2　藻場・干潟減少の推移

**○ポイント２：魚種や植生の交代**

水産資源の資源量は海洋環境（①水温、②海流、③餌量等）の影響を強く受けます。特に、卵や仔稚魚と呼ばれる発生の初期段階における生残率は、海洋環境の影響を強く受けることになります。

1990 年代以降、わが国周辺水域は温暖レジームにあり、カタクチイワシやスルメイカの資源状況が良好でしたが、近年はこれらの魚種の資源量が減るとともに、マイワシの資源量が増えており、寒冷レジームに移行しつつある可能性が示唆されています。

気候変動は、地球温暖化による海水温の上昇等により、水産資源や漁業・養殖業にも影響を与えます。海水温の上昇が主要因と考えられる近年の現象として、ブリやサワラ等の分布域が北上し、ブリについては、近年、北海道における漁獲量が増加しています。

また、沿岸資源については、九州沿岸で磯焼けの拡大によりイセエビやアワビ等の磯根資源が減少し、瀬戸内海では南方系魚類であるナルトビエイの分布域の拡大によるアサリへの食害が増加しています。

更に、養殖業においては、青森県陸奥湾でのホタテガイの大量斃死や広島県広島湾でのカキの斃死率の上昇、有明海でのノリの生産量の減少等も報告されています。

このような状況に対処するためには、例えば、分布域が北上した魚種については現地での利用を

促進するとともに、ホタテガイ等の大量斃死を防ぐため、水温が 20℃を超えた際に養殖施設を水温の低い下層に移すなどの対策を検討していくことが必要となります。

（水産庁：海洋環境の変化と水産資源との関連より）

**（漁港建設業の状況と課題）**

漁港建設業の発展は、わが国漁業・水産業の発展と両輪の関係にあり、漁港建設業界としては、わが国漁業・水産業の発展に資する藻場・干潟の再生や広域漁場整備などの施策展開を次期漁港漁場整備長期計画の柱として位置付けられるよう運動していく必要があります。

また、既に一定の実績がある漁場環境改善技術の開発を更に拡充・実践し、減少傾向にある藻場・干潟の再生・造成に積極的に取り組んでいくと同時に、養殖漁場を含めた海域環境の改善に積極的に取り組むことが重要です。

一方、地球温暖化の影響によると見られる魚種交替により、地域の伝統的有用魚種が減少し、地域漁業の衰退を招いている現状に鑑み、広域漁場整備や増養殖の整備など生産増強のための効果的な事業の積極的展開に向けた技術開発を推進していく必要があります。

## (2) 温暖化の進行

**（背　景）**

地球規模の経済発展に伴う $CO_2$ の急激な増加に起因する地球温暖化の進行は、まさに世界規模での危機となり、わが国の漁業・水産業、水産基盤施設等の維持にも大きな影響を与えつつあります。このため、これら施設整備を担う漁港建設業の役割はますます大きくなってきています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第５次評価報告書（2013～2014 年）によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880 年から 2012 年の期間に 0.85℃上昇したとされています。

また、IPCC 第５次評価報告書では、20 世紀末頃（1986 年～2005 年）と比べて、有効な温暖化対策をとらなかった場合、21 世紀末（2081 年～2100 年）の世界の平均気温は、2.6～4.8℃上昇すると想定されており、厳しい温暖化対策をとった場合でも 0.3～1.7℃上昇する可能性が高くなると予測されています。

日本近海の各海域の海面水温も上昇しており、統計的に有意な長期変化傾向が見られています。気象庁の過去 100 年間のデータによると、日本海側で 1.72 度の上昇がみられます（図 2-3）。

また、1901～2010 年の 110 年間に世界の海面水位は、１年当たり平均で約 1.7㎜ 上昇し（※図 2-4 ポイント①）、特に、直近の 1993～2010 年では、年間平均で約 3.2㎜ と急激に上昇しています（※図 2-4 ポイント②）。これら最大の要因としては、海洋の熱膨張があり、次いで、氷河・グリーンランド氷床・南極氷床の減少などが挙げられています。

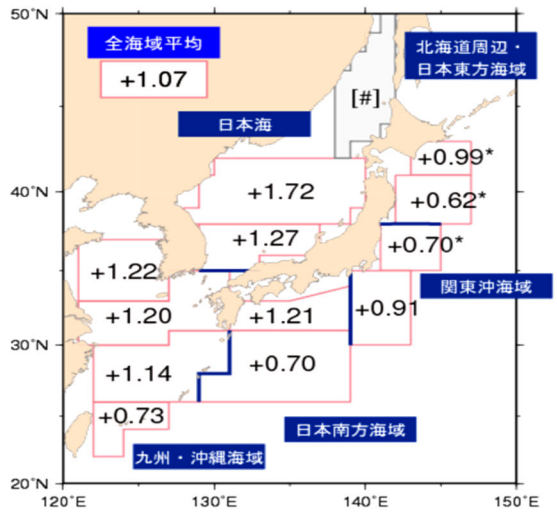


資料－気象庁

図 2-3　日本近海の海域平均海面水温（年平均）の上昇率（℃/100 年）

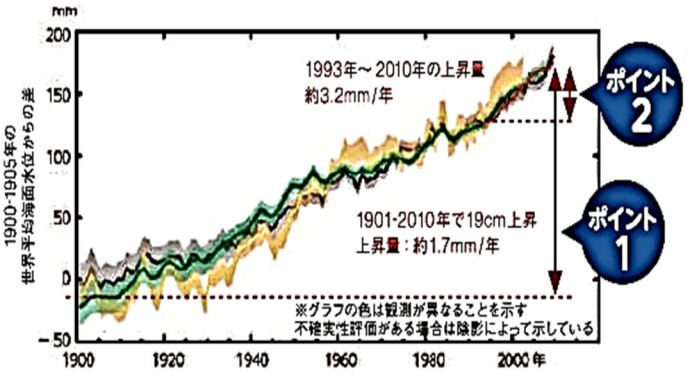


資料−地球温暖化の概要（環境省）

図 2-4　海面水位の長期変化傾向（全球平均）

（温暖化の進行のポイント）

**〇ポイント 1：魚種交代による漁場の変化**

日本近海漁場における北方系種の減少と南方系種の増加（※地域に根付いた漁業・水産業の変容）など、魚種交代により漁場が変化するとともに、これらに付随して、アイゴやブダイなど藻場の外敵生物の増加・活性化につながる場合も多くみられます。

**〇ポイント 2：海水面・設計沖波の上昇**

平成 30 年 8 月の水産庁の調査によると、設計沖波が近年増加しており、今後、既存の防潮堤や堤防、防波堤、岸壁等の強度や天端高等が不足することが懸念されています。このため、今後、設計外力の定期的な点検・見直しとこれに対応した施設の機能アップが必要となります。

図 2-5　波浪の長期変動傾向（H30.8　水産庁調査）

**○ポイント 3：$CO_2$削減等カーボンニュートラルへの要請**

令和 2 年 10 月、菅総理は、所信表明演説において日本政府としては初めて「2050 年までに $CO_2$ ネット排出量をゼロ（カーボンニュートラル）にする」との目標を表明しました。また、農林水産省では、脱炭素社会に向けた 2050 年ビジョン（平成 31 年 4 月）において、徹底した $CO_2$ の排出削減や再生可能エネルギーのフル活用などを位置づけており、漁業界においても、漁船の省エネ化や集魚灯の LED 化など $CO_2$ 排出量のさらなる抑制や $CO_2$ の海洋への隔離などの対策が課題となっています。

**（漁港建設業の状況と課題）**

漁港建設業に関する温暖化の課題としては、①魚種交代や漁場の変化に対応した、漁場造成や漁場環境保全技術の開発、②海面上昇や設計沖波の定期的な点検と自然外力の増加に対応した堤防や防波堤等の効果的な強靭化対策、③カーボンニュートラルに向けた $CO_2$ 削減対策としての建設機材等の省エネ・再生可能エネルギー転換や $CO_2$ 吸収源対策として期待される藻場等の効果的な造成技術開発、などが求められています。

## (3) 災害の多発・巨大化

**（背　景）**

近年、豪雨や台風などによる自然災害の増加・巨大化が顕著となっており、事前防災、事前復興、国土の強靭化要請がより切実に高まってきています。

わが国における自然災害の発生件数と被害額の推移を概観すると、自然災害の発生件数は変動を伴いつつも明らかに増加傾向にあり、特に、1995 年の阪神・淡路大震災、2011 年の東日本大震災の発生時には大規模な被害を記録しています。また、2018 年 7 月豪雨（西日本豪雨）では、豪雨災害としては初めて激甚災害として指定されるなど広範囲に大きな被害をもたらしました。

次図 2-6 によれば、こうした被害をもたらす大雨について、1 時間当たりの降水量 50㎜ を上回る大雨の発生件数が、この 30 年間で 1.4 倍に増加していることがわかります。今後も地球温暖化等の気候変動の影響により、水害及びそれに伴う土砂崩れ等の災害が頻発する恐れがあります。

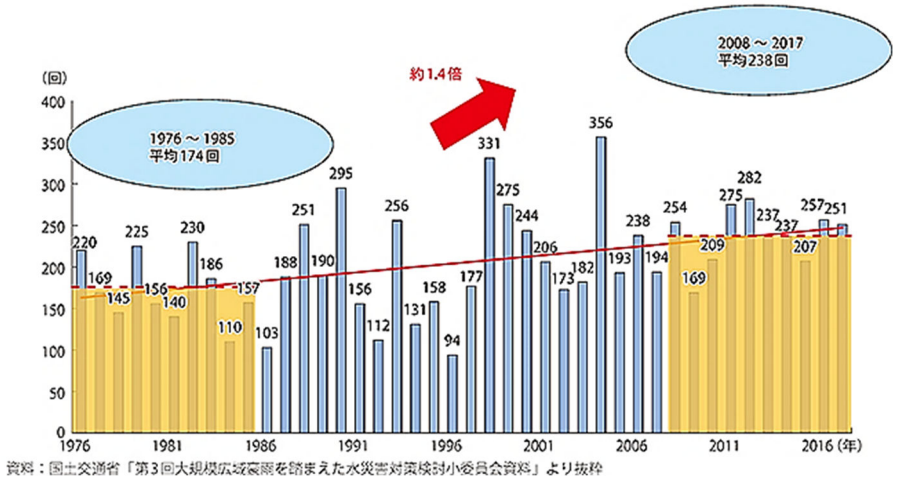


資料-中小企業白書（2019 年）

図 2-6　1 時間あたり降水量 50㎜ 以上の年間発生回数（アメダス 1000 地点当たり）

また、わが国は地震の常襲地域でもあり、東日本大震災などの経験をもとに、今後高い確率で発生が予想される南海トラフ地震や根室沖地震、宮城沖地震などの大規模地震津波災害に備える必要があります（図 2-7 参照）。

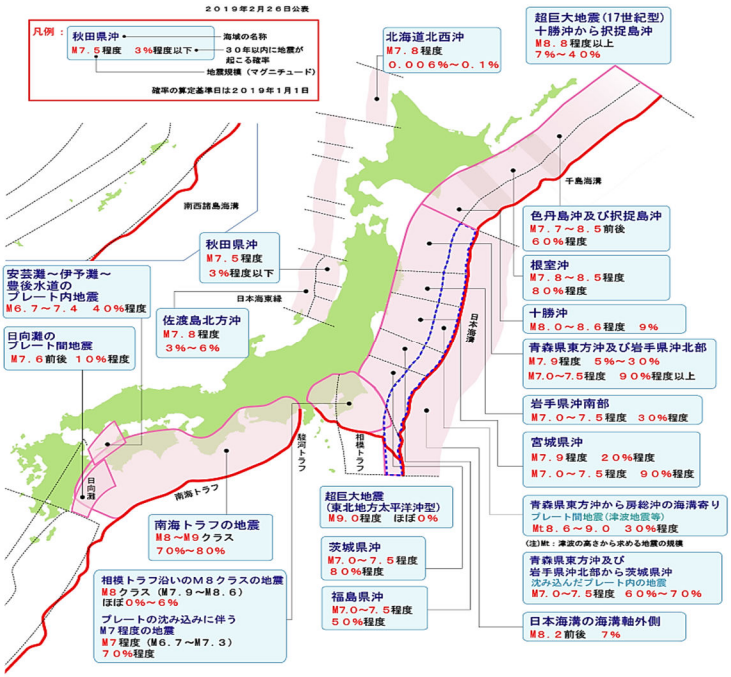


資料−地震調査研究推進本部事務局

図 2-7　今後（30 年以内）に発生が懸念される地震一覧

**（災害の多発・巨大化のポイント）**

**○ポイント 1**：台風の頻発、大型化とこれまでにない進路による被害の拡大

**○ポイント 2**：観測史上最大と形容される豪雨・洪水被害の増加

**○ポイント 3**：南海トラフ地震・津波や千島海溝・日本海溝地震・津波等全国沿岸域における大規模地震・津波の発生懸念

**○ポイント 4**：これらの大規模災害に対応した国土強靭化要請の高まり

**（漁港建設業の状況と課題）**

漁港建設業としては、地方公共団体との災害協定締結の推進等により、近年、毎年のように来襲する大型台風による高潮や漁港泊地、漁場における流木等の漂流物除去に加え、被災した漁港施設等の迅速な復旧体制を整えておく必要があります。

また、南海トラフ地震・津波など広域的な大規模地震・津波災害を念頭に、復旧復興ネットワークの構築（全漁建支部間による災害協定の締結推進、大規模災害時の救援窓口としての役割や復旧機能のネットワーク形成）や、技術職員の不足する市町村に対する事前防災や事前復興計画策定などへの技術的支援が期待されます。

**（参考１）**

土木学会では、巨大災害に遭遇しても国難と呼び得る致命的被害を回避し、その被害を回復可能な範囲でとどめ得る対策を検討しました。これによると、南海トラフ地震においては、経済被害が

20 年間で 1,240 兆円に及び、これに対して事前の公共インフラ対策（事業費：38 兆円以上）を行うことにより、経済被害を約 4 割削減可能とし、早急な対応を求めています。（「国難」をもたらす巨大災害についての技術検討報告書：2018.6）

**「国難」をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告 ： 2018年6月 土木学会**

**報告のポイント**

○ 土木学会では、**巨大災害に遭遇しても「国難」と呼びうる致命的事態を回避し、その被害を回復可能な範囲にとどめうる対策**を検討。（想定災害：南海トラフ地震、首都直下地震、三大湾の巨大高潮等）

○ この結果、**南海トラフ地震においては、経済被害が20年間で計1,240兆円に及び、これに対して事前の公共インフラ対策（事業費：38兆円以上）を行うことで、経済被害を約4割、計509兆円縮減可能**と推計。

○ 「財政構造の健全性を守る」ためには公共インフラ対策が不可欠であり、**災害発生時までに各対策が「間に合う」よう対策目標は「15年程度で完了」することが必要**と提言。

**検討のポイント**

1. 検討体制
   - 土木学会が2017年6月に土木学会会長特別委員会「レジリエンスの確保に関する技術検討委員会」（学会長：大石久和・土木学会、委員長：中村英夫・東京都市大学）を設置。
2. 検討条件
   - 海外を含む過去の大災害がもたらした長期的な影響を調査し、これをもとに今後起こりうる巨大災害（南海トラフ地震等）がもたらす被害やそれを減ずるに必要な公共インフラ対策（道路、港湾・漁港、海岸等）とその被害縮減効果を推計。
   - **港湾・漁港においては、南海トラフ地震防災対策推進地域内の重要港湾や流通拠点漁港等の耐震強化対策によって、海上ネットワークの寸断による経済被害の縮減効果を推計**。
3. 検討結果

| 巨大災害 | 経済被害（20年間累計） | 対策内容 | 被害縮減額（縮減率） |
|---|---|---|---|
| 南海トラフ地震 | 1,240兆円 | 道路、港湾・漁港、海岸堤防、建築物（事業費：38兆円以上） | 509兆円（41%） |
| | | 道路（事業費：19.8兆円） | 139兆円（11%） |
| | | 港湾・漁港（事業費：8.3兆円） | 101兆円（8%） |
| | | 海岸堤防（事業費：10兆円） | 88兆円（7%） |
| | | 建築物（事業費：－兆円） | 181兆円（15%） |

図 2-8　国難をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書（土木学会）

**（参考２）**

大規模地震災害時における漁港の役割としては、阪神淡路大震災（1995 年）の際、神戸市周辺の道路や鉄道などすべての陸上交通が分断されたため、周辺の県や市町の漁港から海を介した漁船などによる垂水漁港（神戸市）等への救援物資の搬送や漁港間の救援活動のネットワーク（次図 2-9 参照）が大きな役割を果たしました。当該事例は、緊急時における救援窓口としての漁港や漁船・船舶の役割の重要性についての示唆に富んでいます。

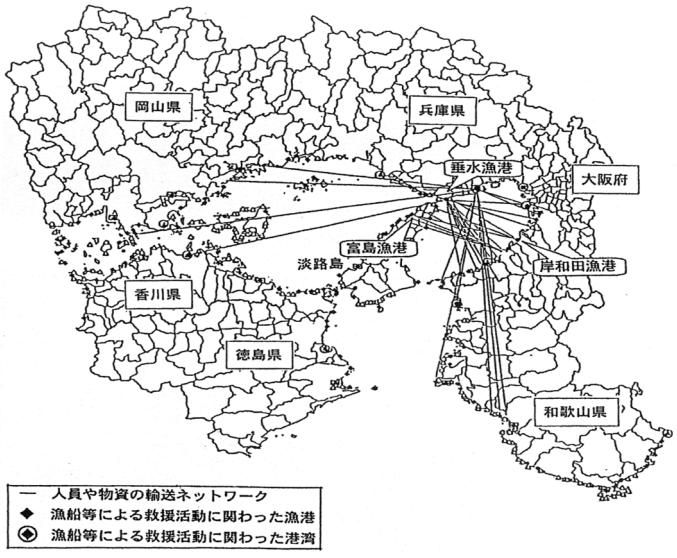


資料－水産庁

図 2-9　阪神淡路大震災における漁港間救援ネットワーク

## (4) 漁村活力の低下

（背　景）

漁獲量の低迷や単価の頭打ちによる所得の低下、漁業の担い手不足等により、漁業・水産業自体の活力低下とともに、過疎化・高齢化などにより漁業・水産業生産と多面的機能発揮の基礎単位である漁村の活力低下が進んでいます。一方で、地域社会としての漁村の活性化の要請に対応するため、6次産業化や渚泊の振興、浜の活力再生プランの策定と実践が政策的に進められています。

わが国の漁業就業者数は一貫して減少傾向にあり、高齢化も進んでいます。一方、漁業就業者の総数が減少する中で、平成 21（2009）年以降、全国の新規漁業就業者数は概ね横ばいで推移しています。新規漁業就業者中 39 歳以下が占める割合は約 7 割となっています。

また、漁港背後に成立する漁業集落（漁村）では、漁業の低迷と漁業就業者数の減少・高齢化の進行により、一貫した人口減少と高齢化傾向が顕著です。特に、地理的条件不利地域や漁業、水産業の低迷が著しい漁村の場合、地域自体の活力低下に直結し、集落の維持が困難になりつつある小規模集落も散見されています。水産庁調査によれば、漁港背後集落全体のうち過疎地域が全体の 68%を占めると同時に、65 歳以上人口（高齢人口）が半数以上の集落が 37%（非過疎地域集落は 17%）に達しています（右図参照）。

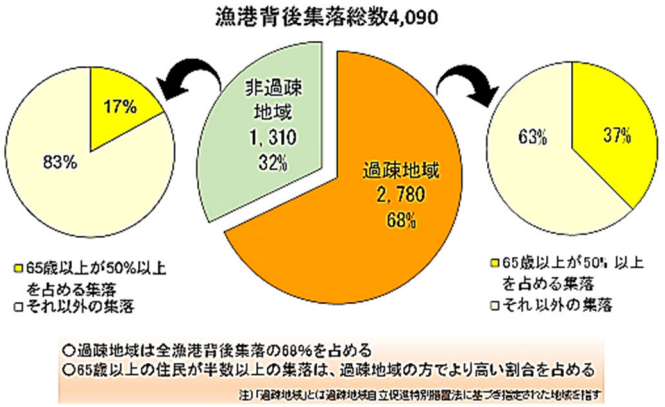


資料-水産庁

図 2-10　過疎地域における 65 歳以上住民が半数以上の集落数の割合

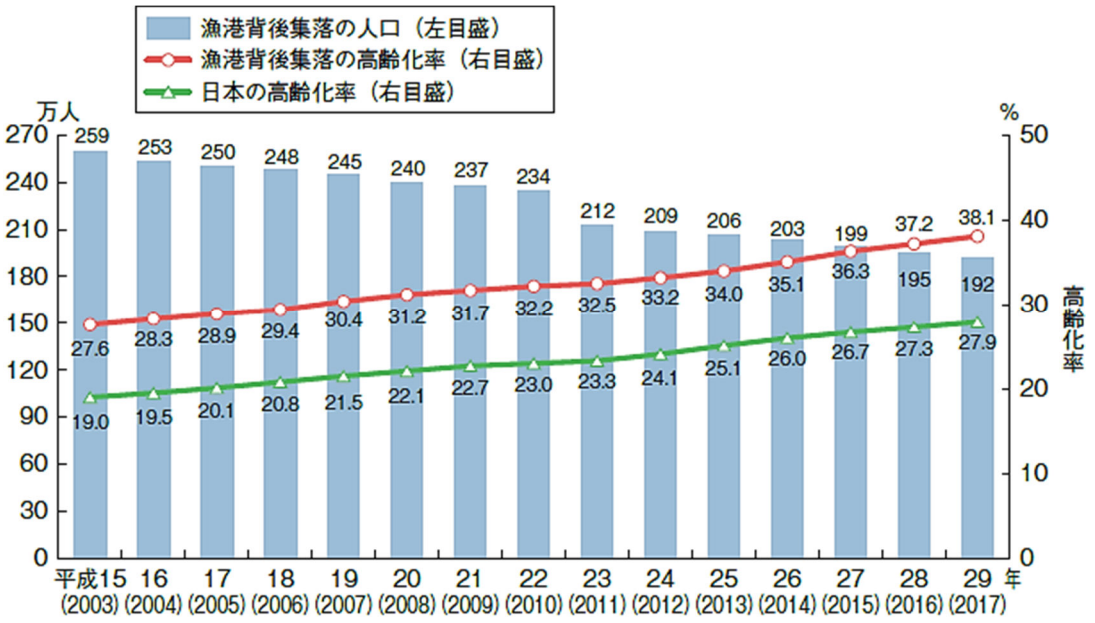


資料：水産庁調べ（漁港背後集落の人口及び高齢化率）、総務省「国勢調査」（日本の高齢化率、平成 17（2005）年、22（2010）年及び 27（2015）年）、総務省「人口推計」（日本の高齢化率、その他の年）

図 2-11　漁港背後集落人口と高齢化率の推移

**（漁村活性化のポイント）**

漁村の疲弊要因は多様であり、その活性化には、生産対象資源の減少や単価の頭打ちにより低下した漁業所得の向上、漁業以外の新たな所得機会の創出、生活面での安全・安心の確保、利便性や福利厚生機能の強化など地域振興全般にわたる取り組みが必要です。このため、国では、地方公共団体や関係団体が実施する様々な漁村活性化に向けた取り組みを支援しています。

**1）安心して暮らせる安全な漁村づくり**

**○ポイント１：漁港・漁村における防災・減災対策の推進**

海に面しつつ背後に崖や山が迫る狭隘な土地に形成された漁村は、一般的に地震や津波、台風等の自然災害に対して脆弱な面を有しています。また、南海トラフ地震等の大規模地震発生の危険性も指摘されています。このため、国では、東日本大震災の被害経験を踏まえ、防波堤と防潮堤による多重防護を基本的な考えとしつつ、粘り強い構造を持った防波堤や漁港から高台への避難路の整備等を推進しています。（水産基盤整備事業等）

**○ポイント２：漁村における生活基盤の整備**

急峻で背後に山が迫る狭い土地に家屋が密集している漁村では、車が通れない狭い道路も多く、また、下水道普及率も都市部に比べて低い等、生活基盤の整備が立ち後れています。このような生活環境の改善は、若者や女性の地域への定着を図る上でも重要であり、集落道や漁業集落排水の整備等を推進しています。（農山漁村地域整備交付金等）

**○ポイント３：インフラ長寿命化対策の推進**

水産庁調査によると、平成 31 年 3 月時点において、既に 2 割以上の外郭施設が耐用年数（50 年）を経過しているなど深刻な実態が明らかとなりました（図 2-12 参照）。このように、漁港施設や集落環境施設等の水産庁が所管するインフラには、昭和 50（1975）年前後に整備されたものが多く、老朽化が進行し、更新すべき時期を迎えたものが多くなっています。

インフラの老朽化対策は、政府横断的な重要課題の 1 つとなっており、水産庁では平成 26（2014）年に「水産庁インフラ長寿命化計画」を策定し、予防保全的な考え方のもと計画的なインフラの維持管理と更新を推進しています。（水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金等）

| 施設名 | H31 年3月 | R11 年3月 | R21 年3月 |
|---|---|---|---|
| 外郭施設（防波堤等） | 20.5% | 36.8% | 62.9% |
| 係留施設（岸壁等） | 10.2% | 32.0% | 61.8% |

注：岩手県、宮城県及び福島県を除く（H31. 3 現在）

資料-水産庁調査

図 2-12　漁港施設の老朽化状況
（建設後 50 年を経過する施設の割合）

また、水産庁では、インフラ長寿命化計画に基づき水産庁が所管する漁港・漁場・海岸施設等のインフラにかかる行動計画（2021.3.31）をとりまとめ、令和 3 年度から今後 30 年間の維持管理・更新費を約 3.5 兆円と推計しています。これは、事後保全の場合の約 6.6 兆円に比べて、約 5 割が低減される額となります。

### 2）漁村振興・活性化の取組み

#### ○ポイント 4：漁港施設の有効活用

漁港機能の役割分担を図りつつ機能集約される側の漁港において、補助事業により整備された漁港用地や水域の利用規制の緩和を図ることにより、民間等が水産物の直販場やプレジャーボート受け入れ施設など地域活性化に資する施設整備や利活用を促進し、漁村の活性化を支援しています。今後、新型コロナウイルス感染症の状況等も踏まえ、小型クルーズ船の漁港寄港や道の駅との連携強化など漁村活性化に向けた新たな取り組みの展開が期待されるところです。

#### ○ポイント 5：滞在型漁村観光の振興や浜プラン・広域浜プランの着実化な実践

政府では、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行である「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域を 2020 年までに 500 地域創出することとしています。漁村地域においては「渚泊」と称し、漁業地域に有する自然、食、伝統文化などの地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げるソフト対策や、古民家等の滞在施設への改築や農林漁業・農山漁村体験施設の整備などハード対策への支援が行われています。

また、漁業地域が SNS 等を活用して個別に発信している、地元の水産物やイベント、漁業体験、漁家民宿や絶景スポットなどの観光情報等を一元化した「漁村の魅力・情報発信のためのポータルサイト」（http://nagisa-portal.jp/）を構築し、一般利用者にとって、便利で使いやすい情報発信を行っています。

さらに、漁村の基幹産業である漁業・水産業の振興と漁業所得向上に向けた浜の活性化計画である浜の活力再生プラン、広域浜の活力再生プランが多くの地域で策定され、実践段階にあります。これらプランの着実な実践と効果の発現が期待されています。（交付金事業）

### （漁港建設業の状況と課題）

漁港建設業は、漁業の振興とともに漁業生産の基礎単位となる漁村の活性化という社会的要請に対し、ソフト・ハードの両面で積極的に関わっていくことが求められています。

①地域漁業や漁村の状況に応じた生活環境（集落道、漁業集落排水施設等）の改善と安全・安心な漁村づくり（堤防等海岸保全施設、高台への避難路・避難場所等）への対応

②老朽化施設の更新に向けた技術開発と現場での実践

③漁村活性化の視点での漁港等既存ストックの有効活用に向けた技術開発と現場での実践

④６次産業化の推進（新たな定住・所得源の創出）支援への対応

・渚泊の取組（インバウンド誘致や漁家民泊による漁村滞在型観光振興）等多様な漁村活性化支援策への対応

・浜の活力再生プラン及び浜の活力再生広域プランの推進と実践（多様な取組による漁業地域の所得向上と地域振興の取組）への対応

## (5) 市町村の技術者不足

**（背　景）**

土木・建築技術部門の職員数は、公共事業自体の縮減に伴い減少傾向が続いています。多くの漁業・水産業に依存する市町村では、その生産を支える水産基盤整備事業が実施されています。全国2,790 の漁港のうち約 2000（全漁港の 7 割強）が市町村の管理ですが、近年、多くの市町村において漁港を担当する土木・建築技術部門の職員数が大きく減少しています。平成 31 年の水産庁調査によると、技術者がいない市町村の数は約 1/3(図 2-13 参照)にのぼり、漁港漁場整備事業が適切かつスムーズに実施することが困難な状況になっています。

このため、水産庁では、令和 2 年 3 月に市町村支援策をとりまとめており、漁港建設業界としても、効果的な市町村支援体制の構築が期待されています。

**（市町村技術者不足支援のポイント）**

**〇ポイント１：市町村等の担当技術者の不足**

技術担当職員が不足する市町村が増加しており、そのような市町村では、漁港漁場整備事業を円滑に実施していくことが困難な状況にあります。

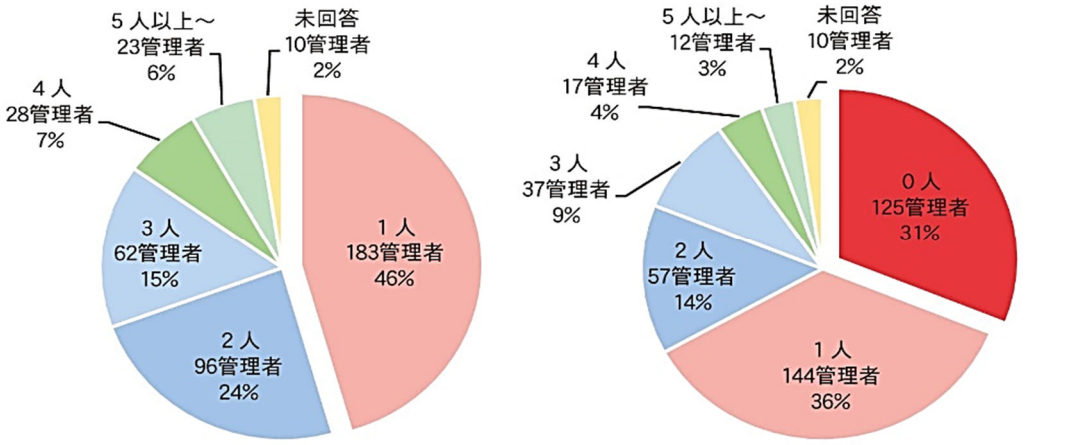


資料－水産庁

図 2-13　市町村（漁港管理者）における漁港漁場整備担当職員の状況

**〇ポイント２：国が主導する市町村技術職員不足支援システムの構築**

令和２年３月に水産庁では、地方の意見を踏まえ、担当職員が不足し、漁港漁場整備事業の実施体制が十分ではない市町村が今後とも漁港漁場整備事業を適切に実施できるよう、以下の３つの技術的な支援策を取りまとめ、現在、制度の円滑な運用に取り組んでいます。

### 1)漁港漁場整備事業の実務の手引きの策定

初心者にも漁港漁場整備事業の実務の一連の流れ（計画、予算要求、事業申請、工事発注、管理等）が理解できる手引きを作成し、全国の漁港管理者に配布しています。

なお、手引きの内容は、右記のとおりで、「漁港漁場整備事業の実務の流れ」と、「漁港漁場整備事業の実務の内容」（事業基本計画、予算要求と交付申請、事業執行と台帳調製）から構成されており、各実務内容に関連する通知や参考となる図書、WEB ページ等の情報をそれぞれ掲載しています。

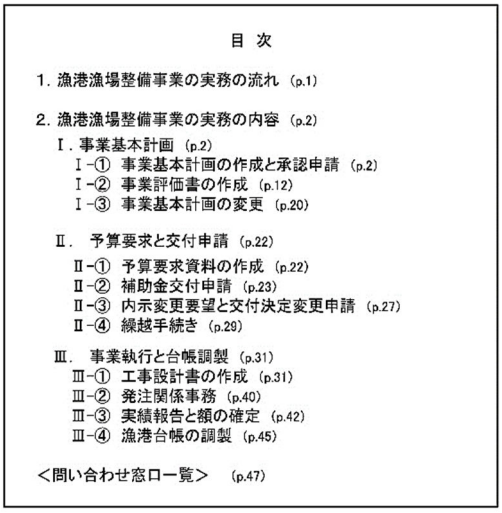

目 次

1. 漁港漁場整備事業の実務の流れ（p.1）

2. 漁港漁場整備事業の実務の内容（p.2）
Ⅰ. 事業基本計画（p.2）
Ⅰ-① 事業基本計画の作成と承認申請（p.2）
Ⅰ-② 事業評価書の作成（p.12）
Ⅰ-③ 事業基本計画の変更（p.20）
Ⅱ. 予算要求と交付申請（p.22）
Ⅱ-① 予算要求資料の作成（p.22）
Ⅱ-② 補助金交付申請（p.23）
Ⅱ-③ 内示変更要望と交付決定変更申請（p.27）
Ⅱ-④ 繰越手続き（p.29）
Ⅲ. 事業執行と台帳調製（p.31）
Ⅲ-① 工事設計書の作成（p.31）
Ⅲ-② 発注関係事務（p.40）
Ⅲ-③ 実績報告と額の確定（p.42）
Ⅲ-④ 漁港台帳の調製（p.45）

＜問い合わせ窓口一覧＞（p.47）

（手引きの内容：目次）

### 2)漁港漁場整備に係る「よろず相談窓口」の設置

水産庁漁港漁場整備部に「よろず相談窓口」を開設し、関係機関とも連携して、漁港漁場整備の課題を有する市町村に対し、課題解決に向けた相談・助言を行っています。

### 3)水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度の導入

漁港漁場整備事業の発注者自らが発注関係事務を適切に実施することが困難な場合に備え、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 21 条第 4 項に基づいて、その事務を代行できる発注者支援機関を認定する仕組みを導入しています。

### （漁港建設業の状況と課題）

漁港建設業界としては、水産庁が主導する市町村技術職員不足支援システムの運用と連携し、このような支援体制の一翼を担い、積極的かつ実効性ある市町村支援が期待されています。

①市町村管理漁港の災害復旧支援

災害協定は、一般的に都道府県と全漁建支部の間で締結される場合が多く、市町村と直接締結される場合がほとんどないため、市町村管理漁港の災害復旧は他の公物の災害復旧に比べて極めて遅いのが実情です。このため、市町村管理漁港の災害復旧を支援する効果的な仕組みが必要となっています。

②市町村管理漁港の日常管理支援

市町村における担当職員の不足により、漁港漁場整備法に定められた日常点検及びその結果整理の不備が問題化しており、その適切な対応が求められています。このため、特に技術者が不足する市町村において、地域に密着する漁港建設業界による支援や、点検業務の省力化が図られる「漁港施設点検システム」の活用が期待されているところです。

## 3. 漁港建設業をとりまく課題

### (1) 担い手３法（令和元年６月）及び運用指針（令和２年１月）の改正

（背　景）

改正前の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、品確法という）では、適正な利潤と建設業の中期的な担い手の育成確保を図るため、発注者の責務として予定価格の適切な設定等を定めるほか、多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争の是正を図ってきました。

近年、建設業をとりまく環境は大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上が急務となっています。また、公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階に当たる調査・設計においても公共工事と同様の品質確保を図ることも重要な課題となっています。

こうした環境の変化や課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、令和元年６月に、「品確法」とともに、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の促進に関する法律」のいわゆる担い手３法が改正されました。また、これに伴い、令和２年１月に、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう共通の指針として取りまとめられた、「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、運用指針という）が改正されました。

資料-国土交通省

図 3-1　新担い手３法（品確法と建設業法・入契法の一体的な改正）について

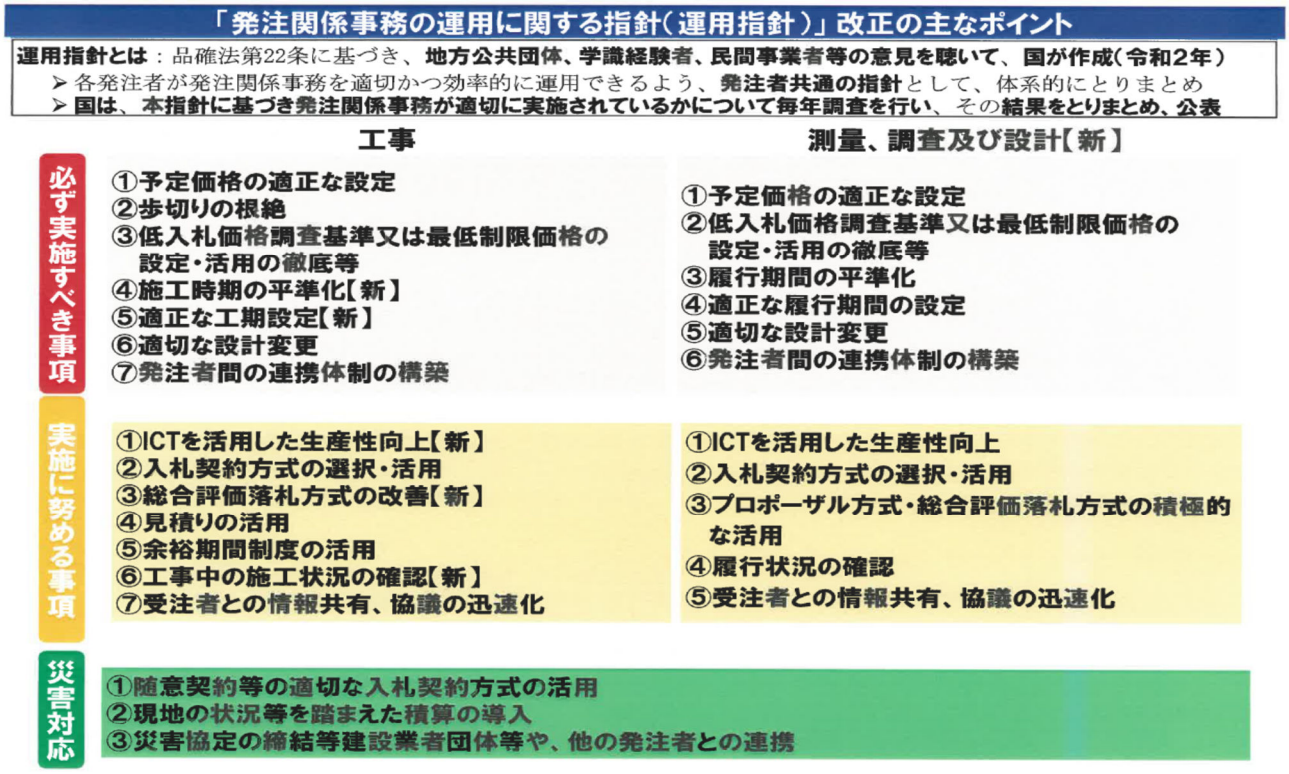


資料-国土交通省

図 3-2　改正運用指針のポイント（令和 2 年 1 月）

（品確法改正のポイント）

○ポイント 1：災害時の緊急対応の充実強化

発注者の責務として、主に以下が提示されています。

・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法の選択

・建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携

・労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

○ポイント 2：働き方改革への対応

発注者の責務として、主に以下が提示されています。

・休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定

・公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等

・設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

また、公共工事等を実施する者の責務として、主に以下が提示されています。

・適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

○ポイント 3：生産性向上への取組

受注者・発注者双方の責務として、主に以下が提示されています。

・情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

○ポイント 4：調査･設計の品質確保

・公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け。

**（漁港建設業の状況と課題）**

このような中、漁港建設業においては、海上工事において大きなウエイトを占める作業船の回航費・曳航費や近年増加する機能保全事業等の小規模工事などにおける設計積算と施工実態との乖離問題がまだまだ発生しています。全漁建の技術委員会における検討によると、「契約発注の適正化にかかる課題」としては、回航費・避難回航費、小規模工事における積算、現場条件の不一致、単価・歩掛の実態との不一致、不適切な発注時期・工期設定などの課題が挙げられています。

また、計画的な休日確保など働き方改革、ICT の導入など生産性の向上対策、さらには、市町村管理漁港における災害対応の遅れなど、陸上の工事に比べて多くの部分で遅れている状況にあり、品確法及び同運用方針の徹底等より、早急な改善を図る必要があります。

**① 適正な利潤確保への取り組み**

漁港建設業においては、海上工事特有の作業船の回航費・曳航費や近年増加する機能保全事業に伴う小規模工事などにおける設計積算と施工実態との乖離問題などが多発しており、早急な対応を図る必要があります。(表 3-1：漁港建設業における契約・発注にかかる課題／第 12 回（令和元年度）技術委員会意見参照)

表 3-1 漁港建設業における契約・発注にかかる課題

| 項　　目 | 改 善 要 望 内 容 |
|---|---|
| 1. 適正な回航費の計上 | 作業船の回航費・避難回航費は実態に応じた額を計上すべき |
| 2. 小規模工事の適正な積算 | 一定規模の工事に適用する標準歩掛ではなく、施工実態に応じ見積もり等により対応すべき |
| 3. ｸﾛｰﾗｰｸﾚｰﾝの拘束費の計上 | 標準歩掛による経費ではなく、工事期間中の拘束費を計上すべき |
| 4. 施工条件を把握した発注 | 現場条件の不一致がないよう事前に施工条件をよく把握すべき |
| 5. 適切な市場単価の設定 | 市場単価と実勢単価との乖離を是正すべき |
| 6. 適切な供用係数の設定 | 国土交通省港湾局で設定している供用係数は、沖合での漁場工事や小型の作業船で施工する漁港工事には合わない |
| 7. 適正な猛暑対策費の計上 | 現場管理費に率計算で計上されている猛暑対策費は非常に少額で是正が必要 |

資料－全日本漁港建設協会 第 12 回（令和元年度）技術委員会より

**②働き方改革への対応**

漁港建設業は海上工事が主であるため、作業の実施が、波浪や風などの気象海象状況やノリ養殖、盛漁期における水産物の水揚げ作業等に左右されることが多いことから、計画的な休日確保が難しくなっています。このため、働き方改革への取り組みが遅れており、早急な改善が求められています。令和元年度に実施した全漁建会員へのアンケート調査結果によると、荒天日の発生による工期へのしわ寄せや発注時期が遅い等の理由により、4 週 8 休を含め週休 2 日を確保できていない会員企業が約 4 割も存在しています（図 3-3 参照)。

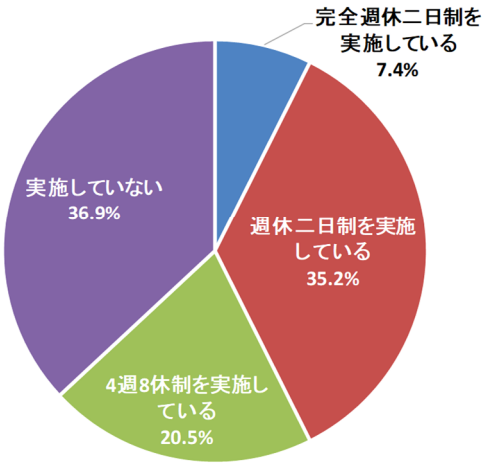


■週休２日を実施していない理由上位
①荒天日の発生による工期へしわ寄せ：　47 社
②発注者責任(発注時期が遅い+設計不備等による着工の遅れ)：　46 社
③受注者責任（協力会社との調整）：　26 社

資料－全漁建会員アンケート調査

図 3-3　漁港建設業における休日確保（工事現場における週休２日の確保）状況

**③生産性の向上への取り組み**

漁港建設業における工事には、波浪条件が厳しい海域での防波堤整備や海中部におけるマウンド造成など、労働条件が厳しく施工管理や品質管理が困難な現場が多いのが実情です。このため、水中ドローンなど ICT の導入や漁港施設部材のプレキャスト化の推進により労働生産性の向上や品質管理の高度化が喫緊の課題となっています。

**④緊急災害対応への取り組み状況**

近年、全漁建各県支部と都道府県との間で災害協定締結の推進（※次表 3-2 参考）により、緊急災害対応を着実に推進していますが、2,790 の漁港全体のうち約 7 割を占める市町村管理の漁港においては、災害協定の締結がほとんど進展していないことから、近年増加する豪雨災害から生じる流木等による災害復旧対応が遅れています。このため、改正品確法に基づき、災害協定の締結推進など特に市町村管理漁港を対象にした効果的な緊急災害対応の仕組みの構築が必要となっています。

表 3-2　漁港災害協定の締結状況（令和 3 年 3 月 9 日現在）

| 支部名 | 国・地方自治体と支部との間での協定（19 支部） | | |
|---|---|---|---|
| | 被締結者 | 締結年月日 | 名　　称 |
| 北海道 | 甲：北海道開発局長<br>乙：（一社）全漁建北海道支部長<br>丙：（一社）全漁建会長 | H25.11.19 | 災害時における北海道開発局所管施設等の災害応急対策業務に関する協定 |
| 青森県 | 甲：知事<br>乙：（一社）全漁建青森県支部長<br>丙：（一社）全日本漁港建設協会長 | H24.11.9 | 漁港・漁場・漁村の大規模災害時における応急対策業務に関する協定 |
| 岩手県 | 甲：知事<br>乙：（一社）全漁建岩手県支部長 | H25.4.1 | 災害時における漁港漁場の応急対策業務に関する協定 |
| 宮城県 | 甲：知事<br>乙：（一社）全漁建宮城県支部長 | H27.4.15 | 災害時における漁港・漁場の応急対策業務に関する協定 |
| 秋田県 | 甲：知事<br>乙：（一社）全漁建秋田県支部長<br>丙：（一社）全漁建会長 | H26.8.20 | 漁港・漁場・漁村の災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定 |
| 福島県 | 甲：県土木部長<br>乙：（一社）全漁建福島県支部長 | R3.3.9 | 災害時における漁港、海岸保全施設の応急対策業務の支援に関する協定 |
| 千葉県 | 甲：知事<br>乙：（一社）全漁建千葉県支部長 | H30.3.9 | 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定 |
| 神奈川県 | 甲：東部漁港事務所長<br>乙：西部漁港事務所長<br>丙：（一社）全漁建神奈川県支部長 | H29.6.29 | 地震・津波・波浪・その他の災害応急工事に関する業務協定 |
| 三重県 | 甲：知事<br>乙：（一社）全漁建三重県支部長<br>丙：（一社）全漁建会長 | H27.1.28 | 漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務に関する協定 |
| | 甲：南伊勢町長<br>乙：（一社）全漁建三重県支部長 | H27.8.10 | 漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務に関する協定 |
| 島根県 | 甲：県農林水産部長<br>乙：島根県港湾漁港建設協会長 | H28.4.1 | 漁港・漁場の大規模災害時における応急対策業務に関する協定 |
| 山口県 | 甲：知事<br>乙：山口県漁港建設協会会長 | H29.8.21 | 大規模災害時における漁港の応急対策業務に関する協定 |
| 高知県 | 甲：県港湾空港局長<br>乙：県海洋局長<br>丙：高知県港湾空港建設協会長<br>丁：全日本漁港建設協会高知県支部長 | H17.10.13 | 災害時の応急対策業務に関する協定 |
| 佐賀県 | 甲：県農山漁村課長<br>乙：佐賀県港湾建設協会長 | H22.9.1 | 漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定 |
| 長崎県 | 甲：県各振興局長<br>乙：（一社）長崎県港湾漁港建設業協会会長 | H18 年度 | 大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定 |
| | 甲：知事<br>乙：（一社）長崎県港湾漁港建設業協会会長 | H26.5.28 | 大規模災害発生時における広域支援活動に関する協定 |
| 熊本県 | 甲：知事<br>乙：熊本県漁港建設協会会長 | R2.12.24 | 大規模災害時の支援活動に関する協定 |
| 大分県 | 甲：県農林水産部漁港漁村整備課長<br>乙：（一社）全漁建大分県支部長 | H26.3.20 | 災害時等における漁港の緊急応急対策業務等に関する協定 |
| | 甲：大分市長<br>乙：大分県漁港建設協会会長 | H25.3.27 | 災害並びに事故発生時における支援活動等に関する協定 |
| 宮崎県 | 甲：知事<br>乙：宮崎県港湾漁港建設協会長 | H25.5.21 | 大規模災害及び事故発生時における応急対策業務等に関する基本協定 |
| 鹿児島県 | 甲：知事<br>乙：鹿児島県港湾漁港建設協会会長 | H28.2.10 | 災害・事故発生時の海上における応急対策に関する協定 |
| 沖縄県 | 甲：知事<br>乙：沖縄県漁港建設協会会長 | H28.3.22 | 大規模災害及び事故発生時における応急対策業務等に関する基本協定 |

| 企業間での協定 | | |
|---|---|---|
| 被締結者 | 締結年月日 | 名　　称 |
| 甲：カナツ技建工業株式会社（島根県支部）<br>乙：株式会社轟組（高知県支部） | H30.4.16 | 災害発生時における応急復旧業務等や応援体制に関する協定 |

資料-(一社)全日本漁港建設協会

## (2) 人材・担い手不足と特定技能外国人受入れ制度の創設

### 1) 人材・担い手の確保

**（背　景）**

国土交通省によれば、2015 年度の建設関係の技能労働者の数 330 万人は、10 年後には 40 万人以上減少するとの見込みを示す一方、2025 年度の市場の規模の拡大から、さらに人材が不足するとしています。また、高齢化の進行も厳しい状況にあり、55 歳以上の建設就業者の割合は 30%以上と全産業に比べて高い反面、29 歳以下の若年層の割は約 10%と他産業に比べて低い値になっています。このように、建設業界では構造的な人材不足となっているのが実情です（図 3-4 参照）。

海上を主な現場とする漁港建設業においても同様で、その主な要因は、海上作業など労働環境がきつい・危険、海象条件に工期が制約され計画的な休日が確保できない、現場勤務が多く家族と離れることが多いなどの理由により、若者や女性にとって魅力が低い業種となっています。また、高校や大学の卒業生に対して、リクルート情報が十分提供されていないという実情があります。

**（人材・担い手不足対策のポイント）**

このため、まずは、若者や女性の担い手確保に向け、令和元年 6 月に改正された新担い手 3 法に則り、他の産業と同様に計画的な休日が確保できるよう働き方改革を進めるとともに、厳しい作業環境の改善に向け、積極的な ICT の導入等による生産性の向上、さらには、適正な給与や生活が保障されるよう、公共労務単価の引き上げや社会保険への加入促進等が必要です。また、高校や大学生等に対し、職業としての漁港建設業の魅力等が伝わる効果的な広報活動も重要です。

加えて、建設技術者の適正な評価による人材育成に向け、建設キャリアアップシステムの普及促進などを総合的に推進していく必要があります。

**（漁港建設業の状況と課題）**

建設投資や雇用・就業者数の減少等の中で、建設業の持続的な発展を図るためには、将来を担う中核的な建設技能労働者を確保し、次世代への技能承継を図ることが喫緊の課題です。

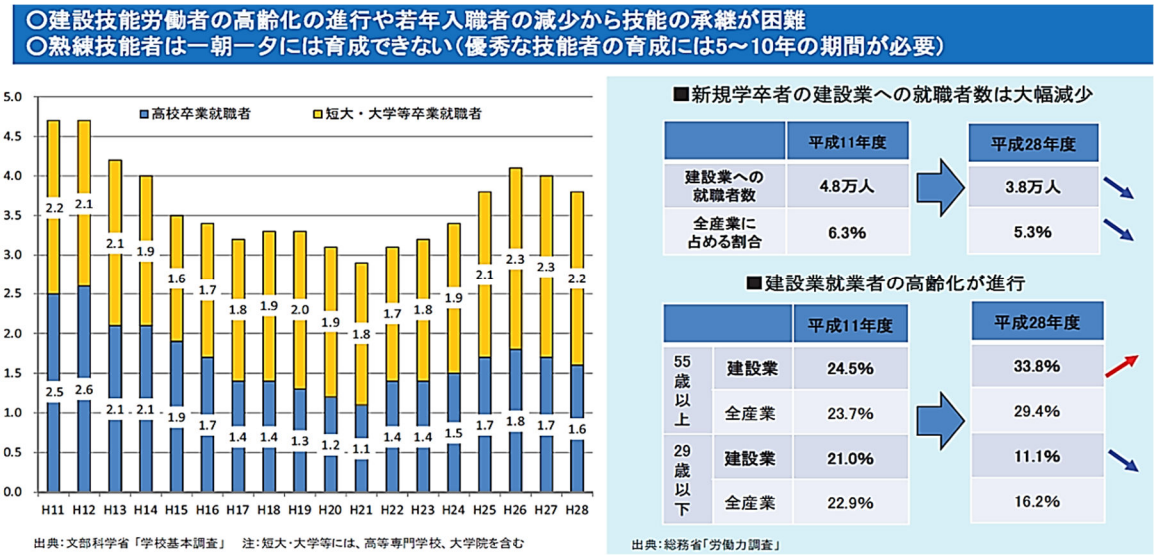


資料-国土交通省

図 3-4　建設業の人材確保・育成の状況

### 2）特定技能外国人の受入れ

**（背　景）**

2017 年 10 月末現在、我が国の外国人労働者数は約 128 万人（前年同期比 18%増）となり、2007 年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新しました。しかし、生産性の向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野：建設業などの 14 分野）について、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新しい在留資格（特定技能）が創設されました。建設分野においては、人口減少や少子高齢化等に進展に伴い、人材の確保・育成が大きな課題となっていることから、令和元年 2 月に、従来の技能実習生制度に加え、新たに、特定技能外国人受入れ制度が創設されました。

**（特定技能外国人の受け入れのポイント）**

特定技能の活動内容は、特定産業分野であって、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動を特定技能 1 号、熟練した技能を要する業務に従事する活動を特定技能 2 号と区分され、在留資格等の基準は以下のとおりとなります。

**◯ポイント１：特定技能１号**

・在留期間：1 年，6 か月又は 4 か月ごとの更新，通算で上限 5 年まで
・技能水準：試験等で確認（技能実習２号を良好に修了した 外国人などは試験を免除）
・日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を 試験等で確認（技能実習２号を良好に修了した外国人は試験を免除）
・家族の帯同：基本的に認めない

**◯ポイント２：特定技能２号**

・在留期間：3 年，1 年又は 6 か月ごとの更新
・技能水準：試験等で確認
・日本語能力水準： 試験等での確認は不要
・家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）

**（漁港建設業の状況と課題）**

全漁建の会員は、全国津々浦々の漁港や漁場の整備を主に担当していますが、海上工事には台風や冬季風浪などにより季節的に多くの工事制約期間が生じるため、その間、海上以外の工事にも広く対応可能な「多能工」的な職種を求める声が多くありました。「土工」は、まさにこれに対応可能となるように創設された職種であり、当協会の主力を占める地方の建設会社にとっては、メリットが大きい職種となっています。このため、全漁建においては、まずは職種「土工」において、漁港漁場関係工事が対応できるように措置し、当該職種に参画することとしました。

なお、日本港湾空港建設協会連合会（以下、日港連という）をはじめとする港湾関係団体においては、作業船等大型の機材を運用して行われる港湾等の海上工事において高度な技能を有する人材の確保が必要なことから、職種「海洋土木工」を創設し、日港連が窓口となり対応しています。その際、外国人受け入れ検討のための協議会を設置しており、全漁建もこれにオブザーバーとして参画し、特定技能生にかかる情報共有など連携を図りつつ対応しています。

**（参考１：建設分野における特定技能外国人の受入れ）**

建設分野においては、建設業者団体等が共同して設立した（一社）建設技能人材機構（JAC）において、アウトサイダーやブラック企業の排除、有為な外国人材の確保、失踪・不法就労の防止等の課題に的確に対応することにより、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実施することとしており、全漁建は令和２年６月４日にこれに加入しました。

**（参考２：漁港建設業における特定技能外国人の受入れ手続き：職種「土工」、ベトナムの例）**

特定技能外国人の受入れにあたり、全漁建の会員は、その業務内容から試験区分「土工」の合格者と雇用契約を締結します。

受入れ会員は、特定技能外国人への賃金の他、（一社）建設技能人材機構（JAC）に外国人の受入れ負担金を支払うこととなります。ベトナムとの二国間協定においては、この他、送り出し機関への派遣費、日本語教育費、渡航費が必要となります。

また、受入会員は、特定技能外国人の日本での生活を支援する必要がありますが、これらを登録支援機関に委託することができることとなっています。

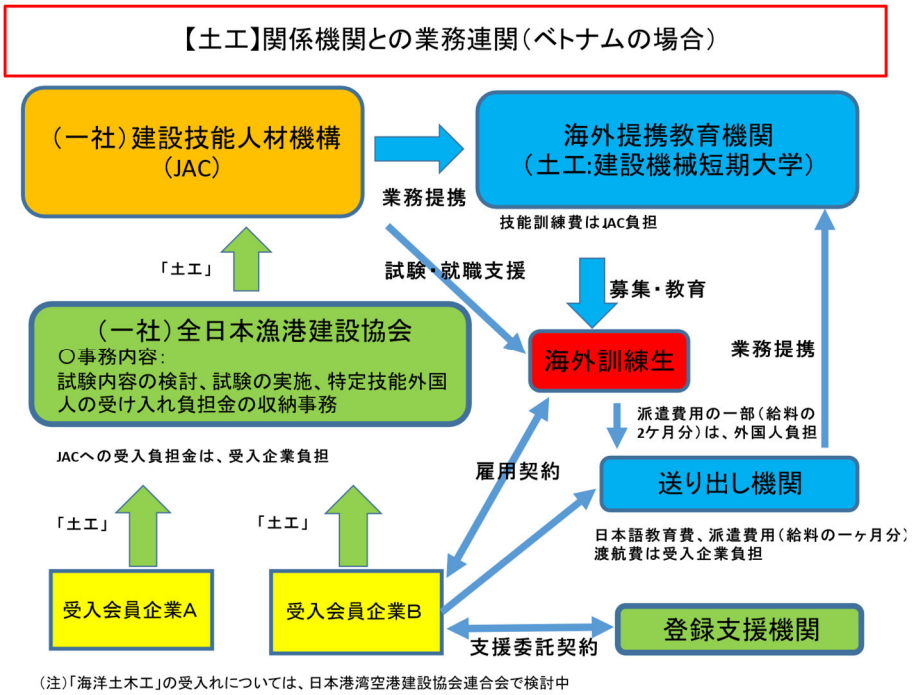


図 3-5　職種「土工」にかかる特定技能外国人受入れ関係機関との業務連携イメージ

**（トピック）**

令和２年度作文コンクール「私たちの主張」（国土交通省及び建設業人材確保・育成推進協議会共催）において、ベトナム出身のリンさん（米盛建設株式会社勤務）による「未来への懸け橋として」が、国土交通大臣賞を受賞しました。彼女は、2015 年３月に日本に留学し日本語を学んだ後、2018 年に同社に入社、現在は、外国人の採用や通訳など外国人との懸け橋役として活躍中で、「日本の建設業には、外国人の労働力が不可欠。今後もその懸け橋役として活躍したい。」と抱負を述べています。本例は、漁港建設業を通じ外国人が地域に根付き、地域社会にも貢献している良い事例といえます。

## (3) 建設業における新型コロナウイルス対策

**（背　景）**

公共事業は、社会の安定維持の観点から、緊急事態措置の期間中においても、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する事業者として位置付けられている（令和２年３月 28 日；新型コロナウイルス感染症対策の基本本部決定）ように、地域経済の維持発展の観点から事業の継続は重要な課題となっています。

**（建設業における新型コロナウイルス対策のポイント）**

新型コロナウイルス感染症などによる被害は、自然災害と異なり、いつでも、どこでも、だれにでも起こり、当事者になりうる可能性があります。感染症による被害は、現場の作業員も自分のこととして考える必要があります。これからの企業経営者には、内部外部それぞれの人にどのような対策を講じているかがわかるようその対応の見える化が重要です。コロナ対策をしっかり講じる企業については、外部からの企業の価値が上昇するとともに、内部からの評価も上がり、結果として、仕事や人が集まり、品質や安全面もよくなると考えられます。

**（漁港建設業の状況と課題）**

感染予防のための基本的な考え方や講ずべき具体的な対策については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和２年５月 14 日（令和２年８月 25 日改定版）国土交通省土地・建設産業局建設業課長）により示されています。

具体的には、例えば、職場での大規模な感染拡大を防止するために建設現場やオフィスの実態に即した対策を組む必要があることから、事業者が拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、すべての従業員に伝える必要があるとしたうえで、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底など作業環境の管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理を含めた健康管理などに留意した取り組み等を実施することとしています。

また、港湾空港整備に関係する５団体（一般社団法人日本埋立浚渫協会、日本港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人日本海上起重技術協会、全国浚渫業協会）により策定されている、「港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」（令和２年５月 18 日策定・令和２年７月 10 日改定）においても海上工事関する建設業者が対応すべき具体的な取り組みが示されています。

漁港建設業においては、これらのガイドライン等を踏まえ、必要に応じ、衛生委員会等を開催し、建設現場等の様態等を考慮した創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていくとともに、自らの建設現場やオフィスの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有等を通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことが求められます。

**（参考１：漁港建設業における感染予防対策の実態）**

全漁建が令和２年５月１日～13 日の期間、全国の正会員 635 社を対象に実施したアンケート調査によると、漁港建設業における感染予防対策の実態及び今後の要望としては以下のとおり

となっています。

まず、会員各社が講じている具体的な対策としては、

・アルコール消毒液の設置や消毒マスクの着用やうがいの励行が実施される他、事務所等での「三密」回避や換気、シート等による飛沫拡散の防止が行われています。また、ウェブ会議など新たな取り組みも進められています。（下図 3-6 参照）

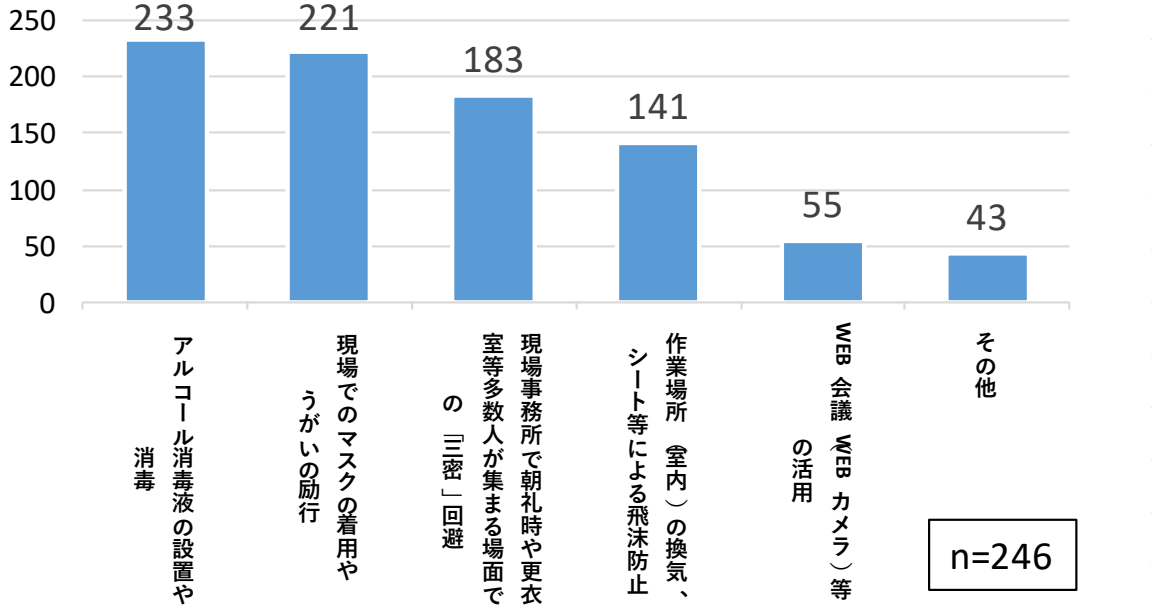


資料－全漁建会員アンケート調査

図 3-6　工事現場における感染拡大防止策の内容（複数回答）

また、事業の継続や今後の対策等についは、以下の要望が挙げられています。

①具体的な事業継続に関して

・工事中止基準の明確化
・工事中止の場合の支援制度（経費補償や設計変更、部分引き渡し等）の充実
・余裕ある工期の設定や工期の延長
・資金繰り支援のための前払いの積極活用
・感染者発生時の柔軟な対応（労災認定とそれに伴う指名停止の回避）など

②施工中の工事における感染拡大防止策に関して

・マスク、消毒液、検温器等の入手困難な状況の改善
・工事検査における立会頻度の減少
・会議・打ち合わせのオンライン化の検討
・現場におけるコロナ対策取り組みの工事評点への反映など

③経済対策や税制・金融対策等に関して

・地域経済が冷え込まないよう公共事業費の適正な確保
・新型コロナウイルス経済対策の一環として国土強靭化緊急 3 か年対策の後継事業の実施
・ウェブ検査やウェブ立会を活用した工事の発注など

## (4) SDGs 達成を意識した取り組み強化

**（背　景）**

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals の略称）とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。

2030 年に向けて持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（図 3-7 参照）と 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでおり、企業活動においても今後対応の強化が必要となっています。

**（SDGs の目標）**

SDGs の目標 17 項目（図 3-7）はいずれも、持続可能な開発、民主的なガバナンスと平和構築、気候変動と災害に対する強靭性など貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を世界に呼びかけています。

図 3-7　SDGs の世界を変えるための 17 の目標

**（SDGs の目標と漁港建設業で対応可能な行動例）**

SDGs の目標は、すべての人々が平和と豊かさを享受できるための普遍的な行動を求めており、漁港建設業においても持続可能な社会構築に向け、個々の企業活動において、自らの社会インフラ整備に係る仕事の社会的意義に加え、世界の環境、社会、経済に与える影響など当該目標の達成を意識し、出来るところから行動を始めることが求められます。漁港建設業における SDGs の各目標を意識した取組のスタートとしては以下のことが考えられます。

**○目標 1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる**

→外国人労働者を含めすべての職員に対し適正な賃金の支払いなど

**○目標 2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養を実現し、持続可能な農業を実現する**

→養殖業への参画等水産業の 6 次産業化支援や栄養バランスに配慮した食事の提供など

**○目標 3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する**

→週休 2 日の確保等働き方改革や ICT 導入による生産性向上、工事における環境影響調査

の徹底など

**〇目標 4：すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する**

→地域の子供や学生たちへの現場における建設技術教育等の地域貢献活動など

**〇目標 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う**

→女性の建設現場へ参画しやすい環境づくりや地域の女性支援組織への参画・支援など

**〇目標 6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する**

→建設現場における清潔な女性用トイレの設置など

**〇目標 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保**

→太陽光や風力発電、雪氷熱など自然エネルギーの導入及び関係施設の整備促進など

**〇目標 8：包摂的かつ持続的な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用を促進する**

→新型コロナ対策を含め、安全かつ効率的で魅力的な職場環境の整備など

**〇目標 9：強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進**

→地震や津波等の大規模災害に対して粘り強い構造を有する漁港施設の技術開発など

**〇目標 10：各国内および各国間の不平等を是正する**

→技能労働者の適正な評価など

**〇目標 11：包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する**

→台風や豪雨などの自然災害に対して安全な漁業地域づくり支援など

**〇目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する**

→施設の長寿命化と発生材等の資源化・リサイクルの推進など

**〇目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる**

→海水温上昇に対応した漁港漁場施設の整備、現場における省力化機械・船舶の導入など

**〇目標 14：持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する**

→水産生物にとって重要な藻場・干潟の再生への取りくみなど

**〇目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する**

→地域と連携した環境保全活動等地域貢献活動の推進など

**〇目標 16：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する**

→コンプライアンス意識の徹底や地域の守り手としての公益的機能の発揮など

**〇目標 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化する**

→海外技術協力等を通じた環境保全型の漁港計画・整備技術の移転など

**（漁港建設業の状況と課題）**

漁港建設業における SDGs に対する活動は、目標 12 における建設資材のリサイクルの推進や目標 13 における現場における省力化機械の導入、また、目標 14 における藻場の保全・再生への取り組みなど一部において始まっているといえますが、まだまだ本格的な取り組みまでは至っていないのが実情です。各企業においては、まずは、SDGs を十分理解するとともに、対応可能な目標を設定し、社会の理解と評価を得つつ取り組んでいくことが肝要です。

## 一般社団法人全日本漁港建設協会の概要

**（沿 革）**

昭和50年代当初、海洋主要国が200海里漁業水域を相次いで設定するなど、新たな海洋秩序への動きの中で、漁港の整備促進は一層の緊急度を加え、漁港建設の施工部門を分担し、重要な責務を持つ漁港建設業界の早急な体制整備とこれに基づく円滑適正な事業の実施や業界の健全な発展を図ることが内外から強く要請されていました。

また、漁港関係工事には一般土木工事に関する技術の他、気象・海象に対応する特殊な技術、海洋生物や環境衛生に関する専門的な知識等、多岐に亘る専門知識と技術が必要とされることから、それらの技術・知識の向上を図るとともに施工の合理化、効率化についての諸問題を解決すべく、全国的に統一された組織による対応も要請されていました。

このような要請を受け、昭和53年（1978年）6月に東京において全国の漁港関係建設業者や所管官庁の大きな期待のもとに全国の漁港建設業者が相集い、「優れた技術を持って日本の水産業の発展に資する漁港建設業者の集まり」を目指す「全日本漁港建設協会」が設立発足しました。

設立と同時に全国各地に37支部を置くと共に、昭和55年には地域の特性を十分に発揮するため、全国５地区に「地区連絡協議会」を設置しました。

平成24年５月には一般社団法人に移行し、現在に至っています。

**（歴代会長）**

全日本漁港建設協会

| | | |
|---|---|---|
| 初代 | 林　　真治 | （昭和53年～昭和54年） |
| ２代 | 坂井　溢郎 | （昭和54年～平成12年） |
| ３代 | 大島　　登 | （平成12年～平成23年） |
| ４代 | 長野　　章 | （平成23年～平成24年） |

一般社団法人全日本漁港建設協会

| | | |
|---|---|---|
| 初代 | 長野　　章 | （平成24年 ～令和２年） |
| ２代 | 岡　　貞行 | （令和２年 ～現在に至る） |

**（現 況／令和3年3月31日現在）**

(1) 事務所所在地　東京都中央区八丁堀3丁目25番10号　JR八丁堀ビル5階

(2) 会　員

| | | |
|---|---|---|
| 正会員 | | 631社（過去最多会員数 1,035社：平成9年度） |
| 賛助会員 | （団体） | 22社 |
| | （個人） | ９名 |

(3) 支　部　35支部


## 一般社団法人　全日本漁港建設協会

〒104-0032　東京都中央区八丁堀３丁目25番10号 JR八丁堀ビル5F

電話：03-6661-1155　FAX：03-6661-1166　Eメール：info@zengyoken.jp

協会ＨＰ　https://www.zengyoken.jp/